

卞榮晩訳『世界三大怪物』と『二十世紀之大慘劇帝国主義』について  
——大韓帝国知識人の帝国主義理解の一端——

権 純 哲\*

*On the World's Three Big Monsters and the Imperialism: A Big Tragedy of the 20<sup>th</sup>. Century*  
translated by Byon Yong-Man

: An Aspect of an Intellectual's Understanding of Imperialism during Great Han Empire Period

KWON, Soon Chul

はじめに

I 卞榮晩の生涯：修学と活動

1. 卞榮晩の生涯
2. 法官養成所
3. 普成専門学校
4. 『畿湖興学会月報』所収論説
5. 『法学協会雑誌』所収論説
6. 『法政学界』所収論説

II 卞榮晩訳述『世界三大怪物』

1. 『世界三大怪物』と原著「美国 斯密哥徳文」
2. 『世界三大怪物』という書名

III 卞榮晩訳述『二十世紀之大慘劇帝国主義』の原書と参考書

1. 『太陽』臨時増刊 20 『時代之趨勢』

(1) 博文館と『太陽』

(2) 『時代之趨勢』

(3) 「帝国主義」

2. ラインシュの『世界之政治』・『世界政策』

(1) 高田早苗の翻訳：『十九世紀末世界之政治』と『帝国主義論』

(2) 吉武源五郎訳『世界政策』

(3) 鈴木虎雄補訳『列国審勢支那政治論』

IV 卞榮晩訳述『二十世紀之大慘劇帝国主義』と原書との対照

1. 卞榮晩訳述『二十世紀之大慘劇帝国主義』

2. 原書との対照

V 明治帝国主義批判論の韓国観：山口義三著『破帝国主義論』〔補〕

むすび

はじめに

韓国近代学術受容の激動期と言える大韓帝国期、近代学術の供給源として日本の比重は、すでに中国を越していた。政治、経済、軍事力に

おける日本の優位がその背景をなしていたことは言うまでもないが、さらにそこには、近代学術文化の生産基地として且つ発信基地としての日本の存在がある。日本留学生の数的増加とともにその活動が目立つようになり、また日本書籍の翻訳書が増加していくのであり、このような現象は、大韓帝国だけでなく、清末の中国に

\* クォン・スンチョル  
教授：韓国思想史・東アジア近代学術思想

においても同様であった<sup>1</sup>。

大韓帝国期の国家学関係書籍については、前稿(本紀要第47巻第2号と第48巻第1号)<sup>2</sup>でその実態の一端を明らかにしたが、日本書からの翻訳が多く、梁啓超の翻訳著述した書籍や記事からの翻訳など漢訳書からの重訳の例も稀ながらあった。このような韓国近代学術受容の特徴的現象があるいっぽう、善隣訳書館幹事吾妻兵治漢訳『国家学』にみるように、中国や韓国へ発信する日本人による漢訳書の流通実態にも注目する必要がある。

本稿では、大韓帝国における反国家思想受容の一例として帝国主義批判書を取りあげる。一つは英書の「意識」とみられ、もう一つは日本の雑誌記事からの「訳述」である。この二つの訳書を出した青年法学徒卞榮晩の修学状況および初期活動内容にも目を配り、帝国主義批判書受容前後の背景となる時代状況とも関連して考察する。

韓国近代学術受容の実態をうかがえる一つの目安として翻訳書の出版状況をみると、甲午改革後の近代的教育制度整備の進展にしたがって教科書類が出版され始め、保護条約を境として出版物における分野の多様化と種類の増加が特徴として現われる。国家学関係書籍の場合、近代的国家体制構築を担う人材養成のための教科書と啓蒙的参考書が翻訳され、それによってもたされた近代学知は、当時大韓帝国が置かれていた状況からみて重要な意味をもつ。

近代国家体制を構築するため、大韓帝国の指導層の多くは、そのモデルとして立憲君主制の大日本帝国を念頭に置いていたのであるが、勢力圏を大陸へのばそうとする大日本帝国は日清戦争後、韓国政府への助言を建て前にし、内政への干渉を強めていき、遂に保護国にしてからは韓国内政までを掌握していく。強権的保護条約体制の下、国際法はその条約の是認を強いる

不条理なルールであることが明るみに出たのであり、近代国家学は、改革の名の下で受容され、文明史観による弱肉強食を正当化する帝国学知として移植されていく。このように相反する属性の近代国家学を受容すればするほど、当時韓国の知識人がおかれていたジレンマ状況はさらに尖鋭化していったと思われる。

近代国家学知識の習得、王朝国家の社会体制に対する改革ヴィジョンの提示と実行、保護条約体制からの脱却道筋の模索、国民教育と啓蒙などの任務や課題を背負っていた大韓帝国の知識人に、近代国家学関係学説や知識は、むしろあきらめの意識を植えつけるものであった。それは、日本の露骨な暴力のほか、近代学知における優劣の差が知識人の意識に投影されていたからでもあろうし、帝国主義が本来持つ万国平和論や世界国家論に毒されたからかも知れない。それゆえに、列強が競い合う世界政策のもつ帝国主義に対する批判書、列強中心の世界秩序に対する批判書も同時に翻訳紹介されていたのである。

本稿が注目する卞榮晩が訳した『世界三大怪物』は1908年3月5日に、『二十世紀之大惨劇帝国主義』は同年9月30日に発行された。保護条約締結後、露骨化する大日本帝国の侵略行為に対する大韓帝国国民の抵抗も激化していく時の出版であった点で、その韓国思想史上の意義は大きい。韓国併合の翌年11月19日の「朝鮮總督府警務總監部告示第72號」の「左記出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルニ付隆熙3年法律第6號出版法第12條及第16條ニ依リ其發賣頒布ヲ禁止シ該印本及刻版印本ヲ押收ス」32冊のうちに含まれたこと自体が両書の存在を物語っている。

ところが、これら卞榮晩訳書の原書は未確定のまま、それが研究の空白をなしていたのである。したがって本稿の主眼は、その原書確認に

ある。

以下、この課題にアプローチするために、まず訳述者卞榮晩の生涯について先行研究<sup>3</sup>によりつつ整理しておきたい。具体的には彼の修学した学校事情と、彼の活動した関係学会状況を概観することによって当時の時代状況の一端をうかがい、また彼の論説を紹介することによって、二つの訳述書出版後、彼自身の時代認識と帝国主義理解がどのように展開されていたかをうかがうことにしたい。

その後、本題に入り、原書未確定の卞榮晩「意訳」『世界三大怪物』について、原書と思われる書籍との対照考察を行い、原書の可能性を提示し、卞榮晩「訳述」『二十世紀之大惨劇帝国主義』については、その原書の詳細につき具体的に考察していく。すなわち、原書にみられる帝国主義理解をうかがうことによって、「訳述」した卞榮晩の帝国主義理解のもつ思想的意義を浮き彫りにし、そして卞榮晩の訳述実態について論じていく。

最後に、当時日本にあった帝国主義批判書にみられる韓国観の一端を紹介し、本稿課題の「補」にしたい。近代日本を風靡した帝国主義の問題とそれに対する批判の言説を吟味することによって、当時はなしえなかった、日本とアジアそして日本と韓国の人々に思想上の新たな共感帯構築の可能性を見いだせることも期待できると考えられるからである。

なお、本稿で引用する漢文交じりの韓文資料は、漢文・漢語をそのままにしハングルのみを訳する直訳を原則にしたのであり、字体も原文のままにしたことを予め断っておきたい。また、引用文中の卞は合字である。

## I 卞榮晩の生涯：修学と活動

### 1. 卞榮晩の生涯

1889年生まれの卞榮晩が漢学を修めた幼時には日清戦争が起こり、1904年9月法官養成所に入所し1906年1月に第四回生として卒業するまでの修学中には日露戦争が起こり、露骨な侵略を合法化する一連の条約が結ばれ、やがて大韓帝国は大日本帝国の保護国になる。法官養成所卒業の翌月、卞榮晩は、開校2年目の普成専門学校の法律専門科夜学科に進む。法律に関する学修をさらに深める目的からであったろう。同年3月には判任官8級<sup>4</sup>の法官養成所博士に任命され、12月に判事・検事選抜試験に合格する。その間、6月ハーグ万国平和会議に保護条約の無効を訴えようとした密使事件により7月に皇帝高宗が退位させられる。

1908年1月に普成専門学校での2年間の修学をおえ、第二回生として卒業した卞榮晩は、7月に判任官3等裁判所書記に任命、京城地方裁判所に補任され、同年12月に奏任官4等の判事に任命、木浦区裁判所判事に補任される。その間、3月に『世界三大怪物』を出版、同年3月に創立した法学協会には発起人として参加、『法学協会雑誌』に論説を掲載し、8月には同年1月に創立された畿湖興学会の月報にも寄稿する。9月に『二十世紀之大惨劇帝国主義』を出版、そして普成専門学校校友会発行『法政学界』に論説を引き続き掲載する。

1909年10月に木浦区裁判所判事を「棄官」<sup>5</sup>上京する。

上京後、卞榮晩は弁護士<sup>6</sup>を開業するが、『皇城新聞』1909年12月22日につぎのような「雑報」がある。

#### ●辯護開業式

木浦区裁判所判事卞榮晩氏は司法權委任する

時に該職を辭免したそうだが、近日中部笠洞等地で辯護士事務所を開設し今明間開業式を行うそうだ。(句読点：権。以下同)

卞榮晩の「棄官」が「司法権委任」の時であったというが、統監府の保護統治下の当時、つぎのような司法上の措置があった。

1909年10月16日に明治天皇による勅令第236号「統監府裁判所令」同237号「統監府裁判所司法事務取扱令」同238号「韓国人に係る司法に関する件」同240号「韓国に在る犯罪即決令」が出され、同月21日統監府令第28号「統監府裁判所設置の件」同31号「統監府監獄設置の件」が、23日に同34号「弁護士規則」が出され、11月1日より施行となった。これにともない、10月28日には大韓帝国皇帝が裁可し頒布した法律第28号による「裁判所構成法の廃止」、同30号「裁判所設置法の廃止」、同31号の「民事・刑事の訴訟に関する件廃止」、同33号の「弁護士法の廃止」、同85号の「法部官制の廃止」、同89号の「監獄官制の廃止」、同94号の「法官任用令の廃止」などが10月31日限りとなった<sup>7</sup>のである。「司法権委任」とは、10月31日限りと11月1日施行となった以上のような一連の措置によって行われたのであり、卞榮晩の「棄官」はこの施行前のことであった。

ちょうどその時、10月26日に安重根が前韓国統監伊藤博文を狙撃暗殺する事件が起こったのである。

弁護士を開業<sup>8</sup>したばかりの卞榮晩は、韓国人弁護士会から安重根裁判の弁護士に推薦される。当時の法曹界において相当囑望されていたことをうかがえるが、安重根の弁護士として卞榮晩は、当局に許可されず<sup>9</sup>裁判に関与できなくなる。これにつき、『皇城新聞』は1910年1月30日と2月4日の雑報でつぎのように報道している。

#### ●卞辯士發程

旅順に在する安定根氏が辯護士會に旅費五十圓を送交し、辯護士一人を派送するように云ったので、辯護士會で協議した結果、卞榮晩氏に代表を選定したが、日間該地方へ發程する計劃だという。

#### ●韓辯護士不許

安重根事件を辯護する爲めに辯護士卞榮晩氏が渡去するとは、已報したが、安定根氏が再昨日に卞榮晩氏へ電報し、韓國辯護士は不許なので發程を中止するように云ったそうだ。

安重根の弁護士を雇うために、閔泳翊が上海でドイツ人、ロシア人など外国人弁護士を手配していると『大韓毎日申報』<sup>10</sup>も報じているが、結局、安重根の母らが送った韓国人弁護士安秉瓚、沿海州の韓人が派遣したロシア人弁護士ミハイロフ、上海から向かった英国人弁護士ダグラス、そのほか外国人二人の弁護士申請<sup>11</sup>は、許可されず、2月7日からの公判においては現地の日本人弁護士鎌田正治と水野吉太郎が弁論に当たった<sup>12</sup>。

この後の卞榮晩の弁護士として活動を『皇城新聞』は引き続き報道している<sup>13</sup>。

併合後、卞榮晩は、中国各地を遊歴し章炳麟と交流を図る<sup>14</sup>など活動をし、1918年帰国。1921年10月に北京で開かれた国際弁護士会に朝鮮人弁護士会代表の一員として参加した卞榮晩は、司法講習所で社会改良と法律関係について英語講演を司法総長秘書の通訳にて行い多大な喝采を博した<sup>15</sup>という。政治的活動には直接関わらず、弁護士活動を継続していくなか、漢学を中心とした執筆と寄稿をする生活の末、解放を迎える。

解放後、明倫専門学校のちに成均館大学<sup>16</sup>教授を勤めるが、反民族行為処罰のための大法院

臨時特別部判事に任命されると、教授職を辞める。親交のあった崔南善（1890～1957）の審理が始まると裁判長忌避申請をすることもあった。南北戦争の間は釜山で避難生活をし、休戦後ソウルに戻り、その翌年の1954年12月に世を去る。享年65歳であった。

以上の卞榮晩の略歴<sup>17</sup>において、本稿の課題と関連して注目されるのは、彼が修学した法官養成所と普成専門学校の教育内容と、彼が関係した畿湖興学会、法学協会、『法政学界』に寄稿した論説であり、これらを順にみていく。

日本の半島支配大陸侵略政策が露骨化し、日本の主義主張が法となり原則となっていく保護国統治の理不尽さ、たとえば、皇帝未承認の保護条約が威嚇によって作成公表されたこと、その不法不当を訴えた皇帝が退位させられたこと、司法権の剥奪、軍事裁判権による日本軍の義兵へ弾圧、安重根裁判における弁護人選任権の侵害などを、法学徒として法律家として卞榮晩は目の当たりにして経験したのである。

## 2. 法官養成所

法官養成所は、甲午改革のなか、法部大臣徐光範の上奏（1894.12.16）による1895年3月の「裁判所構成法」制定や「法部官制」公布にともなって制定された「法官養成所規程」により、同年4月12日に開所した。法官養成所は、韓国における近代法学教育機関の嚆矢である。

## 法官養成所と日本人教官

「法官養成所規程」によって出来上がった学科時間割をみると、担当教官には主に日本人が任命されていた。以下の表<sup>18</sup>にみるように、日本からの支援の程度と日本への依存の程度を如実に示している。

法学通論担当の日下部三九郎（くさかべ・さんくろう）<sup>19</sup>は、1894年帝国大学法学部英国法学科を卒業した法学士で、同年第一回外交科（外交官及び領事官）試験に合格、直ちに韓国に赴任、当時外交官補であった。民法、民事訴訟法、刑事訴訟法の三科目を担当した高田富藏（たかだ・とみぞう）<sup>20</sup>は、日下部と同年同じ英国法学科卒の法学士で元司法官試補、当時法部補佐官であった。刑法担当の堀口九萬一（ほりぐち・くまいち 1865～1945）<sup>21</sup>は、1893年帝国大学法学部仏蘭西法学科卒の法学士で、卒業とともに司法官試補に任じられたが、翌年第一回外交科試験に合格、直ちに韓国仁川に赴任、当時領事官補としてソウル京城にいた。現行法律担当の皮相範（1856～？）は法部参事官として法官養成所所長であった。ほかに法部顧問官アメリカ人具禮（C.R. Greathouse:1846～99）も法官養成所教授になったようだが、教授内容に関する資料はない<sup>22</sup>という。

ちなみに、当時法部顧問官<sup>23</sup>には、1895年初めから翌年2月まで星亨（1850～1901）が、その後任に星の大坂開成所同学であるアメリカ Yale 大学法学士野澤鷗一（1852～1932）<sup>24</sup>が

	10時～11時	11時～12時	1時～2時
月	民法（高田）	民事訴訟法（高田）	法学通論（日下部）
火	刑法（堀口）	刑法（堀口）	民事訴訟法（高田）
水	刑法（堀口）	民法（高田）	法学通論（日下部）
木	民法（高田）	民事訴訟法（高田）	刑事訴訟法（高田）
金	刑事訴訟法（高田）	刑事訴訟法（高田）	法学通論（日下部）
土	現行法律（皮相範）	訴訟演習（高田、堀口、日下部）	

いた。野澤は赴任した 1896 年 2 月から『刑法草案』作成に関わり、6 月に『刑法草案』完成、7 月にその翻訳を終え、翌年 1 月に法部に提出、翌月任期満了となり帰国する<sup>25</sup>。法官養成所の教授には関わらなかったようである。

法官養成所は、1895 年 4 月 12 日に開所、4 月 23 日に開講する。修学期間は 6 カ月で、同年 11 月 10 日に第一回卒業生 47 名を、翌年 1 月 11 日に第二回卒業生 39 名を輩出し、1903 年再開するまで長期休所状態となる。これは閔妃殺害事件の影響とみられる。

第一回生と第二回生との開講時期に 2 カ月の差があるから、つぎの第三回生の開講は 1895 年 8 月になるはずであるが、その時に日本の軍・官・民が閔妃を殺害する「乙未事変」（8 月 20 日、陽暦 10 月 8 日）が起こったのである。一週後、急派された政務局長小村寿太郎を代表とした調査団は、事件の早期解決のために、三浦梧楼公使の指揮下で事件に深く関わった公使館書記官杉村濬、領事官補堀口、通訳官國分象太郎、警部荻原秀次郎をはじめとした軍・官・民の「実行犯」の退韓措置を図り、調査開始 10 日後退韓<sup>26</sup>となった。1896 年 1 月広島で開かれた軍法会議では 8 名の将校に対して「無罪」判決を下し、裁判所では三浦梧楼以下 48 名にすべて「免訴」決定となった。3 カ月におよぶ拘留後、釈放された堀口は、3 月に復職し清国湖北省沙市領事として赴任する。

法官養成所が第二回生以後、学員募集がなかったことは、閔妃殺害事件による刑法担当の堀口領事官補の退韓、他の日本人教官の人事異動<sup>27</sup>と密接関係しているものとみられ、もはや法官養成所は正常に機能できなくなったのであろう。法官養成所は 1899 年に一時廃止となった<sup>28</sup>という。

## 法官養成所の再開

法官養成所が再開したのは 1903 年 2 月 17 日で、修業年限は 1 年 6 カ月に延長され、1904 年 7 月 21 日に第三回卒業生 28 名を輩出する。その間、学員の募集はなく、同年 7 月 30 日に「法官養成所規則」（法部令第 2 号）が制定公布され、学科には、法学通論、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、憲法、行政法、国際法、商法、現行法律、算術、作文、外国律例に定め、増減できることになり、学科の教授時間は 5 時間に定め、長短は推移によって改正できることになった。

第四回生となる卞榮晩は 1904 年 9 月法官養成所に入り修学する。当時の教官には、フランス人金雅始 (L. Crémazy:1837~1910) が 1904 年出版した『Le Code Pénal de la Corée 改正刑法草案』仏語翻訳を行う際に養成した官立法語学校卒業生である方承憲、金廷植、鄭基學、崔炳玉、李信宇の五人<sup>29</sup>があり、ほかに丁明燮、曹世煥、高翊相、金鍾灌、尹泰榮、尹光普などがあつたことは、保護条約締結に反対する『大韓毎日申報』1905 年 11 月 24 日の「法官養成所教官臣丁明燮等疏本」と、同月 26 日の「法官養成所教官臣丁明燮、曹世煥、高翊相、金鍾灌、尹泰榮、尹光普等再疏如左」という見出しの「雑報」記事からわかる。さらに同新聞 12 月 2 日「雑報」の見出し「法官失刑」<sup>30</sup>には、法官養成所の学員たちが保護条約に調印した大臣を国賊として処罰すべく告発したニュースを伝えている。卞榮晩もその一員であつたろう。

法官養成所のこのような混乱のなか、同年 12 月 11 日に日本留学出身の李冕宇が新たに所長となり、洪在祺、柳東作、劉文煥、尹憲求、石鎮衡、羅璿など日本留学出身者が教官に任命され、全教官が入れ替わることになる。1906 年 1 月に卞榮晩は卒業、その翌月普成専門学校法律専門科夜学科に入学する。

## 卞榮晩卒業後の法官養成所

1906年4月4日に規則改正が行われ、教科には、刑法大全、明律、無冤録、法学通論、憲法、刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政学、国際法、経済学、財政学、外国語が定められ、教科の教授時間は5時間、卒業年限は2年、卒業後には「成法学士」の称号があたりられることになり、教育機関として整備され、同年10月26日には「法官詮考規程」（勅令63号）と「法官詮考細則」（法部令第5号）が公布され、法官任用のための制度整備が行われた。同年12月に行われた法官詮考所による検事試験に卞榮晩ら12人が合格している<sup>31</sup>。

1908年1月1日に法部からの叙任案が裁可され、野澤武之助が法官養成所長に、巖間亮が法官養成所幹事に、金教明が法官養成所繙訳官に、劉文煥が法官養成所教授、石鎮衡が法官養成所助教授に任命される<sup>32</sup>。1908年1月5日に第五回卒業生22名を輩出し、同年3月6日に「法官養成所學則」（法部告示第1号）が制定され、教授科目は、法学通論、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、商法、国法学、行政法、国際公法、国際私法、明律、理財学、実務演習、日本語、漢文、数学、簿記、体操と定められ、科目の変動（下線部）が目につく。入学資格は17才から35歳までの男子で、官立日語学校・高等学校卒業同等以上と定められた<sup>33</sup>。1908年12月27日に第六回卒業生54名を出して法官養成所は幕を閉じ、かわりに学部所管の法学校（官制1909.10.28）が設立される。

引き続き初代法学校長となる野澤武之助（1866～1941）<sup>34</sup>は、スイスのジュネーブ州立大学法学博士で、衆議院代議士を一期（第12回1898年）勤めた後、師レイ・ブリデル（Bridel, Louis : 1852～1913）が東京帝国大学法科大学にフランス法担当講師として招聘され翌年1901年1月から明治法律学校で行った「法理

学」講義の通訳を担う。翌年1902年からは早稲田大学の「国際私法」を担当する。日露戦争の時に韓国駐在軍・鴨緑江軍・北韓軍司令部附国際法顧問として従軍、日露戦争終結後、韓国政府法部参与官となり、第11代所長に任命され1909年11月廃止まで勤めたのである。

ちなみに、韓国統監伊藤博文の要請に応じて1906年法典調査局顧問となり、取り組んでいた立法作業の道半ばで世を去った東京帝国大学法科大学長・法政大学校長梅謙次郎（1860～1910）もある<sup>35</sup>。

以上、みてきたように、近代国家学関係学問が韓国に制度上導入受容されたのは、法官養成所においてであり、当初は主に日本人教官が科目を担当した。しかし、三浦公使の指揮による閔妃殺害事件への教官堀口の主導的関与、それによる退韓などは、法官養成所の存続を危ぶむものであったに違いなく、ほかの日本人教官の人事異動もあって、法官養成所は維持できない状況に追い込まれたと考えられる。

法官養成所における教材や教授方法などの初期実態の詳細や<sup>36</sup>、長期休所の状態から再開に至るまでの状況と再開の背景など不明な点は、まだ多い。現在確認できる教科書類の多くは、主に日本留学経験者かその教え子の訳述であり、1905年以降の出版である。そのうち法官養成所教官の著述書は、その教科書と使用されたと思われる。

再開した法官養成所の教官や学员にとって日露戦争と保護条約は、学問や知識をもって説明し得ない国難であったらうし、在学中の卞榮晩には計り知れない衝撃となり思想的影響を与えたと思われる。卒業直前、法官養成所に新たに赴任してきた日本留学経験のある教官から何らかの刺激を受けたからであろう。法官養成所卒業後すぐ、卞榮晩はこれらの新任教員が講師

を勤めていた普成専門学校へ進学する。

### 3. 普成専門学校

普成専門学校は、1905年3月22日よりの『皇城新聞』広告にて法学、理財学、農業学、商業学、工業学の五つの専門科を設置し、内外国法律及実業学の教授を目的にして学員募集を行ったが、じっさい4月1日に開学したのは法学と理財学だけであった。「専門大学昼学」として皇帝からの経済的支援の下、申海永、趙齊桓、鄭永澤の三人が経営にあたり、日本留学経験のある20余名の講師を任用し、修学年限の2年間、人材の「速成速需」の聖旨が特別に下され、開学した<sup>37</sup>のである。

卞榮晩は1906年2月、普成専門学校法律専門科夜学科<sup>38</sup>に進学、2年課程を修了し第二回生として卒業する。在学中、創刊された同窓会報『親睦』にも文章を掲載し、卒業後は、校友会発行『法政学界』に論説を発表している。

#### 教科課程と講師

普成専門学校開校当初、どのような科目が教授されていたのか、校友会発行の『法政学界』第1号(1907.5.5)に法律学専門科教科課程表が掲載されている<sup>39</sup>。それによると、つぎのようである。

##### 一年

法学通論、民事訴訟法、刑事訴訟法、刑法総論、民法総論、物権法、債権法、経済学、国際公法大意、警察学、算術。(第一学期と第二学期同じ)

##### 二年

外交官・領事官制度、商法総論、行政法各論、行政警察論、国際警察論、監獄学、銀行簿記学(第一学期)、官庁簿記学(第二学期)、訴訟演習(第二学期)、算術。

また、法律学専門科夜学科の教科課程表は、以下の通りである。

##### 第一学年

法学通論、民事訴訟法、刑事訴訟法、財政学、物権法、刑法総論、商法総論、民法総論、経済学、債権法、会社法、平時国際公法。

##### 第二学年

民事訴訟法、刑事訴訟法、物権法、刑法総論、民法総論、経済学、債権法、会社法、平時国際公法、行政法、銀行論、歳計論、憲法、魚鱗法、債権法2部、国際私法、刑法各論、海商法、破産法、相続法、戦時国際公法、契約各論、証拠法、商行為

教科課程の充実さがうかがえる。幹部を除いた講師には、法律担当の石鎮衡、張燾、劉文煥、申佑善、李冕宇、洪在祺、俞致衡、張憲植、経済担当の元應常、俞承兼の10人のほかに、池逸燦、朴晩緒、尚灝<sup>40</sup>もあった。講師の学歴<sup>41</sup>、著述訳述書をみると、つぎのようである。なお、←は把握された原書著者を示す。

元應常(1869生): 1895 官費留学生、慶應義塾普通科卒業、1897 東京法学院・各種簿記学校修学。『財政学』『経済学』←田島錦治著、『歳計論』←添田壽一著『歳計予算論』

張憲植(1869生): 1895 官費留学生、慶應義塾普通科・高等科卒業、1902 東京帝国大学法学選科修了。『行政法大意』←穂積八束著

洪在祺(1870~1950): 1897 留学、1898 百科学校<sup>42</sup>卒業、1901 東京法学院法律科卒業、渡美、1904LA 吉利中学校卒業。

申佑善(1872生): 1895 官費留学生、1896 慶應義塾普通科・1897 高等科卒業、1900 専修学校理財科卒業。『民法總論』『魚鱗法論』

劉文煥(1874生): 1895 官費留学生、慶應義



塾普通科卒業、1899 東京法学院卒業。『刑事訴訟法』『国際私法』

池逸燦 (1875 生) : 1895 官費留学生、慶應義塾普通科・高等科卒業、1898 専修学校理財科 1 年修了退学。

俞承兼 (1876~1917) : 1895 官費留学生、慶應義塾普通科・高等科卒業、1900 専修学校理財科卒業。

張燾 (1876~? <sup>43</sup>) : 1895 官費留学生、慶應義塾普通科卒業、1899 東京法学院卒業。『刑法総論』『新舊刑事法規大全』

石鎮衡 (1877~1946) : 1895 官費留学生、1902 和佛法律学校。『平時国際公法論』『債権法』

俞致衡 (1877~1933) : 1895 官費留学生、1899 年東京法学院卒業。『憲法』←穂積八束著『帝国憲法』、『海上法』『物権法』、『経済学』←田尻稻次郎著『經濟大意』

李冕宇 (1877 生) : 1895 官費留学生、慶應義塾普通科卒業、1899 東京法学院卒業。『商法総論』『刑法各論』

朴晩緒 (1879 生) : 1895 官費留学生、1896 慶應義塾普通科卒業、1900 年東京法学院卒業。『相続法』『破産法』

尚灝 (1879 生) : 1898 渡日、1900 私立工手学校予科卒業、1903 第一高等学校卒業、1906 東京帝国大学工科大学造船科卒業

ここでみるように、当時普成専門学校の講師は、近代学問を身につけた当時最新鋭の新進士によって組織されていたといえる。

#### 卞榮晩の修学

1906 年 2 月に普成専門学校法律専門科夜学科に入学した卞榮晩は、3 月に法官養成所博士に任命され、12 月には判事・検事選抜試験に合格し、現職のまま、当時最高といえる講師の下で学び、1 年を優等生として修了する。『皇城新

聞』1907.3.7 (旧暦正月二十三日)「雑報」の見出し「普校年試」につぎのような記事がある。

磚洞普成専門学校で陰十二月廿五日、法律課年終試験の進級式を行ったところ、夜學優等生に卞榮晩、黄轍秀氏で、晝學優等生に南亨祐氏であり、卒業生に卞惠淵、趙聲九氏等であつたが、玉篇、法史、地圖等の多數賞品を施與したそうだ。

また、2 年次になってからは、6 月に行われた普成専門学校の訴訟講習会において卞榮晩は「債務履行請求事件」訴訟代理人弁護士として登場しており、同新聞は二回にわたってその訴訟講習会の詳細を報じている <sup>44</sup>。そして 1908 年 1 月に一位優等として卒業 <sup>45</sup> する。

以上、卞榮晩は、現職のまま普成専門学校夜学に通い修学し、学校内活動においても積極的参加していたことがわかるが、卒業後、3 月に本稿が目する『世界三大怪物』を出版、また同郷の人士によって創立された畿湖興学会に寄稿するなど社会的活動も積極的に行っていた。

#### 4. 『畿湖興学会月報』所収論説

畿湖興学会 <sup>46</sup> は、ソウル漢城を含む京畿道と忠清南道・北道の畿湖地域人士を中心にして 1908 年 1 月に創立された。1906 年 10 月言論人朴殷植のほか 11 名の発起によって創立された平安南北道と黄海道人士を中心とした西友学会、そして全羅南北道人士を中心とした湖南学会に継ぐ創立であった。これらの地域中心の学会は、地域的結束を図るとともに地域青少年の教育啓蒙を主な活動目的にして、究極のところは救国の土台作りにあった。

ところが、故郷が京畿道富川である卞榮晩が会員であつたかいはなか、『畿湖興学会月報』第

壺号に掲載されている会員名簿にその名は見当たらず、確認できなかった。ほかの学会と違って、老少保革の構成員が混在した団体であるがゆえに、入会しなかったことも考えられる。

卞榮晩の論説「大呼教育」が、1908年8月25日発行の『畿湖興学会月報』第壺号に掲載されている。

## 畿湖興学会

ここに、参考のために、学会の「趣旨書」を引用しておく。漢文にハングルの助詞と語尾述語を付した諺解体の雰囲気を残すために、あえて漢文語句はそのままにし、ハングル部分のみを直訳した。

### 【趣旨書】

惟我畿湖は文化之樞で俊彦之郷であり、一國之中心で全域之範式である。

遡究厥初すると、人物之盛が燦然可觀であるが、坐廟堂籌石劃[政府におり政策を立てる]者も于是焉出し棲巖阿[厳格な家に棲む]講正義者も于是焉萃して、犯顔[国王の顔を侵す]直諫に納吾君於無過し、臨亂不渝に殺其身而成仁者が、不乏其人し、富能無驕して輕財樂施者流と、貧能無詔して保守特操者輩が、踵相接焉に歴歴可數であり、顧不偉歟。推此以往に進化不已ならば、必無今日之慘狀悲況であるが、昇平日久し人心衰敗して、只知有身に不知有人し、只知有家に不知有國して、罪惡彌大して至有今日。

畿湖之人よ、盍反思之せよ。高臺廣室で錦繡が委地し、春風秋月で管絃が長聒して、只圖一身之豪華し、不關國家之淪亾者が非畿湖人歟。上而欺君弄權し下而芟民攘財して、不憚清議之如何し甘作貪獸之野心者が非畿湖人歟。内而黨比姻戚して肆然作惡し、外而蔑視遐郷して儼然自傲者が非畿湖人歟。不農不商で武

斷郷曲し、不學不教で罵人求新者が非畿湖人歟。階茲人心が渙散で、上下が離徳し、學校が不興で、習俗が野味し、實業が不振で、國力が瘠削し、政治が紊亂で、主權が外移したが、此皆畿湖人所不可追之責也である。

靜言思之すると、始也怵然であり、中以悚然であり、終焉奮然である。嗟吾兄弟よ、吾人之罪は吾人當之し、吾人之惡は吾人改之する。安有別人が代當其罪して替改其惡哉。往事已矣だが、來者は可追すので、其亟努力而猛進哉。惟我同人が悔心所發で、詢謀僉同して、茲設一會し、命名曰畿湖興學會。盖一片之精神が不外乎振興學問一事也である。擬欲建設學校して養成俊又し、派遣各地して教育全國青年する。此誠不可少緩之急務也夫だ。嗚呼である。世變之劇で桑田が幾作碧海而區區一會が纔起於至痛極苦之今日する。吁亦晚矣である。

惟其精誠所到で金石が爲開し、衆心所矢で天意を可轉するので、惟我畿湖内有情有性之一般人士は、本會目的を一心戮力して、期復已墜之國權し、誓活已死之民族哉せよ。

(句読点、改行、[語注]: 権)

地理的に半島の中央に位置する畿湖の地域的特徴として文化の中樞であり、人材の多い國家の中心であり、全國の模範であるゆえに責任も重大である。だが、責任を十分に果してこなかった、という自己批判的な反省の表明は、畿湖の学会たるゆえんであろう。「すでに墜ちた國權回復を期し、すでに死んだ民族復活を誓っていた」畿湖興学会趣旨書の最終の一文に國家と民族の状況がうかがえる。

『畿湖興学会月報』標題紙の裏には、つぎのような広告文が載っている。

○本月報は、大韓帝國の獨立基礎と二千萬人

の自由精神と畿湖三省の興學主義をもって國民的の腦髓を滋養する神經元素であり、教育界の學理を發明する羅盤金針である。愛國思想が有る一般同胞は、不可不購覽する義務を是思して家家案頭で逐號不離なざることを至盼。  
(句読点：権)

大韓帝国の「独立基礎」と全国民の「自由精神」そして畿湖地域の「興學主義」をもって国民の「愛國思想」涵養に目的があると訴えていた。

### 「大呼教育」

京畿出身の卞榮晩が教育の必要性・重要性につき叫んだ「大呼教育」全文はつぎのようである。漢文調の語句は読み下しにせず、助詞と語尾述語を直訳した。

二十世紀の世界は公然剽竊の盜賊窟であり、白晝扮装の魔劇場である。強權が横行し仁義が掃地して、鬩張馳突の狀が大地に遍満し哀哭切齒の聲が四面で亂起するから、所謂新世の文明という者が元來如此の者であったのか。然而如斯な状態は、また人類競争上の必然的結果であるので、此は長歌痛哭するのも不可で、此を疾視憤罵するのも無用である。此を接應する唯一手段は、自身の實力を堅確にし、競争の舞臺に屹立して奮鬪的生活で劣敗的界線を求脱するのみである。

然し如此の結果は、決して空想漠論で可く得致する者ではない。此を實行する不二法門は、善美の教育を完全實施して國民の資格及能力を陶鑄鼓發するに亶在すといえる。

教育～～教育～～。

余が教育を大呼する。余が教育を大呼する。教育で實力が生じ、實力が吾人を救護するので、此世で生活する方針は、唯一の教育に就

訴するのが至當である。

試觀せよ。漫散萎靡なる伊太利が幾死に復生して世界に活現したのは、あに嘉富兒 [Cavour : 1810~61] の政策が國際に操縱になり、喝夷拔地 [Garibaldi : 1807~82] の鐵劍が邊塞も飛舞したことに基礎したといえようか。麻紳衣 [Mazzini : 1805~72] の國粹的教育が原動を是作したのである。

試觀せよ。支離分崩した日耳曼が統一を奄成して歐洲を蹴踏したのは、あに費思邈 [Bismarck : 1815~98] の鐵血略が成案を己畫し、沒討戒<sup>47</sup> [Molke : 1800~91] の戰爭術が敵命を毎制するに専在したといえるか。小學校の精神的教育が其基を築したのである。

試觀せよ。日本國が舊命を猛革し維新を是力して文明班に進立し、大強國に參數してついに戰旗が北指に強露が落魄したのは、あに二三政黨の人物の造出した事業であろうか。所謂武士的教育が國魂を渾成したのに不過である。

嗚呼、噫嘻。余が獨立の名譽を尚保し羅馬の古聲を猶響する利太利に對して欽羨し、國家的主義を奮揮して世界上大勢を左右する獨逸に對して讚歎し、島國的生活に是起して勁強的民性を發揮する日本に對して羞愧すると、方寸が散亂に夢魂が頻勞する。

而今に始知る。前日に欽羨、讚歎、羞愧が總て一時的感念に不過するので、眞摯謹嚴な教育二字を念念不忘するに不如である。

嗚呼、噫嘻。余が目を擧げて全國を一觀すると、涙が不知に湧し心が不覺に傷して、宇宙が茫然と自身の悲涼さを感じた。

而今に始知る。此皆別種の原因ではなく、唯一な無教育的結果に悲觀が自現するのである。嗟乎、嗟乎。教育が早有したならば、今日が豈有るか。今日を既當して其必要を始覺する

から、前日に酔夢的生活した状態を斯日に可く溯測するだろう。

教育～～教育～～。

余が教育を大呼する。余が教育を大呼する。蓋し教育が無ければ、耳目が雖有しても聰明になりえず、手足が雖有しても機敏になりえず、人の人たる能力を全然喪失するから、昇平無事の舊時代でも其必要が尚有したが、況此盜窟魔場、可恐可悖する今世界においてや。故に今日の教育は、要するに國家的であり、尚武的であり、世界奮闘的である。更言すれば、器械的教育ではなく、精神的教育である。教育の方針が精神的に不基し器械的に専在すれば、其教育は決して利益が無いのみならず、反して人民の文弱癖を養成し、國家の元氣を教授的に剝奪するから、たとえ如干の地誌歴史を暗記朗誦しても其將何地に用いるか。教育～～教育～～。

余が教育を大呼する。余が教育を大呼する。余が精神教育を大呼する。

(句読点、下線強調、[語注]: 権)

希望に満ちるはずの新世紀 20 世紀を迎え、人類競争の必然的結果という「公然剽竊の盜賊窟」「白晝扮装の魔劇場」に対抗するために自分自身の實力を堅確にした奮闘的生活がそれを克服する唯一の手段だという卞榮晩は、イタリア、ドイツ、日本の例をあげて、民族、國家を重んじる精神教育を主張するのである。

この記事は 1908 年 8 月 25 日発刊の『畿湖興学会月報』第壹号に発表されていた。『世界三大怪物』はすでに販売されており、この翌月に『二十世紀の大慘劇帝國主義』が出版される。

## 5. 『法学協会雑誌』所収論説

法学協会は、「政治法律經濟に関する學理を討究發揮」する目的をもって「内外国の學校で各

科の全科卒業者」に参加を呼び掛け、1908 年 3 月 15 日に創立される。その発起については、『皇城新聞』同年 3 月 3 日に「張燾李冕宇氏等が發起して法学協会を組織するという。」という「雜報」があり、同月 8 日からつぎのような広告が当分の間掲載される。

茲に法學協會を組織して政治法律經濟に關する學理を討究發揮しようとしたところ創立總會を本月十五日(日曜)下午一時に西署工曹后洞養正義塾内で開くので、帝國男子の内外國學校で右各科の全科を卒業なさった僉君子は屆期來會なさるを爲要。

隆熙二年三月 日

發起人(ガナダ順): 金基賢・金鉉台・南亨佑・羅璿・柳東作・劉文煥・李基燦・李冕宇・李敏泓・李聖默・李用戊・李恒鍾・朴晚緒・朴勝彬・卞惠淵・卞榮晩・石鎮衡・申佑善・安國善・尹成熙・張燾・張憲植・鄭寅韶・朱定均・崔鎮・黃轍秀 (句読点: 権)

ここでみるように、卞榮晩はその発起人として参加し、1908 年 11 月 25 日発行の『法学協会雑誌』第一号に論説「国民の法律的精神」を發表している。

同新聞 3 月 17 日「雜報」に「養正義塾にて再昨日下午三時に法学協会臨時總會を開き會長は漢城府尹張憲植氏に推薦したそうだ」、同年 4 月 17 日「雜報」に「法学協会では會員たちが股金を募集して書籍館を大設し諸般書籍を発売するそうだ」と、また 9 月 15 日に「本会事務所を南部茶洞十四統五戸(張燾氏家)に移接したので僉會員は 照亮すること。／法学協会告白」と創立後の動向を報じている。

## 法学協会

法学協会の組織や趣旨書などは、『法学協会雜

誌』第一号に詳細に掲載されている。すなわち、会長に洪在祺、評議員に張燾・石鎮衡・李冕宇・劉文煥・俞承兼・朴晚緒・趙聲九・柳東作・申佑善・張憲植の 10 人、編述員に張燾・石鎮衡・朱定均・趙聲九・卞榮晩 5 人と幹事に李元植、書記に李漢吉、会計に卞惠淵、会員 111 人の名前があり、当時法学、政治学、経済学を修めた大部分の人々が参加していることがわかる。趣旨書の全文はつぎのようである。

### 【趣旨書】

二十世紀の世界は、智力競争の一大劇場である。東西が大きく通じて黄白が相混じ、轟樂が造作して萬舞が方張し、風雲が日に變幻して文運が日に發展する。此時に當って吾人の義務があに重大でないか。舊日の劣態を一齊割斷して新世の文明を踏舞歡迎し、自由康樂の大道に蕩浴するは、吾輩が今日に盼望して已まない唯一大目的になるだろう。

然し吾輩が彼の如き大目的を達し得ようとするに當って、あに漠然たる空想だけ抱持するのが可いか。不得不、進取の方針を應用するので、此の進取の方針の不二法明は、一言で道破すると、學問の風潮を振揚して社會の精神を鼓發するのに在るといえる。

此の如く大目的に隨伴して大振作が有るのを必要とするのに、此に對する吾輩の行動が萬若、躊躇の範圍を脱せざると、我國社會の前途は、決して光明繁品の希望が無く暗黒衰敗の惡果が有るのみである。此に想到すれば、戰慄を堪えざると同時に吾輩の責任が重大なるを益覺する。

然し學問の範圍は、決して狭小な者ではなく甚だ廣博な者である。其種が一二に止まらず、其説が六合に彌滿して、一切の學問を網羅し遺すこと無く是を講論し是を研鑽するは、到底に不能に屬する事である。茲に至り學問文

化の原則が遂に生じたのである。然して此の分科した學問を専門的に研究するに當って、彼個人の獨力でも無論障礙が別に無いが、同志を糾合し團體を組織し、互相間其知識を増長して更に進んで其所得した結果を團體に由って廣汎に社會に紹介するのが一層必要である。即ち學問の風潮を振揚し社會の精神を鼓發するに、團體的行動が個人的經營に比して十分優勝たる所以である。彼の文明列邦に在って每一科學に每一團體を有するのが通例を幾成したのは、あに其原因が無いだろうか。新科學が、我國に輸入されて其の日が尚お濼くまだ幼稚な状態を未だ免れないが、前途の有望さがまた此に正に在る。此時に及び是を振興する方策を講ぜざれば、其結果の不幸なるは莫甚である。吾等が是を慮り是を懼れて、茲に一會を發起組織し學法協會と命名して、政治、經濟、法律に關する學理を討究發揮することをもって目的とする。此三者が并に本會の目的となるのは、元來其關係が密着する所以であり、本會の精神所在は、以上略陳したところに依って推して知る可きである。政治、經濟、法律は新學であり、實學であり、二十世紀に適應する學である。政治を討究し政治的思想が發揮され、經濟を討究し經濟的思想が發揮され、法律を討究し法律的思想が發揮されれば、治國の策術と生活の法則と權義の界限が自然其中に存在するので、國家の富強と社會の繁榮と個人の康樂がすべて此に基礎すると斷言できる。本會が先驅して、學風が日に發展し社會が日に牖明なれば、其結果の善美たるは、吾輩が可しく豫先感想して欣喜踊躍するだろう。

(句読点、下線強調：權)

この趣旨書にみるように、東洋と西洋、白人と黄人の「智力競争」の大劇場になっている 20

世紀の世界を生きるため、旧態を一掃し新文明を迎え入れるべく、まだ幼稚な状態にある韓国社会に新科学のなか、とくに 20 世紀に適応する「実学」である政治、経済、法律の学問を討究しその思想を発揮して、国家の富強、社会の繁栄、個人の康楽をなす基礎となる学会を創立したのである。

### 「国民の法律的精神」

1908 年 11 月発行の同雑誌第一号の冒頭「論説」に卞榮晩の「国民の法律的精神」が掲載されている。参考のため抄訳しておく。

數千里地理的基礎を保有し、幾千年歴史的遺傳を承繼した本然の面目をもって、而今二十世紀競争劇烈な秋に當って、靡然不振の病人態を現し矇然莫省の睡者觀を呈する者が我國でないか、余が懼れる。

兵器だけ有れば病人を驅けて戦争し、物産だけ有れば睡者を頼って可く通商できるか。雄心が未灰な血勇兒が動輒ビスマルクの鉄血畧を絶叫し、大勢を深察した經綸士が恒常スミスの殖産見を紹述して止まないが、余は此に對して多少沈吟するのが無くない。何者か。国民の精神が彼の如く昏昏なるが、如何なる壯圖と如何なる美業といえども、到底に實行できない所以である。

故に余は、悠悠なる萬事を皆此の國民精神の四字で起点を作ろうとするが、其然其然か？或曰く、迂哉、是説よ。國民の精神が、擧皆忠勇的になり奮闘的になる完全な一日を苦待しなければならぬが、希望が未だ就かずに災禍が先に至るのだ。我が心理的に準備する間に人が物質的に壓抑すれば、奈何するつもりか。今日の事勢は、物質的經營を惟日汲汲するのが至當で、物質が膨脹すれば精神が自發するのだ、という。(中略：権。以下同)

然し、余が物質物質と言つて物質の功德を是謳是歌しない理由が固有する。何者か。物質的觀念の流弊が吾同胞にして飽食と暖衣以外には人類の目的が更に無いかと誤信させ、終局衣食の供給まで杜絶して曠野で哀號させるか、是を恐れるのである。

言が長かった。蔽一言し、國民精神を物質經營の先時又同時に、不可不準備する事が的確な眞理である。余は、即ち此の問題に就き研究したところ、是乃ち本題（國民の法律的精神）の由起したのである。(中略)

思惟すると、人が人間に生活するのに個人の權利が存在し、國が國際に生活するのに一國の權利が存在する。此の權利を確保する者は國內では國內法であり、國際では國際法が是である。權利の觀念より法律が発生し、法律の保護より權利が鞏固になり、兩者が互相終始し互相連絡する。苟も法律の理が一日も或絶すれば、吾人及び團體の權利は茲に至り其威光が墮地し、従つて吾人及び團體は其生存を支保するが不能になる。權利の貴重さが果然如何で、法律の緊要さが果然如何なのか。

(中略)

茲に至り斷案する。國民の法律的精神は即ち國民の權利的精神であり、權利を離せば法律が落魄し、法理を離せば權利が失援するので、權利的精神は即ち法律的精神の異名同体たるを知る可きである。(中略)

慚愧せよ、我國民よ。果然此の如き權利的精神が有るか無いか。此の最劇最烈な競争時代に遭遇して呻吟が方に深く、睡味が尚お濃い。蒼空蒼空があに此に至ったのか。

イェリング氏の權利競争論を轟烈な軍樂で節奏すれば可いか。ユルビアン氏の天賦人權説を酣恣な雄辯で叫呼すれば可いか。余心の憫奮たるは誰に向けて説話するか。

以上の説いたものを回顧し反覆して思考する

と、國民の權利的精神を鼓吹させようとするには、不得不、法律的精神を振揚せよ。國家的團結を破壊する詭激論は余輩の敢えて言うのではないが、強立的精神を發揮するのに足りる可き法律的精神は、普及を是圖るのが余輩の天職であるので、學友諸公よ、是責を共勉するのが如何か。

(句読点、下線強調：権)

当時「ビスマルクの鉄血畧」や「スミスの殖産見」を叫ぶ血氣旺盛な人と時流を先取る人の主義主張に対し卞榮晩は「病人」「睡者」の状態にある國民意識の問題により、如何なる「壯図」「美業」も実行實現できないと断言する。また、物質がモノを言う時流に反する、精神主義の迂闊さを指摘する主張に対しては、「飽食と暖衣以外には人類の目的が更に無いかと誤信」する「物質的觀念の流弊」を危惧する卞榮晩は、「物質經營の先時又同時に準備」しなければならない「國民精神」として「國民の法律的精神」普及とそれによる「國民の權利的精神」保持を主張するのである。卞榮晩のこの主張は、国家がおかれている「病人」「睡者」の状況に悩む法学徒の国家リーダーへ、同志學友へ又は國民への叫びであった。

ここに出る「イエリング氏の權利競争論」とは、イエーリング (Rudolf von, Jhering : 1818 ~ 92)<sup>48</sup> 著 *Der Kampf ums Recht* (初版 1872) であり、宇都宮五郎訳『權利競争論』が 1894 年哲学書院から出版されている。「ユルビアン氏の天賦人權説」の「ユルビアン<sup>ウ</sup>ム<sup>ビ</sup>アン氏」とは、ローマ法学者 Ulpian (Gnaeus Domitius Annianus Ulpianus : c.170~228)<sup>49</sup> であり、加藤弘之<sup>50</sup> 著『人権新説』(初版 1882)にみえる。すなわち「第一章天賦人權ノ妄想ニ出ル所以ヲ論ス」「第三条」において「天賦人權ノ主義ハ…紀元後ニ及ヒ彼有名ナル<sup>ウ</sup>ル<sup>ビ</sup>アン<sup>氏</sup>カ始テ人

ハ皆生レナカラニシテ平等ノ權利ト及ヒ自由ノ權利ヲ有スト云ヘル主義ヲ講述セリ<sup>51</sup>。是レ蓋シ天賦人權ヲ明言セル鼻祖ナランカ」と述べられ、1908 年 8 月に出た金讚訳『人権新説』はこれを直訳している。金讚が「우루비안<sup>ウ</sup>울<sup>비</sup>안<sup>氏</sup>ウルビアン氏」と音訳した「<sup>ウ</sup>ル<sup>ビ</sup>アン<sup>氏</sup> Ulpian を、卞榮晩が「울비안<sup>ウ</sup>울<sup>비</sup>안<sup>氏</sup>ユルビアン氏」としている。名前の読み方の違いから、卞榮晩には別の知的情報の入手ルートがあったと推測される。

ここで、加藤の『人権新説』に対する批判論の一例を、参考のために、紹介しておきたい。

周知のように、加藤の『人権新説』は、明治初期の民権思想普及の一先鋒を担っていた加藤がスペンサーの社会進化論に接して国家主義思想家へ転向を宣言した明治思想史上の画期的著書である。『人権新説』において天賦人權説の排斥と批判に執着する加藤自身の学問問題とともに彼の思想的転向が大きい波紋を呼んだ点に『人権新説』の明治思想史上の意義を求めることもできる。日清戦争を前後にして人気を博する徳富蘇峰や竹越三又そしてのちの浮田和民などにみられる国家主義の帝国主義への発展は、加藤の思想転向がその出発点になったのである。

このような加藤だが、卞榮晩は、天賦人權説を叫んでいるだけの知識人の姿勢の問題をここで指摘している。權利競争論であれ天賦人權説であれ、國民の權利精神の鼓吹と普及に活かさなければならない、というのが卞榮晩の主張である。個人の權利と一国の權利は、侵されず奪われないように、確保しなければならず、そのため「國民の法律的精神」を論じた卞榮晩においては、むしろ天賦人權説が前提されていることがうかがえる。

卞榮晩のこの論説と関連しては、馬場辰猪著『天賦人權論』1883<sup>52</sup>の関連部分をみてみたい。馬場は「烏爾比安氏ヲ以テ平等權利自由權利ノ新主義ヲ講述セシ鼻祖ナリト云フニ至リテハ実

ニ蔬漏千万ト謂フヘキナリ」と批判し、つぎのように述べる。

希臘ノ「ストイツク[stoic]」哲學史ニ據レハ（ストイツクトハ玄關ノコトナリ。希臘ニ於テゼノ氏ガ自然説ヲ主張スルニ當リ、我邦ノ玄關前ニ類スル所ニテ講述セシヨリ爾來ゼノ氏ノ説ヲ奉スル派ヲ稱シテ「ストイツク」哲學派ト云フ）紀元前二百六十三年ノ頃、希臘ニゼノ[Zenon]ト呼フ人アリ。此ノ人ヤ大ニ自然主義ヲ主張シ、人間ノ自然ニ從テ生活スル則チ人生ノ目的ナリ。自然ノ感覺ハ極メテ至公至平ナリ。之ヲ詳言スレハ、人間ノ自然ニ欲望スルハ、必ス其自己ノ利益ヲ謀リテ禍害ヲ避クルノ傾キヲ顯ハス者ナリ。例ヘハ、赤子ノ母ヲ見テ喜ヒ、見慣レサルモノハ或ハ己レヲ害スルアランカトノ感覺ヲ惹キ起スニ因ルナルヘシ。畢竟スルニ、此ノ如キ感覺ヲ起ス所以ノ者ハ、其身ヲ保護シ其禍害ヲ避クルニ在リテ、是レ上天ヨリ賦與サレタル自然ノ良心ヨリ起ルモノト謂フヘシ。（中略）智識ノ上ニ於テモ小兒カ新奇ノ事ヲ聞キ新奇ノ物ヲ視ント欲シ、即眞正ノ道理ヲ知り智識ヲ擴張セント欲スルハ、天地自然ノ賦性ニ出ツルモノト謂ハサル可カラサルナリト言ヒ、五十二年間アゼン[Athen]ニ於テ門徒ヲ集メ終始一ノ如ク大ニ此主義ヲ教授シタリシガ、其後紀元前百三十六年頃ヨリ此學派ヲ奉スルノ徒、其説ヲ羅馬ニ移シ、彼ノ有名ナルシセロ[Cicero]氏モ大ニ此説ヲ主張シタルヨリ羅馬ノ法律家モ亦之ヲ學ヒ、遂ニ紀元後二百二十八年比ニ及ヒ、此主義甚タ盛昌ナルニ至レリ。又羅馬ニ於テ烏爾比安氏ノ未タ出テサル前即チ紀元後七十九年、ベスパシヤン[Vespasian]ノ帝ノ代ニ於テ、デミストリヤス[Demetrius?]<sup>53</sup>ノ如キ「ストイツク」哲學ヲ奉スル人々、大ニ此説ヲ主張シテ政事上ノ

自由ヲ求メ其ノ政府ニ抵抗スルニ至レリ。是ニ依テ之ヲ視レハ、自由平等ノ説ハ、烏爾比安氏ノ創始ニ非ラスシテ、既ニデミストリヤスノ時ニ行ハレ、デミストリヤスノ時ニ起ルニ非ラスシテ、蚤ク紀元前二百六十三年頃希臘ノゼノ氏ノ時ニ發生セシト謂ハサルヘカラス。然ルニ著者ハ、其本源ヲ忘レテ其ノ末流ヲ逐フ。何ソ、其考證ノ誤レルヤ。

（句読点追加、（中略）、[語注]：権）

ストア学派哲学史の常識だと云っているような馬場の批判は、このような論証と説明によって展開されていた。加藤が主張する項目ごとの論拠の乏しさを精密に指摘し、「世人の目して通観達識の学士と為し、殊に当時は辱なくも我叡聖文武の天皇陛下の叡慮により特選せられて大学の総理に任せられたる加藤弘之君」の主張であるゆえに、「余の之を黙々に付する可能はず」と、馬場は『天賦人權論』執筆理由を明言していた。

「天賦人權」をめぐる展開されたこの論争の存在自体が再度吟味する必要のある近代日本の思想事情である。

ちなみに、『法学協会雑誌』第二号に掲載された卞榮晩の「法律と権利」が、第八号の「死刑廃止説」もある。

## 6. 『法政学界』所収論説

『法政学界』は、普成専門学校教員と第一回卒業生によって1907年3月24日に創立された「校友会」より毎月発行した経済法律雑誌であり、第一回生の趙聲九を発行代表者にして同年5月5日創刊された。

卞榮晩は卒業後『法政学界』に論説を寄稿しており、つぎのような記事が確認できる。

論説「商業的奮闘」第13号1908.6.5



論説「法典上刑を規定する方法に就て論ず」

第 14 号 1908.7.5

論説「法人の意義及必要」同上

散録「工業に就て論ず」第 16 号 1908.9.5

論説「書出の魚驗行爲に先んじて外他魚驗行爲を行つた魚驗行爲の效力を論ず」

第 17 号 1908.10.5

論説「帝國主義の警説」第 20 号 1909.1.5

論説「帝國主義の性質」第 21 号 1909.2.5

このうち、本稿の課題と関係する 1909 年発表した「帝國主義」記事二つを引用しておきたい。これらは、のちにみる卞榮晩「意訳」「訳述」帝國主義批判書の後、展開された卞榮晩の補足的帝國主義論といえる。ちなみに、上記の記事タイトルにある「魚驗」とは、手形を指し、「魚音／於音」とも書く。

### 「帝國主義の警説」

まず、『法政学界』第 20 号の「帝國主義の警説」を直訳し引用しておく。

錦のようで繡のような 20 世紀文明天地裡に、前無後絶の一大悪獸が、嚴然に舞臺の幕に盤據して咆哮吠喝し、惟意是肆するあいだ、仁義が其色を失し強權が其威に諛する。是乃ち今所謂文明世界なのか。蒼蒼者天よ、悪劇の閉幕が何遅か。

厥獸は何か。帝國主義である。

帝國主義は何か。擴張政略である。

擴張政略は何か。兼弱政界である。

兼弱は悪獸の素性なので、悪獸があに兼弱しないだろうか。

余が支離説話を姑却し、以下に其本質を略評す。

帝國主義を可く兩種に區別でき、舊式帝國主義及新式帝國主義が是である。

(1) 前者：此は秦皇[秦始皇]・拿翁[ナポレオン]輩の慣用した故智であつて、一己の尊大を務圖する爲めの結果、國家の版圖及勢力を天壤に遠拓しようとする純然野心約である。

(2) 後者：此は前者と格別な性質を有すると斷言し難いが、其内容が同時に、國利民福を標榜し人滿地狹の虞を除却する等の理由に基因する所の政略であつて、實際上、此を運用する最高機關の專横程度が秦皇・拿翁に超過すといえども、決して前者と混同しないことを要する。

然らば則ち此に由觀しても、人羣[人文社会]思潮の變遷した証跡が昭然である。余が前途の又變するのを夢想し欣喜するのである。

第此帝國主義の對面地位を一想すると、天下の最慘最悲な者は此に過ぎる者が無いようだとするが、何者か。小弱國、無能國が前提され其禍を無窮に永受する所以である。

問題の界外なるにも不拘して一言するのは、即ち帝國主義の被害者の如何にして始可なる敵應手段である。余は斷言して曰く、民族主義（徑言すれば一國內同居する民族のみ）が其不二法門である、と。厥義は何か。昆同が禁藥になり偏狹が三昧になり、民族の氣を毒蓄し民族の勇を竭鼓して彼猛獸と格戦するが可い。（余手を経た帝國主義の譯本が有するので、可く參考し、且つ余意に其旨に根據して不遠間、一書を著述しようとするので、有心諸公は少待せよ。）

（句読点、下線強調、[語注]：権。以下同）

ここで卞榮晩は、「人羣思潮」人文社会思想の前途の変化への期待を表明しているのだが、とりあえず急用の思想として、すなわち「前無後絶の一大悪獸」が「弱小国」を侵略兼併する「天下の最慘最悲」の「禍」、その「猛獸」の「帝國主義」と對戦すべく、「民族の氣」を養い蓄えて

「民族の勇」を尽くし果す「民族主義」を主張している。

ちなみに、文末に付記した「余手を経た帝国主義の訳本」とは、本稿で取りあげる『二十世之大惨劇帝国主義』であり、「其旨に根拠して不遠間」著述しようとした「一書」は恐らく次号のつぎの記事であろう。

### 「帝国主義の性質」

つぎに『法政学界』第 21 号の「帝国主義の性質」を直訳し引用する。

帝国主義という者は自國の版圖或は勢力を擴張する政治的策案である。

此を分析略論する。

(1) 版圖或は勢力：一國民の住居する盤居即ち國土が狹隘不廣して不斷膨脹の人口を到底に受容居活させるのに不能な境域に到達すれば、其國家の執るところの主義が不得不版圖擴張に是出する。英國は其不二の適例であり、外他各國の惟日煌炭なるも亦皆此点で藉口肆行するのである。故に帝国主義と版圖擴張は恰然に一切を化成して實際に突現しようとする。是乃當然の結果であり、其亦從來の實況であるが、一般論者の眼光が偏に此有形的版圖擴張点に只止し、彼無形的勢力擴張邊に至っては別事に是看して、此を帝国主義の「前提手段」には或認するが、帝国主義の「自体面目」には不認する。此は元來版圖擴張のみで帝国主義の全部眞像に認定する誤謬に正坐する病論である。余の觀は不然である。余は帝国主義の論理上成分を有形即ち版圖擴張と無形即ち勢力擴張の兩種に認定する結果、設或某一國が有し、其勢力擴張の最終精神が版圖擴張に是在る境遇であっても、余は彼論者が自家の説を貫徹する爲めに、是を帝国主義と速斷し苟且に帝国主義に看做する愚を不

學し、單其勢力点自体のみを以て帝国主義の頭角組織が已露無餘だというのが、一層詳言すれば、版圖擴張以外に可く擴張する勢力が甚大な此時代に、單に版圖擴張或は版圖擴張手段の其者が要件になり帝国主義と始稱する道理が無いのである。然而版圖が擴張すれば勢力は勿論伴在し、又勢力を擴張するは版圖が普通終鵠[終着点]になる。實際上状態では或見も甚謬しない者の如き外觀が毎有する。

(2) 擴張：自守に不止し擴張に必出する一事は是乃帝国主義の精魄であって、何怪が曾有するか。然而擴張は大概野心である。古代の傑君が一己の存榮の爲めに版圖（或は勢力のみ）を擴張する耻的歴史が有したのであり、今日までも其餘腥が尚存し國民全体の美名裡に獸心を暗托する怪兒が不無であるが、敢えて公然にできず、一段を更進し「國民自存の必要手段」だというのが一般に擴張の唯一標榜されるところである。要するに、今日の擴張は客觀上非野心式であり、或言すれば、國民野心式であり、一人野心式は殆ど滅没不現するのである。

(3) 政治的：帝国主義の動機及歸着が結局、政治的であり、帝国主義の主格者は勿論、政府になるのである。然而彼自治制で海外に佈教する緇流[僧侶]輩、或は其他私人等の行動が、其自体が宗教的であり個人的であるにも不拘し、有時乎政治に利用され、甚だしければ、指使され莫大な勢力を海外に遠伸し帝国主義の實質を默裡藹間に儼成しようとする証迹が不無であり、此等点から觀察すれば「政治的」という意味を幾分間廣義に解釋することを要するのである。

この記事は、冒頭帝国主義を政策と定義する、「版圖或いは勢力」「擴張」そして「政治的」という特性に対して分けてそれぞれにつき詳説

したものである。

ようするに、人口の膨張から版図拡張が避けられない実況を当然の結果と認めながら、見えない無形の勢力拡張をとまなう帝国主義への注意を喚起している点、「自守」から拡張へという帝国主義の野心が「国民自存の必要手段」と標榜宣伝されることを警告している点、帝国主義の主体は政府であるが、宗教家や個人も帝国主義の実質的主役を担っている証拠の存在を明らかにし、帝国主義の政治性につき広義で理解する必要性を強調する点をもって、卞榮晩は、帝国主義の性質を論じていたのである。

以上、卞榮晩の法官養成所と普成専門学校における修学経歴について概観した後、畿湖興学会と法学協会、そして普成専門学校の校友会での活動においては、彼の発表した論説を翻訳紹介した。

法官養成所と普成専門学校の教科課程を通じて大韓帝国における近代学問受容の一面をうかがうことができたが、法官養成所においては日本人教官の存在を確認することもできた。しかし、初期の法官養成所における日本人教官の学問的貢献の程度についてはよくわからないが、堀口の例にみるように、むしろ暴力による侵略と内政干渉の実態が明るみに出た結果、韓国知識人には、近代国家学に対してその必要性以上に警戒意識を高めたとも考えられる。卞榮晩の論説にみられる「怪物」「猛獣」である「帝国主義」への警戒と、それに対抗するための「精神教育」の強調がそれを物語っている。

ここで紹介した卞榮晩の論説「大呼教育」1908.8.25は『世界三大怪物』出版後、「国民の法律的精神」1908.11.25、「帝国主義の警説」1909.1.5、「帝国主義の性質」1909.2.5は『二十世紀之大惨劇帝国主義』出版後、書かれたものである。

以下、本題に入り卞榮晩訳述の『世界三大怪物』と『二十世紀之大惨劇帝国主義』について順にみていきたい。

## II 卞榮晩訳述『世界三大怪物』

卞榮晩訳述『世界三大怪物』は、1908年3月5日に廣学書舗より発行された37頁の小冊子である。

『大韓毎日申報』同年3月28日より当分の間、つぎのような広告が掲載される。

美國 斯密哥德文 原著

韓國 卞榮晩 意譯

世界三怪物

壹冊 定價 拾貳錢

現世界に三大怪物が発生して六洲に横行し、  
風雲を呼喚する。患者が此物を遇すると其魂を失し、弱者が此物を遇すると其軀を喪して、此物の過ぎる所に天地が翻覆し國家が丘墟して上帝赤子が生命を保つこと莫いが故に、是書は特に此三大怪物の眞狀を描寫し、其防備の妙策と利用の神術を一々説明して、世界の生存を要求する者が不可不一覽する冊子である。僉君子は續々購覽なさること。

「世界三大怪物」とは何か、読者に関心を引くには十分な広告案内文であるが、現在、その原書の正体は確定できていない。

ここでは、原著者はゴールドウィン・スミス Smith, Goldwin (1823~1910) であり、彼の *Commonwealth or Empire: A BYSTANDER'S VIEW OF THE QUESTION* (Macmillan, 1902, 82p.) を取りあげ、両書の内容を対照しつつ、卞榮晩「意訳」の原書の可能性について考察を試みてみたい。

## 1. 『世界三大怪物』と原著「美国 斯密哥德文」

原著「美国 斯密哥德文」とは誰か。「哥德斯密」という英国作家 Goldsmith, Oliver (1728～74)、「葛徳文」という英国作家・政治評論家 Godwin, William (1756～1836) の漢字表記がある<sup>51</sup> ので、「ス密哥徳文」は Smith, Goldwin であると見て間違いないだろう。『世界三大怪物』の原書については、書名は異なるものの、今のところ、Smith, Goldwin 著 *Commonwealth or Empire: A BYSTANDER'S VIEW OF THE QUESTION* を卞榮晩が自ら「意識」したと考えたい。

ちなみに、「美国」とあるゴルドウィン・スミスは、英国生まれで、カナダのトロントで生を終えたので、アメリカ国籍でもアメリカ人でもないはずである。ニューヨークのマクミラン社から出版された *Commonwealth or Empire* の標題紙に、著者ゴルドウィン・スミス「Goldwin Smith, D.C.L.」に「Emeritus Professor of Cornell University コーネル大学名誉教授; *The United States* 合衆国、*The United Kingdom: A Political History* 連合王国: 政治史などの著者」と紹介されているので、「アメリカ美国」の人と想ったのであろう。もしかすると、原書の出版直後、卞榮晩「意識」の前、ゴルドウィン・スミスは 1903-04 アメリカ歴史協会 American Historical Association 会長<sup>55</sup> を歴任したので、その情報を得ていたかも知れない。

### ス密哥徳文 Smith, Goldwin

さて、ゴルドウィン・スミスは、どのような人物なのか、*Dictionary of Canadian Biography Online* の「Smith, Goldwin」項によって簡単に紹介しておきたい。

オクスフォード出身の父を持つゴルドウィン・スミスは、オクスフォードで学び、学士 (1845) と修士 (1848) 学位を取得、その間、古典アドバンス・スタディス *literae*

*humaniores* での一等受賞や古代ギリシャ女性の地位に関するラテン語論文での受賞経歴を持ち、いっぽう法学をも修めたが法曹には進まなかった。1850 年に、王立委員会 *royal commission* の助役 *assistant secretary* として活動しながら、モーニング・クロニクル紙に寄稿しはじめ 1855 年は「政治・文学・科学・芸術のサタデー・レビュー」誌に寄稿し、詩を批評し大学改革を訴えた。1858 年新しい王立委員会のメンバーになって、英国の教育制度を調査し報告書を執筆し、同年政府よりオクスフォード近代史御用教授 *regius professor* に指名される。

1861 年にジャーナリズムから身を引き、歴史家として熱心に活動し「道徳哲学のない歴史は、単なる事実の一糸に過ぎず、歴史のない道徳哲学は一つの夢になりやすい。(History without moral philosophy is a mere string of facts; moral philosophy without history is apt to become a dream.)」と主張する。同年出版した『近代史講義』の五つの講義のうち、三つが合理主義と不可知論に関する論争を扱い、ほかの一つは進歩概念を、又一つは歴史的テーマであるアメリカ植民地の基礎を取りあげた。ここで彼は、避けられない「植民地解放 *colonial emancipation*」は出来る限り早く実現されるべきであるという信念を述べた。この結論は、ロンドンで発行されたデイリー・ニュース紙に連載 (1862-63) され、また『帝国 *The empire*』1863 に表われている。ゴルドウィン・スミスにとって、アグロ・サクソン民族を分裂させた大失敗アメリカ革命の教訓は、単に植民地は自然と国家に成長していくものと認めなければならぬということであった。

1868 年から 2 年間コーネル大学で教鞭をとり、1871 年カナダのトロントに移り、1875 年にウィリアム・ボルトン未亡人ハリット・エリ

ザベスと結婚し定住、トロントを中心に活動する。1878年に一人で時事月刊誌 *Bystander* 傍観者を発行（1881年まで）、1883年1月から10月まで季刊誌 *Bystander* を発行、1889年10月から翌年9月まで *Bystander* を発行、ほかにロンドンで発行される *Fortnightly Review*, *Contemporary Review*, *Nineteenth Century*, *a Monthly Review*、ボストン発行の *Atlantic Monthly*、ニューヨーク発行の *Sun*, *Nation*, *Forum* などの雑誌に投稿した彼の論文、批評、手紙などは極めて多い。

このような言論活動のなかで彼は、アダム・スミスの政治経済学を解説し、婦人参政権を家族への脅威として非難し、ハルベルト・スペンサーの社会進化論の危険性を警告し、ビスマルクを叱咤し、東洋問題についても論じ続けていた。

帝国主義を批判し反対する彼ではあったが、大英帝国を中心としたアグロ・サクソンの文化的共同体がより優れた文明であると信じる帝国主義者と軌を一にしていたのである。たとえば、彼が「華麗な災い」と言ったインドを英国が手放すことは、その責任を放棄しその大陸を無政府状態におくことであり、民族としてアイルランド人は「愛想良いが、ずぼらで儲けにならない、聖者を崇拝する、司祭に支配される種族」であると言ったように、彼において、解放されるべき植民地にインドとアイルランドは含まれていなかった<sup>56</sup>。

ゴールドウィン・スミスは、反帝国主義・反軍国主義のリベラルリストであるが、このように文明主義者として時事問題にも積極的に批判の言説や筆鋒を振るった論客であった。

### 『世界三大怪物』と *Commonwealth or Empire*

ここでは、卞榮晩「意識」の意味を考えるために『世界三大怪物』と *Commonwealth or*

*Empire* 両書における内容の類似性を確認しておきたい。

*Commonwealth or Empire: A BYSTANDER'S VIEW OF THE QUESTION* は、副題にみるように、この間の「傍観者」として開陳してきたゴールドウィン・スミスの見解をまとめたものであった。

ゴールドウィン・スミスのこの著書は、スペインとの戦争（1898）英雄であったテオドル・ルーズベルト（在任：1901～09）が当選したアメリカ大統領選挙の際のイシューを取りあげながら、当時アメリカの国際政治及び内政に関する批評を加えたものである。そのイシューは、タイトルにあるように、アメリカが目指すべきはコモンウェルスかエンパイアかを問うものである。ゴールドウィン・スミスは、これが人間性、humanity のための要諦であることを明確にし、アメリカにおけるヨーロッパ帝国主義の模倣を警戒する。

さて、具体的にコモンウェルスに対抗する力について、ゴールドウィン・スミスは、つぎのように言う。

Against the Commonwealth three forces, distinct but convergent, are now arrayed. They are Plutocracy, Militarism, and Imperialism. The three instinctively conspire ; to the plutocrat Imperialism is politically congenial, while he feels that militarism impregnates society with a spirit of conservation, and may in case of a conflict of classes furnish a useful force of repression. (p.2)

【訳：権】

コモンウェルスに対して現在、異質でありながら同一方向に収斂する三つの力が構えている。これらは、金権政治、軍国主義、そして帝国主義である。この三つは本能的共謀関係

にある。すなわち、金権政治家には、帝国主義は政治的に同質であって、金権政治家は、軍国主義が社会に保守主義の精神をしみこませ、階級間の葛藤の際には有用な抑圧力を提供できると思っているのだ。

ここに、示された共謀関係にある三つの力、金権政治、軍国主義、帝国主義がほかならぬ「世界三大怪物」なのである。

卞榮晩「意訳」『世界三大怪物』には、つぎのようにある。

世界が不幸になって怪物が有る。是怪物が歐羅巴洲より孕胎して十九世紀に誕生し、蔓延滋大にして四肆咆哮するや、荼毒が衆生に遍し、風雲が日に慘淡である。優者は其力を藉して盜賊の劫殺を逞し、劣者は其衝を當りて泡影のように消滅する。此後より大地上に將次無數に其財政を失して無數に其性命を亡くし、獨立・自由・平等がすべて怪物の消磨するところになるだろう。怪物、怪物よ。吾が驚き畏れ、また怨恨するのである。

怪物は何を指すのか。曰く富族政体、曰く軍備政策、曰く帝國主義が是れである。三者が其名は殊なると雖も、其實は相資相助し相生相成して其一を缺けば、其功用を顯すことができない。何者（なぜ）か。蓋し帝國主義でなければ、富族が新市場と新物産を得難く、資本が厚いと雖も利益を収めることができず、且つ軍備政策でなければ、國家の權威が張らず、海外で宏大な商權を操縱することができない。此の如ければ、どのようにして富族政体を成立し、またどのようにして帝國主義を實行することができようか。故に、三者が互相密接な關係が有り、彼此間に原因・結果の勢が有るので、恒常、政治家の野心と外交家の毒手に従い其功用が愈益に神明なのである。

咄哉、怪物よ。其酷烈な風潮がまた大西洋を横渡し新大陸を薰染している。

十九世紀以前に歐洲に兩怪物が有し、一曰く常備軍であり、一曰く國教院である。夫億萬壯少の人民を聚集して實業を荒廢させ戰闘殺伐で唯一の事業を作するのは、暴君の憑藉し其威勢を肆行して平和を蹂躪するものである。其數が愈多ければ、其弊愈甚だしから、此は常備軍の制度が文明の障碍を成すところであり、彼政府が一教を執持して國民を唯一の崇信に驅入し、其思想を束縛するのは、其常理に違背になるのがさらに甚だしいところである。然し兵が散して農に歸す制が立った後に常備軍が減し、信教自由の權が有した後に國教院が廢するのである。毒根が既抜に進化が日隆する。噫々、舊怪が方死に新怪が繼生して二十世紀舞臺上に人類を殄滅する悲惨な惡劇を演出している。（pp.2-5）

富族政体、軍備政策、帝國主義の三つを怪物と断言する卞榮晩とゴールドウィン・スミスとの用語を比較してみると、つぎのようになる。なお、現在の語意は、英和辞書によると、それぞれ金権政治・富豪政治、軍国主義、帝國主義とある。

Plutocracy	富族政体（一名金力政治）
Militarism	軍備政策
Imperialism	帝國主義

いっぽう、19世紀以前のヨーロッパにおける怪物の二つに「常備軍」と「國教院」を指摘する上記引用文の後半部は、つぎの文に対応する。

There appeared to be the best reason, at all events, for hoping that humanity had here been finally rid of two of its greatest

banes in the Old World, — standing armies and State Churches. Of State Churches it had apparently seen the last vestige depart when religious liberty and equality finally triumphed over the lingering vestiges of Puritan ecclesiasticism in New England; though the intermeddling of Churches with politics, which is another phase of the same evil, unhappily had not ceased. Of the growth of a standing army, it seemed, there could be no danger when there was no danger of war; the only military force necessary being one sufficient to secure at need the ascendancy of order in a Commonwealth which was daily receiving foreign elements little imbued with the freeman's respect for law. (pp.5-6)

【訳：権】

人間性はここで終に常備軍と国家教会という旧世界の二つの最大災害から解放されたと望む最善の理由が、何にしてもあった。国家教会の最後の痕跡は、宗教的自由と平等が終にニューイングランドにおけるピューリタン聖職主義のなくなるまで名残りに勝利した時に、明らかに消滅した；同じ悪の他面である教会の政治への干渉は不幸にも止まらなかったけれども。常備軍の増強の危険は、戦争の危険が無い時、あり得ないだろう；ただ、自由人の法への尊敬がほぼ吹きこまれていない外来要因を日々に受けているコモンウェルスの体制優位をまさかの時に確保するのに十分な軍隊は必要なのだ。

文脈が完全に一致しているわけではないが、「旧世界の二大災害」として常備軍と国家教会の問題を指摘するとともに、そこから、教会の

政治への干渉は残っているもののピューリタン聖職主義から宗教の自由と平等の勝利と、必要な防衛的軍隊の承認へと希望的变化が記されている。人間性、自由と平等、法への尊敬など近代的価値が重んじるゴールドウィン・スミス立場や思想をうかがうことができる。

そして、原書には項目は立てず、一行あけの段落が四つに分けられているが、卞榮晩「意識」では（甲）富族政体（一名金力政治）、（乙）軍備政策、（丙）帝国主義の項目順に本論が展開されるが、本稿では、これら内容の詳細に関する対照考察は行わないことにしたい。

卞榮晩「意識」の最後には、つぎのように卞榮晩自身の結論的な見解が記されている。

前加拿大総督エルギン氏が一嘆辭を嘗發して曰く、近代世界は弱肉強食する一殺伐の世界であり、余の如き者は自存し難い、と。〔以上は著大意〕

以上で述べたのは富族政治、軍備政策、帝国主義の大綱である。此三者を指して怪物と名づけたのは無他である。世界に毒害を遺す所以である。吾が此怪物を極力仇視し極力摧絶するのは、實に天賦の良心より従生する當然の事であるが、今此腥風血雨の間に在って高尚なる理論を主張し退守主義を自甘するもの亦是不可の甚だしい者である。何則か。國家が亡び人種が滅ぶ所以である。嗚乎、大勢を試觀すると、其亦天矣、其亦天矣。今日に當って國民の義務があに重くまた難くないか。惡の首は不願だが、敵の禦は甚だ急である。國民が無實力無能力であつては、到底に亡滅の慘禍を免れない。嗚乎、彼怪物が張牙舞爪し、其毒を方肆するので、怪物の何物かを知る必要があに無いと謂うか。

卞榮晩は、国家亡滅の慘禍をもたらす「怪物」

を絶滅させるために国民の実力・能力強調してやまない。

ここで「以上は大意を著わした」とある引用文に対応する原文を確認しておきたい。

引用文冒頭の「前加拿大総督エルギン氏」とは、1842年から46年までジャマイカ総督を、1847年から54年まではカナダ総督を務めたエルギン卿（1811～63：Lord Elgin, the Right Honourable James Bruce, 8th Earl of Elgin, 12th Earl of Kincardine and Governor General of British North America）であり、この一文は、*Commonwealth or Empire*, pp.75-77 に紹介されているエルギン卿の1857年12月から58年5月29日までの六つの発言のうち、以下の1858年5月29日発言に該当する。

ちなみに、彼は1857年英中間の紛争が激化すると、英国全権使節として訪中、フランス使節と共同して武力を行使しつつ天津条約（1858.6.26）を締結、その間、来日して日英修好通商条約にも調印（1858.4）している<sup>57</sup>。引用の発言はこの時に行われたものである。

“March 29<sup>th</sup>[1858]. — I shall be a little curious to see my next letters. The truth is, that the whole world just now are raving mad with a passion for killing and slaying, and it is difficult for a person in his sober senses, like myself, to keep his own among them.”

【訳：権】

1858年3月29日— 私はずぎの便りをみることにややわくわくしている。真実は、全世界が今、殺人と殺戮のための情熱をもって狂って怒鳴っており、私のように、酒も飲まない本性の人が世界のなかで自分自身を維持することは難しいということである。

以上でみてきたように、卞榮晩「意識」『世界三大怪物』と *Commonwealth or Empire* 両書における内容の類似性は確認できたと思う。人間性、humanity を要諦にするゴールドウィン・スミスは、アメリカにおけるヨーロッパ帝国主義の模倣を警戒する点にこの *Commonwealth or Empire* の主な意図があったのであるが、その警戒すべき核心をなす富族政体、軍備政策、帝国主義が、卞榮晩において「三大怪物」になったのである。ゴールドウィン・スミスが問題にして批判していた世界思潮のこの三つを、国難に直面している韓国民の警戒意識を高揚強化するために、卞榮晩が「意識」したのが、『世界三大怪物』であったと考える。

*Commonwealth or Empire* を抄訳あるいは意識した漢訳あるいは日本語訳を見つけることができなかつた現在、卞榮晩自身が「意識」と明記している事実を改めて考えなおしてみると、卞榮晩が *Commonwealth or Empire* に即し、その核心の三要素を中心に「意識」したのが『世界三大怪物』であるとみるのがむしろ自然な感じがする。両書の内容に対する詳細な対照考察は、今後の課題となるが、「かつて独学で英語を学び、常に英文を楽しんできた」<sup>58</sup> と記し、また前述した1921年10月国際弁護士会出席の際、北京の司法講習所で英語講演を行い、喝采を博したという卞榮晩であるので、修学期にすでに *Commonwealth or Empire* を「意識」するほどの英語力を持っていたとみてよいだろう。

## 2. 『世界三大怪物』という書名

以上、ゴールドウィン・スミスの *Commonwealth or Empire* を卞榮晩が「意識」したことを両書の類似部分から推定してみた。とすると、『世界三大怪物』という書名は、如何なる背景や理由からつけられたのだろうか。ここで、幸徳秋水の『廿世紀之怪物帝国主義』（1901）の影響



の可能性について考えてみたい。『廿世紀之怪物帝国主義』の一部が旬刊誌『朝陽報』第2号(1906.7.10)から第9号(1906.11.10)まで翻訳紹介<sup>59</sup>されていたのである。

### 幸徳秋水述『廿世紀之怪物帝国主義』

幸徳秋水は、「帝国主義はいわゆる愛国心を經となし、いわゆる軍国主義を緯となして、もって織り成せるの政策にあらずや」とし、帝国主義と愛国心ないしナショナリズムとの関係をジョン・ロバートソン(John Mackinnon Robertson: 1856~1933)の *Patriotism and Empire* (1899) を基礎に、独自の分析を行っている。

幸徳秋水は『廿世紀之怪物帝国主義』<sup>60</sup>の「例言三則」において、つぎのように述べている。

一、東洋の風雲日に急にして天下功名の爲めに熱狂す、世の所謂志士愛国者皆な髮豎ち眦裂くるの時に於て、獨り冷然として理義を講じ道德を説く、其崖山舟中の大學を以て嘲けらるゝは、我れ之を知れり。而も甘じて之を爲す所以は、實に百年斯道の爲めに仲々自ら禁せざる者あれば也。嗚呼我を知る者は夫れ唯だ此篇歟、而して我を罪する者亦た唯だ此篇歟。

一、全篇の説、歐米識者の夙に苦言し痛語せる所。而して現時に於てトルストイや、ゾーラや、ジョンモルレーや、ペーベルや、ブライアンや其最となす、其他極めて進歩せる道義を有し、極めて高潔の理想を抱くの諸氏、皆な之が爲めに切悞せざるなし。故に我れ敢て僭して「著」と云はずして「述」と書す。

(下略：権)

「東洋の風雲」が日々急変するなか「天下功名」のために奔走する「志士・愛国者」の熱

狂、その一方、冷静に「理義を講じ道德を説く」アカデミズムへの嘲笑、このような思想状況を危惧し「百年斯道」のために幸徳は、「我を知る」「我を罪する」此篇を、トルストイ、エミル・ゾーラ、ジョン・モルレー、ペーベル、ブライアンなど「極めて進歩せる道義を有し、極めて高潔の理想を抱く」欧米識者の「苦言・痛語」によってこの『帝国主義』を「述」したというのである。

幸徳は冒頭で、つぎのように書きだしている。

盛なる哉所謂帝国主義の流行や、勢ひ燎原の火の如く然り。世界萬邦皆な其膝下に摺伏し、之を賛美し崇拜し奉持せざるなし。

見よ英國の朝野は擧げて之が信徒なり、獨逸の好戦皇帝は熾に之を鼓吹せり、露國は固より之を以て其傳來の政策と稱せらる、而して佛や澳や伊や、亦た頗る之を喜ぶ、彼米國の如きすら近來甚だ之を學ばんとするに似たり。而して我日本に至つても、日清戦役の大捷以來、上下之に向つて熱狂する、猥馬の轡を脱するが如し。

英國に始まった帝国主義がドイツ、ロシアに影響し、フランス、オーストリア、イタリア、そして近來にはアメリカも真似しようとする。アメリカに対する警戒は、ゴルドウィン・スミスも強調していた点であり、さらに幸徳は、日清戦争以来、国家全体の帝国主義に熱狂する日本の状況を告発する。

このように始まった緒言は、つぎのように終えている。

帝國主義の勃興流行する所以の者は、科學的智識に非ずして迷信也、文明的道義に非ずして狂熱也、自由、正義、博愛、平等に非ずして、壓政、邪曲、頑陋、争鬪なりしとせよ。

而して假に是等の劣情悪徳が、精神的に物質的に、世界萬邦を支配すること如此にして止まずとせよ、其害毒の横流する所、深く寒心すべきに非ずや。

嗚呼帝國主義、汝が流行の勢力は、我二十世紀の天地を以て、寂光の浄土を現せんとする乎、無間の地獄に墮せんとする乎。進歩乎、腐敗乎、福利乎、災禍乎、天使乎、惡魔乎。其真相實質の如何を研究するは、我二十世紀の經營に任ずる士人に在て、焦頭爛額の急務に非ずや。是れ後進の不才自ら揣らず、敢て呶々の已むなき所以也。

(下線強調：権。以下同)

本論においては、「愛国心」、「軍国主義」、「帝國主義」を論じており、最後の結論では

嗚呼二十世紀の新天地、吾人は如何にして之が經營を完くせん歟。吾人は世界の平和を欲す、而して帝國主義は之を攪亂する也。吾人は道德の隆興を欲す、而して帝國主義は之を殘害する也。吾人は自由と平等を欲す、而して帝國主義は之を破壊する也。吾人は生産分配の公平を欲す、而して帝國主義は之が不公を激成する也。文明の危險實に之より大なるは莫し。

と言い出してから、つぎのように結んでいる。

然り帝國主義の忌む可く恐る可きは、猶ほペストの流行の如し、其觸るゝ所は忽ち亡滅に至らずんば已まず。而して彼の所謂愛国心は實に之が病菌たり、所謂軍國主義は實に之が傳染の媒介たる也。(中略：権。以下同)

而して今や此愛國的病菌は朝野上下に蔓延し、帝國主義的ペストは世界列國に傳染し、二十世紀の文明を破毀し盡さずんば已まざらんと

す。社會改革の健兒として國家の良醫を以て任ずるの志士義人は、宜しく大に奮起す可きの時に非ずや。

然らば即ち何の計か以て今日の急に應ずべき。他なし、更に社會國家に向つて大清潔法を施行せよ、換言すれば世界的大革命の運動を開始せよ。少數の國家を變して多數の國家たらしめよ、陸海軍人の國家を變して農工商人の國家たらしめよ、貴族専制の社會を變して平民自治の社會たらしめよ、資本家暴横の社會を變して勞働者共有の社會たらしめよ。而して後ち正義博愛の心は即ち偏僻なる愛國心を壓せん也、科學的社會主義は即ち野蠻的軍國主義を亡さん也、ブラザーフッドの世界主義は即ち掠奪的帝國主義を掃蕩芟除することを得べけん也。

能く如此にして、吾人は初めて不正、非義、非文明的、非科學的なる現時の天地を改造し得て、社會永遠の進歩以て期す可く、人類全般の福利以て全くす可き也。若し夫れ然らず、長く今日の趨勢に放任して以て省みる所なくんば、吾人の四圍は唯た百鬼夜行あるのみ、吾人の前途は唯た黒闇々たる地獄あるのみ。

幸徳が書名『廿世紀之怪物帝國主義』に加えた頭書「二十世紀の怪物」のあり様は、以上で簡単にみた緒言と結論から十分理解できよう。

### 『千代田毎夕』連載の「大逆無道録」「刀尋段段録」「帝國主義」

「愛国心」と「軍国主義」となる「帝國主義」について幸徳は、すでに1900年11月24日から12月15日まで『千代田毎夕』連載された「大逆無道録」と同月17日から1901年1月16日まで連載された「刀尋段段録」、同月19日から2月14日まで連載された「帝國主義」で論じられていた。参考のために各記事の関連

部分をみてみたい。

まず「大逆無道録」で幸徳は、つぎのように記す。

愛國主義は迷信也、迷信に非ざれば好戦の心也、好戦の心に非ざれば虚譽虚榮の廣告也、賣品也、否らざれば即ち専制政治家が自家の利益と名譽を達するの手段也利器也。（中略）想起す、故森田思軒氏が一文を草して、黄海の靈鷹は靈に非ずと説くや、天下皆な彼を責めるに國賊を以てしたりき、久米邦武氏が神道は祭天の古俗也と論ずるや、其教授の職を免ぜられたりき、西園寺侯が所謂世界主義に依準せんとするや、其文相の地位を危くしたりき、内村鑑三氏が勅語の禮拜を拒むや、其校長の職を免ぜられたりき、尾崎行雄氏が共和の二字を口にするや、其大臣の職を免ぜられたりき、彼等皆大不敬を以て罵られき、非愛國者を以て罪せられき、是れ我大日本帝國國民の愛國心の發現也。

國民の愛國心は、一旦其好む所に忤ふや、人の口を箝する也、人の肘を掣する也、人の思想をすらも束縛する也、人の信仰にすらも干涉する也、歴史の論評をも禁じ得る也、理學の講究をも妨げ得る也、總ての科學も碎破することを得る也、文明は之を恥辱とす、而も愛國心は之を榮譽とし功名とする也。

怪しむなき也、日本の愛國心の發現如此くなるや、彼文明、平和、自由の宗たる英國すらも、其「舉國一致」して佛國と戦ふや、自由を唱ふる者、改革を請願する者、普通選舉を主唱する者、皆な叛逆を以て問はれしに非ずや、國賊を以て責られしに非ずや。

森田思軒（1861～1897）は翻訳家・新聞記者として、久米邦武（1839～1931）は東京帝国大学教授として、西園寺公望（1849～1940）は文

部大臣として、内村鑑三（1861～1930）第一高等中学校教員として、尾崎行雄（1858～1954）は文部大臣としての発言が「國賊」と「不敬」と「非愛國者」と非難され辭職・辭任に追い込まれたのである。幸徳は、その言論封鎖・思想統制の根柢にある、煽られた「愛國心」の好戦性・虚榮性の問題を指摘し、結局それが「専制政治家」の自己利益と名譽のための「手段・利器」になっていると批判しているのである。

「刀尋段段録」では、「好戦的愛國心・虚誇的愛國心」と「軍備擴張」との関連についてつぎのように記す。

好戦的愛國心、虚誇的愛國心の流行は凝て軍備の擴張となれり、而して軍備擴張の流行愈盛なる前古比なく、殆ど其極に達せり。今や列國が軍備の爲めに竭盡する所の精力や、消糜する所の財富や、勝て計量す可らず、夫れ軍備を以て果して尋常の外患若くば内亂を防禦するの具となすに止まん乎、何ぞ必しも如此く夫れ甚しきを要せんや、彼等有形的に無形的に一國を擧げて軍備擴張の犠牲と爲し盡して、而も猶ほ省みざらんとする、其原因と目的は、防禦以外に在らざる可らず、保護以外に在らざる可らず。

然り軍備擴張を促進するの因由は別に在る有り、他なし一種の狂熱のみ、一種の虚榮虚誇の心のみ、但だ武人の好事にして多く韜略を弄するが爲めにするも亦之れ有り、武器糧食其他の軍需を供するの資本家が一擱萬金の利を博せんが爲めにするも亦之れ有り、英獨諸國の軍備擴張に在ては、是等殊に與つて力ありき、然れども武人や資本家や能く其野心を逞くするを得る所以の者は、實に多數人民の虚誇的好戦的愛國心の發越の機に投じれば也。

そして「帝国主義」には、つぎのようにある。

帝國主義は大帝國建設の主義也、大帝國建設の主義は即ち領土版圖大擴張の主義也、而して我は哀しむ、領土擴張の主義は、唯だ實に彼の虚榮なる愛國心を經となし、殘忍なる戰爭主義を緯となすものに過ぎざるものを、何を以て之を言ふ。

これらの記事を基にして書きまとめたのが『廿世紀之怪物帝国主義』であるが、以上の簡単な紹介からもその関係をうかがうことが出来る。

以上、まず *Commonwealth or Empire* を「意識」した卞榮晩の『世界三大怪物』という書名は、幸徳秋水の『廿世紀之怪物帝国主義』の影響を受けた可能性を想定した上、関連内容を紹介してみた。

幸徳の帝国主義批判は、帝国主義化に拍車をかけていた当時日本の思想状況を危惧し、欧米学者の見解を紹介しながら展開され、軍国主義と愛国心の問題を指摘し、アメリカに対する警戒はゴールドウィン・スミスの主張と一致する所があり、また猛獣・怪物に譬える帝国主義批判は、「世界三大怪物」を「意識」した卞榮晩の考えと相通じるものがある。つぎにみる卞榮晩訳述『二十世紀之大慘劇帝国主義』の副題「二十世紀の大慘劇」からも、幸徳のような帝国主義批判論からの影響を感じられる。

ところが、幸徳の『廿世紀之怪物帝国主義』には、当時韓国の状況とは相反する内容がある。たとえば、韓国国民の愛国心を奮い立たせようと努力する韓国知識人に、幸徳の愛国心批判は受け入れ難く、また当時の韓国は、幸徳の「軍備全廢」に同意できる状況にいなかったのである。

大日本帝国に侵略されつつある大韓帝国知識人は、その日本に対抗するための国民の愛国心

鼓吹に必死であったのであり、幸徳の『廿世紀之怪物帝国主義』に展開される批判論は参考に値するものであって、当時の韓国社会に必要なものは乏しかったと言わざるを得ない<sup>61</sup>。

ようするに、卞榮晩は、幸徳の『廿世紀之怪物帝国主義』において帝国主義の怪物たるをもって、ゴールドウィン・スミスの *Commonwealth or Empire* で指摘された富族政体、軍備政策、帝国主義という核心の三要素を中心に「意識」し『世界三大怪物』としたと考える。とすると、『世界三大怪物』と *Commonwealth or Empire* 両書の内容に即した対照考察が今後の課題となるのはもちろん、幸徳秋水らの社会主義実行の思想運動や幸徳の『廿世紀之怪物帝国主義』などの書籍が当時の韓国知識人にどのように伝わっていたか、今後、詳細な調査研究が必要である。

### III 卞榮晩訳述『二十世紀之大慘劇帝国主義』の原書と参考書

卞榮晩訳述『二十世紀之大慘劇帝国主義』は、1908年9月30日に廣学書舗より発行された。『世界三大怪物』出版から6カ月後のことであった。その「例言」には、つぎのように記されている。

(1) 本書は日本博文館で発行した「時代之趨勢」中「帝國主義」を根據譯述したが、間或西人ラインシュ氏の所著「世界之政治」を參互した。

(2) 本書を譯述したのは、僅に一週間の燈下工夫に過ぎない。時間が甚だ促され、諸般調査(事實、學說、人名、地名等)を一槩に行えず、葫蘆を是畫したのは、甚だ缺憾される中、譯者が日本文字に未熟なので、讀者諸君は恕諒なさることが庶[ねがわくは]有するだろう。

(3) 帝國主義の上に二十世紀之大慘劇<sup>マ</sup>を冠したのは、是乃ち譯者の愚見であるが、其所以然は此書を一讀することに依って自然に明白になると思量す。 ([語注]: 権)

すなわち『二十世紀之大慘劇帝國主義』は、日本博文館より発行された『時代之趨勢』の中の「帝國主義」を翻訳したものであり、西洋人ラインシュの『世界之政治』をも参照したと、その原書と参考書を明かし、頭書の副題「二十世紀之大慘劇」は訳者自身によると述べている。

ところが今まで、原書不明の状況による研究上の空白があった。筆者は、大韓帝国期の出版物調査時(2000-01)に『時代之趨勢』に出会ったのだが、今本稿によってはじめて原書の正体が明かされるのである。

『二十世紀之大慘劇帝國主義』の原書『時代之趨勢』とは、単行本ではなく、当時日本を代表する総合雑誌『太陽』の1908年6月15日発行の臨時増刊号のタイトルであり、そこに収録された記事に「帝國主義」がある。また、ラインシュ著『世界之政治』とは、Reinsch, Paul Samuel (1869~1923)の *World Politics At the End of the Nineteenth Century AS INFLUENCED BY THE ORIENTAL SITUATION* (Macmillan, 1900) であり、早くも1901年、高田早苗<sup>62</sup> (1860~1938) によってその翻訳『名著綱要/政法理財科: レイツシュ氏: 十九世紀末世界之政治』が出版されていた。ようするに、卞榮晩は、『太陽』臨時増刊号『時代之趨勢』発行から三ヶ月後、この高田訳『世界之政治』を参照しつつ「帝國主義」を翻訳出版したのである。

ところが、高田訳『十九世紀末世界之政治』は訂正され、同年末に『帝國主義論』(早稲田小篇: 東京専門学校出版部蔵版)と書名変更の上、出版されたのであり、この2年後に吉武源五郎訳『世界政策』1903も世に出る。『時代之趨勢』

所収の「帝國主義」は、後述のように、吉武源五郎訳『世界政策』にも依拠している。ラインシュの著書はこのように注目されていたのである。

以下、まず卞榮晩訳述『二十世紀之大慘劇帝國主義』の原書について考察し、後に参考書についてみてみたい。

## 1. 『太陽』臨時増刊 20 『時代之趨勢』

### (1) 博文館と『太陽』

博文館<sup>63</sup>の歴史は、1887年大橋佐平(1835~1901)が『太陽』の原形ともいべき雑誌『日本大家論集』創刊とともに始まる。

大橋佐平は、地元長岡における『北越新聞』『越佐毎日新聞』や『北越名士伝』、『北越雑誌』など新聞・図書・雑誌出版の経験後、上京して博文館を創業した。『薄利多売』を主義として著作権のない当時、学術雑誌や政治時事雑誌から主要論文を採録するとともに講演の筆記や学会時事、詩歌をも収録した『日本大家論集』を1887年6月に創刊し、驚くほどの売れゆきをみ、9月に『日本之教学』『日本之女学』、10月に『日本之商人』、翌年1月に『日本之殖産』、2月に『日本之法律』、4月に『日本之時事』、5月に『日本之兵事』、12月に『やまと錦』『日本之警察』を引き続き創刊する。また1889年2月には1890年の国会開設を先立ち雑誌『国会』を、また『日本之少年』を、8月に『江戸会誌』、12月に『五大法律学校連合討論会筆記』を創刊していく。1890年に、あった13誌のうち1誌を廃刊し7誌に統併合するが、また10月に『日本商業雑誌』、1891年1月に『婦女雑誌』『尋常小学幼年雑誌』、1892年1月に『日本農業新誌』、6月に『日本教育雑誌』、1894年1月に『文芸共進会』『学生筆戦場』を、8月に『日清戦争実記』などを創刊し、「雑誌王国」を建設していく。雑誌名でわかるように、分野に特化したの

が特徴である。

この背景には、1877年東京大学開校以来、専門分野ごとに学会が創立され学術専門の学会誌が創刊発行されるというアカデミズムの新たな潮流があらわれたこと、小中高そして専門学校の学校制度の整備と教育人口の増加によって相当の読者層が形成されていたことがある。内閣制度（1885）、帝国議会開設（1890）が象徴するように近代国家体制が一段落の完成をみ、また日本社会全体が近代社会になっていく時の文化現像であったのである。

また、1890年より「講習全集」「日本文学全集」「日本歌学全集」を出版、翌年より「温知叢書」と「日本文庫」、「少年文学」と「歴史読本」、「日本百傑伝」と「日本法典全書」を、そして「通俗教育全書」をも出版する。1894年末まで雑誌26種1079冊、図書類449種1772冊を発行した<sup>64</sup>という。

社長高橋佐平を支えていたのは、中村正直の同人社に学んだ後、帰郷して父の仕事を手伝ってきた副館主長男新太郎（1863～1944）と『越佐毎日新聞』主筆であった松井広吉（1866～1937）であり、1890年秋より松井の後任として博文館編集局長となった坪井善四郎（1862～1949）であった。

このようにして成長した博文館において『太陽』は1895年1月、従来の13種の雑誌をすべて廃刊し、主に『日本大家論集』『日本商業雑誌』『日本農業新誌』『日本之法律』『婦女雑誌』を継承する形で創刊された日本最初の総合雑誌である。また博文館は、新たに少年向けの『少年雑誌』と文芸雑誌として『文芸倶楽部』を出した。1898年からは200冊に及び「帝国百科全書」シリーズを、「通俗百科全書」及「日用百科全書」を発行し始め、全盛期を迎える博文館は、近代日本の出版文化建設の代表走者であったのであり、『太陽』はその博文館の看板であった。

だが、大正期になると、『改造』創刊（1919）などにみる新たに浮上する雑誌ブームに追い付かず、『太陽』は1928年2月の第34巻第2号をもって終刊する。明治日本を代表する総合雑誌として『太陽』は、第2巻から第5巻までは月2回発行、そのほかは月1回発行の通常号が全445冊、年2乃至4回発行の増刊号が全86冊、合計531冊に至る。

ちなみに、大韓帝国期に翻訳された博文館出版書籍には『世界殖民史』、『埃及近世史』、『彼得大帝』、『ビスマルク伝』、『拿破崙戦史』、『波蘭衰亡戦史』、『法国革命戦史』、『フレデリック大王七年戦史』、『クリミア戦史』などがある。

## （2）『時代之趨勢』

『時代之趨勢』は、「創業廿一週年紀念」博文館臨時増刊20として1908年6月15日発行された『太陽』第14巻第9号であり、つぎのような内容によって構成されている。

口繪：全18頁

本篇：帝國主義—自2頁至29頁

民權政治の消長—自30頁至48頁

軍備と平和運動—自49頁至73頁

近時の外交—自74頁至96頁

教育及宗教の關係—自97頁至128頁

文藝界の趨勢—自129頁至176頁

人種問題—自177頁至200頁

現代の社會主義—自201頁至224頁

關稅政策—自225頁至235頁

産業界の大勢力—自236頁至248頁

雜録：自249頁至256頁

「口繪」全16頁は、イギリス・ドイツ・ロシア・オーストリア・オランダの皇帝・皇后・皇女、スウェーデン・ノルウェー・ポルトガル・スペインの国王、アメリカ・フランスの大統領、

アメリカ・フランス・ロシアの外相、アメリカ大統領候補、本邦の名士（伊藤博文・桂太郎・西園寺公望など）など政治家に、無線電信発明者マルコニー・電話発明者エジソンの写真を載せている。2頁おきに8頁の広告全56頁が挟まれている。

2番目の記事「民権政治の消長」は、参考文献や典拠もなく、「民権政治は、最近数十年間に於て、其到達し得べき最高限度に到達したり。最早此以上に企及し得べき善美の境なく、此以上に嫌忌すべき弊流も生ぜざるへし。」と言い出す「民権政治の解決」「列国民と民政」「共和制と君主制」「模範的民政」「政党と輿論」「政党の民権主義に及ぼしたる害毒」という項目の下、アグロサクソン族によるデモクラシーの限界を論じた後、フランス、ドイツ、イタリア、オーストリア、スイス各国の制度を紹介している。日本の政体についても社会主義や共産主義についても言及はない。

3番目の記事「軍備と平和運動」の文末には「1907年7月発行アトランチックモンスリー所載ヘンリーエスプリツチエツト氏所論抄訳」とその典拠を明記しており、4番目の記事「近時の外交」は結論の後に「本篇『近時の外交』の記者曰く、記者は之より転じて極東に於ける列国外交の状態を叙し、門戸開放機会均等の主張に及びて、米合衆国の外交に移る予定なりしも、紙面限りありて、既に其限度に達したれば、已むを得ず、稿を茲に断てり。読者諒焉。」と記しつくし得なかった課題を断わっている。

5番目の記事「教育及宗教の関係」の「英国に於ける教育と宗教」文末には「(附記) 此稿書き終るに臨み更に一電に接手せり。即ち新教育法案は下院に於て二百五に対する二百七十の多数を以て第二読会を通過せり。而して其反対者は国民党と統一党となりきと。上院の態度如何。」という最新情報の書き添えもある。

6番目記事「文芸界の趨勢」は、「今は第十九世紀の初期より筆を起して、現代に降つて見やうと思ふ。第十九世紀には、歐洲諸国のみならず、吾が日本の文芸界、思想界に大変動の生じた時代で、而も其の余波は、今日なほ起伏しつゝあるから、是非とも其の初期に於ける重なる思潮、傾向を知らなければ、現時を比較的完全に、また公平に観察することは出来ない。」といい、「比較的簡潔に叙述してあるロリエー氏の『比較文学史』を骨とし、旁らビヤース、ブランテス、フオルケルト諸氏の著を参考として、大要を記載するに止めて置かう。」(はしがき)と依拠している書名と著者名を明記している。また「現代芸術の分野」にはトルストイとチエホーフ、ヘンリツク・イプセン、ニイチエ、メーテルリンク、ウエルレーヌ、ハウプトマン、ズウデルマンの写真を文中に載せている。

7番目の「人種問題」は、法学博士浮田和民君談、農学博士法学博士新渡戸稲造君談、法学博士副島義一君談、法学博士高田早苗君談、鎌田榮吉君談を写真と共に掲載したものである。

8番目の記事「現代の社会主義」の文末には「(附記、本稿には尚ほ欧米各国に於ける無政府党の状態及び結論等もあるも、紙数に限りありしたため、遺憾乍ら省略したり、乞諒之)」と断わりを添えている。

「雑録」には、「米国にて高千穂学校長川田鉄彌」の「新日本の生命」に継ぎ「列国の新主義者の運動—法王の鎮圧策」「太平洋と日露条約(マクデブルキツシエ・ツアイツング所載)」「諾威の中立問題(キーレル・ツアイツング所載)」がある。奥付の次に「博文館発行図書抜萃目録(後付16頁)」がある。

以上のように、「民権政治」「平和運動」「外交」「教育と宗教」「文芸」「人種問題」「社会主義」「関税政策」いずれのタイトルも臨時増刊の標題『時代之趨勢』にふさわしいものであった。

卞榮晩は『時代之趨勢』収録記事のなか、「帝国主義」を訳述したのである。ほかの記事にも目を通した後に選んだのであろう。

### (3)「帝国主義」

「本誌記者」による「帝国主義」の目次をみると、つぎのようである。

- 第一章 國民主義と帝國主義
- 第二章 帝國主義の實行手段
- 第三章 各國の帝國政策
  - 第一節 英國の帝國政策
  - 第二節 露國の帝國政策
  - 第三節 獨逸の帝國政策
  - 第四節 北米合衆國の帝國政策
- 第四章 結論

記事執筆の際に依拠した書物には、前述したラインシュ著『世界政策』のほかにホプソンの著書もあった。すなわち、第三章の文末注に「以上、第一章より第三章までは主としてラインシュ氏の世界政策に拠ると、第四章結論の「帝国主義の結果」の文末注には「以上一節はホプソンの帝国主義批評に依る」とある。「帝国主義批評」とは、ジョン・アトキンソン・ホプソン (Hobson, John Atkinson : 1858~1940) の *Imperialism, a Study* (1902, 改訂版 1905) である。当時、ラインシュ著書の日本語訳はあったが、ホプソン著書の翻訳出版はなかった。これについては後述する。いっぽう「東京商業会議所の調査」により、日本帝国の明治 41 年度歳出予算が如何なる比例によって各種政費に分配されたかを示し、日本の「帝国主義実行」および「帝国主義活動」を取りあげている。

ところが、明示している依拠した書名やデータの出所などは、実際の内容をみると、必ずしも執筆者の説明通りではない。

たとえば第一章の場合、「国民主義と帝国主義」というタイトルは、ラインシュの「Nationalism and Imperialism」の翻訳であり、冒頭の「若し十九世紀を以て国民主義の争闘時代<sup>65</sup>なりとせば、二十世紀は正さしく帝国主義の争闘時代なりと謂はざるへからず。」(p.2) は、ラインシュの「The nineteenth century has been an age of nationalism. The twentieth century is to be the age of national imperialism.(p.14)」に対応する。しかし、これ

地名	占領年月	人口
<b>歐洲</b>		
サイプロス	1878	227,900
<b>亞弗利加</b>		
ザンツバル及ペムバ	1888	200,000
東亞弗利加保護地	1895	2,500,000
ウガンダ保護地	自1894 至1896	3,800,000
ソマリ海岸	自1884 至1885	未詳
中央亞弗利加	1889	688,049
ラゴス	1899	3,000,000
ガムビア	1888	215,000
アシヤンター	自1896 至1901	2,000,000
ナイル海岸保護地	自1885 至1898	40,000,000
エジプト	1882	9,734,405
スーダン	1882	10,000,000
西部グリクエランド	自1871 至1880	83,373
ジュールランド	自1879 至1897	240,000
ベチユエナランド	1885	72,736
トランスケー	自1879 至1885	153,582
テムビユランド	1885	180,130
ポンドランド	1894	188,000
東部グリクエランド	自1879 至1885	152,609
南亞弗利加租借地	1889	321,000
トランスバール	1900	870,000
オレンジ河殖民地	1900	207,503
<b>亞細亞</b>		
香港	1898	100,000
威海衛	—	118,000
ソコトラ	1886	10,000
上部ビルマ	1887	2,046,933
ビルチスタン	自1876 至1889	500,000
シツキム	1890	30,000
ラプタナ	1881	12,186,352
ビルマ	全	785,800
ジャムム及カシミル	全	2,543,952
マレー保護地	自1883 至1895	620,000
北ボルネオ殖民地	1881	175,000
北ボルネオ保護地	1888	—
サラワク	1888	500,000
ニューギニア	1888	350,000



に続く内容には、断りもなく、ホブソン *Imperialism: a Study* の関係部分の翻訳がみられる。その具体的例を二つ紹介しておく。

まず、「版図拡張の実例を提供して、率先して国民主義を發達せしめたるものは英国なり。試みに千八百七十八年以來、英国が世界の表面に於て獲得したる土地を挙げれば左の如し。」(pp.2-3) と言って紹介する内容は、ホブソンが引用する「表：英国植民地と面積」(第一篇第一章 pp.22-24)<sup>66</sup> を、項目「面積」を省き訳したものである。卞榮晩訳述には表そのものが省略されているので、参考のために表をここに引用しておく。

これに引き続いて「大陸諸国が領土の狹隘を自覚したるは近時の事にして、彼等は、一面に於ては英国の殖民地的成功に対して漸く嫉妬の念を起すと共に、一面に於ては世界の表面に未だ占領せられざる土地の多きを認識して、茲に激烈なる割地競争の現象を呈するに至れり。今千九百年の調査に依れば、大陸諸国の政治的統治の發展は左の如し。」と紹介しているデータも、

ホブソン *Imperialism: a Study* 所収の《殖民地比較表》<sup>67</sup> である。ただ、ホブソンの表にある縦項目「オランダ」と「支那」そして「合計」が『時代之趨勢』では省略され、横項目においては「面積」と同様「人口」にも「母国」と「殖民地」の区分があるが、引用の表にみるように『時代之趨勢』ではそれを合算した「総人口」になっている。

以上でみたように、『時代之趨勢』の第一章の冒頭に次ぐ文章は、ホブソンの *Imperialism: a Study* からの翻訳であって、その統計データとその説明が続いた後、ラインシュの *World Politics*(p.17, p.18, pp.20-21) 翻訳につながる。

第二章のタイトル「帝国主義の實行手段」も、ラインシュの「Political Method of the New National Imperialism」(PART I の CHAPTER II) の翻訳であるが、冒頭はホブソンの第三章「人口の分散策としての帝国主義」(p.68) の翻訳に始まり、その後、ラインシュの関係部分の翻訳が続く。

また、第三章「各国の帝国政策」の場合、ロ

	殖民地の数	母國の面積	殖民地面積	総人口
英吉利	50	120,979	11,605,238	385,782,193
佛蘭西	33	204,092	3,740,756	94,919,835
獨逸	13	208,830	1,027,120	66,966,901
(オランダ)	3	12,648	782,862	40,190,343
葡萄牙	9	36,038	801,100	40,190,343
西班牙	3	197,670	243,877	17,701,632
伊太利	2	110,646	188,500	32,706,675
澳匈國	2	241,032	23,570	42,812,903
丁 抹	3	15,289	86,634	2,299,564
露西亞	3	8,660,395	225,550	144,616,173
土耳其	4	1,111,741	465,000	48,790,736
(支 那)	5	1,336,841	2,881,560	402,680,000
米 國	6	3,557,000	172,091	87,544,617
(合計)	136	15,813,201	22,273,858	1,371,212,108

シアとドイツそして北米合衆国は、ラインシュの関係部分の翻訳であることが確認できるが、イギリスについては確認できなかった。ちなみに、ロシアのところには、日露戦争関係記述が追加されている。

第四章結論は、「科学上より観たる帝国主義」「国民主義の目的」「帝国主義の結果」「帝国主義と軍備拡張」の四つの項目になっているが、「帝国主義の結果」の文末に「以上一節はホブソンの帝国主義批評に依る」とあるように、「科学上より観たる帝国主義」にホブソンの p.199 と p.207 と p.209 に対応する内容がある。「帝国主義と軍備拡張」においても、ホブソンの「英国に於ける国民的費用と軍事費とを対照」した統計を引用し、欧州列強の軍備を比較しており、またホブソンの p.102 に対応する記述の存在も確認できる。ただ「国民主義の目的」だけ対応する文をラインシュやホブソン著書で確認できなかった。これは執筆者によるものであろう。

結論の最後には、日本帝国の明治 41 年度歳出予算が如何なる比例によって各種政費に分配されたかを紹介しているが、その「歳出經常部各種政費分配比例表」にある「皇室費および特権費を控除した比例」によると、陸軍関係費が 38.27%、海軍関係費が 24.27%と極めて大きい。軍事大国としての歳出規模を如実に示めている。

そして、つぎのような説明をもって記事執筆者はこの記事を結んでいる。

是れ臺灣樺太を日本の地圖に加へ、韓國を保護國とし、滿洲を勢力範圍としたる帝國主義實行の結果なり。露國が海軍の再建を企て、獨逸が軍艦製造費を増加し、米國艦隊が太平洋廻航を試験するも、亦同じく帝國主義の活動に外ならず。帝國主義は個人主義、民政主義及び社會主義の徒に依りて排斥せらるゝに

拘らず、其の現代の政治を支配する主力たるは、決して否認すべからざる事實なり。

つまり、帝国主義に対する批判が、個人主義、民政主義、そして社会主義を重んじる人々より提起されていることを認めつつも、記事執筆者は、台湾とサハリンの割譲、韓国の保護国化、満州での勢力確保を、大日本帝国の「帝国主義実行の結果」と説明している。そして、ロシア、ドイツ、アメリカの帝国主義活動を例に挙げて、帝国主義が現在政治を支配する主力であることを否認し得ない事実と結論付けているのである。

ちなみに、結論のこの部分は、卞榮晩訳述に訳されない。

以上で、『太陽』臨時増刊 20『時代之趨勢』に収録された「帝国主義」は、主としてラインシュの『世界政策 *World politics*』とホブソンの「帝国主義批評 *Imperialism : a study*」を編訳し、当時日本の現況をつけ加えて記事化したものであることを確認することが出来た。

引用しているホブソン著書のデータは、この世界第一の帝国であるイギリスの実体を克明に示しており、日本は、1902年に義和団事件後、ロシアの満州占領継続に対抗し、韓国を日本の勢力範囲とする日英条約を結び、1905年日露戦争の最中には第二次日英条約で日本の韓国保護権を確認し軍事同盟関係を結んだのである。欧米列強の帝国主義政策の実態とそれに対する批判を紹介するこの記事の意図する目的があったとすれば、それが帝国主義に対する批判か、擁護か。むしろ帝国主義の競争に際して世界列強に伍を並べた大日本帝国の成果を強調しそれを容認している『時代之趨勢』の記事は、明らかに帝国主義批判の記事とは言えない。

いっぽう、卞榮晩は、原書記事「帝国主義」にある帝国主義批判部分を中心にして訳述し、

副題をつけて『二十世紀之大惨劇帝国主義』としたのが、帝国主義批判にその意図があったことを意味する。

なお、記事「帝国主義」が引用するラインシュ著書の日本語訳は、いち早くから複数出たのに対し、ホプソンの *Imperialism : a study* は当時、翻訳書がなかった。そのために記事「帝国主義」に注記もせずにその翻訳や引用が散在すると考えられる。その翻訳は遅れて、1928年に時国理一訳の平凡社社会思想全集『帝国主義論』、1930年に石澤新二訳の改造文庫『帝国主義論』、そして1959年に矢内原忠雄訳の岩波文庫『帝国主義論』が出版される。

最後につけ加えておきたいのは、この記事を執筆した「本誌記者」についてである。それが誰か、推測の域を出ないが、臨時増刊であるゆえ企画を担当したはずの主筆の可能性が最も高い。1903年1月から1908年12月まで『太陽』の主筆として発行人と編輯人を兼ねていたのは、東京専門学校政治科卒業（1891）の鳥谷部銑太郎（1865～1908：春江）であった。

## 2. ラインシュの『世界之政治』・『帝国主義論』、『世界政策』

ラインシュ（Reinsch, Paul Samuel : 1869～1923）の *World Politics At the End of the Nineteenth Century AS INFLUENCED BY THE ORIENTAL SITUATION*（初版1900, 366p.）の日本人による当時の翻訳書は、現在、三種4冊を確認することができる。まず、東京専門学校で政治学を講じていた高田早苗（1860～1938）の『十九世紀末世界之政治』（1901, 209p.）と『帝国主義論』（1901, 209p.）があり、つぎに、吉武源五郎の『世界政策』（1903, 382p.）と中国語訳の鈴木虎雄補訳『列国審勢支那政治論』（1904, 54丁）がある。後者の二書は、台湾総督府初代民政長官であり、のちに南満州鉄道株式会社初

代総裁となる後藤新平の勧めによって翻訳された。

これから、その詳細についてみていくことにしたい。

### （1）高田早苗の翻訳：『十九世紀末世界之政治』と『帝国主義論』

国会図書館近代デジタル・ライブラリにて公開されている『世界之政治』の表紙には、「名著綱要／政法理財科」の下に「レイニッシュ氏：十九世紀末世界之政治」と「高田早苗」と記した標題の附箋が貼ってある。表紙の次に目次はなく、本文1頁<sup>68</sup>に「十九世紀末世界之政治」という標題に「高田早苗解説」の「緒言」があり、引き続き「第一編 民族的帝国主義」の「第一章 民族主義（Nationalism）より民族的帝国主義（National Imperialism）への変遷」と続く本文は全209頁である。奥付はない。

まず、「高田早苗解説」の「緒言」を引用してみる。

本書は、原名を『東洋問題の影響を被りたる十九世紀末世界の政治』（World politics at the End of the Nineteenth Century as influenced by the Oriental Situation）と云ひ、著者は米國ウキスコンシン大學政治學教授ポール、エス、レイニッシュ氏にして、同大學政治經濟部教頭ユリー氏の監督の下に出版するシチヅンス、ライブラレイ（國民叢書）の一として昨年出版せられたるものなり。全軀を五部に分ち、第一編に於て民族的帝國主義を論し、第二編に於ては支那問題を説き、第三篇に於ては支那問題か世界の政治に及ぼす所の影響を論し、第四編に於ては獨逸の帝國政策を説明し、第五編に於て東洋の政治に於ける要素として北米合衆國の地位を概論せり。要するに、本書の目的は、現下世界の列強が

執る所の帝國政略を論すると同時に支那問題が其の中心たることを説明せむとするものにして、最も時勢に適切なる著なりと謂ふへし。著者レイニッシュ氏は、新進の學者にて未だ目して以て一方の大家と稱すへき碩學大儒にはあらざるべく、従て此の著必しも永世不朽の大文字たるや否やを知らずと雖も吾人が纔かに新聞雑誌上に於て瞥見するに過ぎざる最近の事實を綜合し以て刻下の至大問題を解釋せる所、最も價值ありと謂はざるべからず。則ち茲に最近問題を論せる最新著述の一として、此の書を名著綱要の讀者に紹介するは、決して無用の事にあらざるを信す。

(句読点一部追加、下線：権。以下同)

1900年出版のラインシュ著書につき「昨年出版」とあるから、この高田訳は1901年出版と推定できる。「最も時勢に適切なる著」と認めただゆえに「名著綱要」として出版された『十九世紀末世界之政治』は、同じ年に訂正出版される。

『帝國主義論』と標題を替えて「早稲田小篇」の一冊として出版された訂正版の奥付には「明治34年12月7日発行」とある。裏表紙には「帝國図書館蔵書」印とともに「明治34・12・10・内交」円形図印が押されてある。目次に次ぐ本文1頁には、標題の下に「高田早苗口訳／佐藤三郎筆記」と明記している。「高田早苗解説」とある前訳書も、訂正版同様に「口訳／筆記」であった可能性があるが、真相は不明である。「口訳」講義の「筆記」出版は、当時行われた専門教育の実態でもあり、教科書・参考書出版形態の一つでもある。

訂正版である『帝國主義論』においては、何がどう訂正されたか。

まず、第一編第一章のタイトル「民族主義(Nationalism)より民族的帝國主義(National Imperialism)への変遷」が「民族主義

(Nationalism)と民族的帝國主義(National Imperialism)」に替わっており、『帝國主義論』の「緒言」においても訂正箇所が散見される。『帝國主義論』の「緒言」を前訳書のと比べれば、一目瞭然であり、つぎにその全文を引用しておく。

本書は、原名を『東洋問題の影響を被りたる十九世紀末世界の政治』(World politics at the End of the Nineteenth Century as influenced by the Oriental Situation)と云ひ、著者は米國ウイスコンシン大學政治學教授ポール、エス、ラインシュ氏にして、同大學政治經濟部教頭イリー氏の監督の下に出版するシチズンス、ライブラレイ(國民叢書)の一として一昨年出版せられたるものなり。全軀を五部に分ち、第一編に於て民族的帝國主義を論じ、第二編に於ては支那問題を説き、第三篇に於ては支那問題が世界の政治に及ぼす所の影響殊に露西亞及西歐諸國の帝國政略を論じ、第四編に於ては獨逸の帝國政略を説明し、第五編に於て東洋の政治に於ける要素として北米合衆國の地位を概論せり。要するに本書の目的は、現下世界の列強が執る所の帝國政略を論ずると同時に支那問題が其の中心たることを説明せむとするものにして、最も時勢に適切なる著なりと謂ふべし。著者ラインシュ氏は、新進の學者にして近時米國の學者社會に頭角を露はしつゝあり、此の著、必しも永世不朽の大文字たるや否やを知らずと雖も、吾人が纔かに新聞雑誌上に於て瞥見するに過ぎざる最近の事實を綜合し以て刻下の至大問題を解釋せる所、最も價值ありと謂はざるべからず。有志の士、一讀の勞を執らば、頗る時勢に通ずるの助となるのみならず、世界に於ける我日本の地位をも自ら了解するを得ん。この書、元來本校發刊名著

綱要の爲に抄譯したるものなるも、更に訂正を加へて広く世間に示すと云爾

譯者志るす

『帝国主義論』が「名著綱要」『世界之政治』の訂正版であることが明記されており、訂正版では濁点が追加されている。前訳書と訂正版の「緒言」における訂正内容は下線部にて確認できる。たとえば「ウキスコンシン⇒ウイスコンシン」、「レイニッシュ⇒ラインシュ」、「エリー⇒イリー」、「シチヅンス⇒シチズンス」のように、固有名詞の音表記を訂正し、また著者について「碩学大儒にはあらざるべく」のところを「近時米国の学者社会に頭角を露はしつゝあり」と柔らかい表現に改めている。いっぽう「一昨年出版」とは、訂正版の出版年を見越して書いたかもしれないが、間違いである。

以上のようにみると、当初「名著綱要政法理財科」という頭書のように、東京専門学校の政法理財科の教材として出版されたラインシュ著『十九世紀末世界之政治』は、標題も訂正され、同年末に『帝国主義論』が「早稲田小篇」として出版されたのである。つまり、中国問題を中心にして当時世界列強の政策を論じるラインシュ著書の標題 World Politics を、高田はその趣旨を直截的に示す『帝国主義論』にあらためたのである。早稲田大学出版部の 1903 年 9 月改正「出版図書目録」<sup>69</sup> に 17 冊ある「早稲田小篇」の一つ「法学博士高田早苗抄訳」『帝国主義論』に対する「帝国主義が支那問題を中心として世界に横溢活動するの状、本書、之を語りて遺憾なし。時勢に志有るの士は必一読せざるべからず」（句読点：権）とある案内のように、一般読者向きに出版されたのである。

ここで、高田早苗訳の『帝国主義論』と吉武源五郎訳の『世界政策』の目次を対照した【附録 1】をみてから、吉武訳『世界政策』に進み

たい。

(2) 吉武源五郎訳『世界政策』

1903 年 5 月に出版される吉武源五郎<sup>70</sup> 訳『世界政策』は、訳者自身が発行者であり、発行所「世界堂」の住所は訳者の住所と同じ東京市牛込区市谷田町二丁目三番地である。印刷所は、『国民之友』に継ぐ『国民新聞』を発行し、当時日本の輿論を風靡していた徳富蘇峰(1863～1957) が主宰する「民友社」である。

訳者は「例言」で原書と翻訳について記している。

- 一 本書ハ、北米合衆國ういすこんしん大學政治學科教授ぼーる、えす、らいんしゅ氏ノ千九百<sup>ママ</sup>二年<sup>71</sup>ノ新著 World Politics At the End of the Nineteenth Century as influenced by the oriental situation ヲ譯述シタルモノナリ。
- 一 譯者ノ見ニ從ヒ、原著ノ文章中、往々省略シタル所アリ
- 一 譯語ノ不熟、若クハ不當ノ疑アルモノ、其他一部ノ詞ニハ、原語ヲ挿ミ置キタリ。
- 一 本譯述ハ、多忙ノ間ニ成リシモノニテ、不十分ノ點モ少カラサルヘシ。追テ訂正ヲ加エントス。

譯述者誌

この翻訳出版に至るまでの経緯について、訳者の「序」ではつぎのように記している。

今春、後藤民政長官、歐米巡遊ノ程ヲ卒ヘテ歸朝セラル。余、一日麻布ノ邸ヲ訪フ。長官、例ニ依テ快活廓如タリ。具ニ歐米ノ膨脹的形勢ヲ指シ談論縦横、卓上風生シテ氣虹ノ如シ。偶々新ニ齎ラス所ノ群籍中ヨリ一冊子ヲ拔キ、余ニ示シテ曰ク、「是レ、米人らいんしゅノ新

著ナリ。最近列國ノ内政外交ノ變遷ト趨勢トヲ、且叙シ且評シ得テ太タ割切ナリ。特ニ絶東ノ新發達ニ對スル其ノ態度及ヒ意思ヲ量議シテ頗ル肯綮ニ中ス。加之、著者一種ノ霸氣ヲ挾テ痛快ノ論ヲ行ル。文墨以外、別ニ主張アル所、又尋常一様、學者ノ作ヲ以テ視ルヘカラス。本書ノ如キハ當ニ時節柄、我邦人ノ一讀ニ値スルヲ信ス。子、幸ニ之ヲ譯シテ江湖ニ紹介スルノ勞ヲ執レ」ト。爾來、拮据閱月、業漸ク成リ、之ヲ劖劂氏ニ付ス。余、素ト學淺ク文拙ナリ。窃ニ譯述ノ完カラサルヲ恐ル。記シテ序トナス。

三十六年日比谷原頭第十八議會ノ花開クノ時  
吉武源五郎識 (句読点一部変更：権)

ここでみるように、当時台湾総督府民政長官であった後藤新平(1857～1929)が1902年の欧米外遊中<sup>72</sup>この書籍を購入し、帰朝後、訳者に翻訳出版を勧誘したのである。とくに「最近列國の内政外交の変遷と趨勢」に関する記述と評論が鋭い点と、「絶東の新發達」に対する著者の態度と考えに同感したというのが、後藤の評価であり、翻訳出版を勧めた理由であった。つぎにみる中国語訳出版も同様であった。

前述したように、『時代之趨勢』所収「帝国主義」第三章の文末注に「以上、第一章より第三章までは主としてラインシュ氏の世界政策に拠る」とある「ラインシュ氏の世界政策」とは、吉武源五郎訳『世界政策』である。

### (3) 鈴木虎雄補訳『列國審勢支那政治論』

このような後藤であった故に、その翌年、台湾日日新報社より『列國審勢支那政治論』(羅因須著、鈴木虎雄補訳)という書名にて中国語訳が出版される。

参考のために、後藤新平の「叙」と「補訳」の鈴木虎雄(1878～1963)が記したと思われる

「例言」と「小序」を引用しておく。後藤の「叙」からは当時大日本帝国の植民地行政家の時代認識をうかがうことができ、後に京都帝国大学「支那文学」担当教授になる、台湾日日新報記者鈴木文から翻訳意図の一端をうかがうことができる。

#### 《列國審勢支那政治論叙》

歐美列國之仗帝國主義者、開邊拓疆、植民通商、求領土於絶域、樹政權於殊方。自美濠阿三洲南洋諸島以至小亞、經營規畫、無一不備也、而見其利源漸竭、乃轉將向于支那。支那大陸、河嶽薈盤、原野開濶、礦山茂林、取之無窮、庶民百工、役之愈溢。蓋天地利富之無盡藏、列國之朶頤而未敢發者久矣。及日清役畢、清國示弱、俄德法英、各乘其隙、割奪壤地、不異餓虎之攫裂芳鬪也。當其時、我大日本帝國、審察列強之形勢以處其間、始之韓國、嗣之支那、依正義、履人道、抑制強暴、保全靡弱、欲以均享世界公同之利。是視之甲午役與拳匪事變、而可以知其爾、徵諸上下三千年來國史、亦可以知其爾。昭炳日星、確然不容疑也。夫保全隣邦、親善遠交、此實爲我不遜不緇之國是、而所以異彼歐西帝國主義之若乘他國弱衰以侵其領土也。然而將來、事或出意外、弱國領土、變成強邦蠶食之餌、使帝國有亦參其際乎。是固歐西列強之所爲、馴致于此、萬不得已之舉也耳。

數年以來、予視民政於臺灣。臺灣與支那、相隔一葦帶水、休戚密接、以爲最宜審悉支那本土之情勢矣。顧支那本土之人、亦豈無有通曉隣交熟諳西勢之要耶。而支那士子之學、拘拘焉縛於文字之末、未嘗知內外時務爲如何狀。已引盜其門庭、又隨貸之管鑰、有心之士、咸懷然而豎髮。客歲、予因公事、歷游歐米、觀光采風之餘、得美國人羅因須氏所著一卷。其說歐美政勢所以被支那者至詳、以爲有用之書

也、囑學士鈴木君虎雄、抄出其意、且補不足。  
支那之有志當世者、讀之、或感奮興起思所以  
振作其頹勢、則何止支那一國之幸乎哉。

大日本帝國明治三十六年十一月十六日  
臺灣總督府民政長官 後藤新平撰

#### 《例言》

一、此書、以美國威斯根津大學政治學助教羅  
因須 (Paul S. Reinsch) 君所著『列國政策論』  
爲藍本。大體固式於此、編章節目、則徃徃不  
同。

一、羅君著成於明治三十三年 (西曆一千九百年/  
光緒二十六年)。列國之於支那、形勢之變者不爲  
尠也。近者清美條約・日清條約、新訂焉、而  
開放內河截撤釐金之問題漸定、事之顯著者也。  
至若夫東三省、乃雖東洋安危所繫、將來之形、  
尚未可豫測也。

一、章中雜以論斷者、有出於一得之愚矣。顧  
無以此及累於原著者也。

一、歐美各國、既有成語互相共用者、支那尚  
無之者、隨而創成之、釋義其下。

一、地名人名等、不經慣用者、傍邊特記標號、  
或一一插入英語、以便閱者。

#### 《小序》

萬邦之相對峙也、情極糾紛、說分是非。而千  
態萬狀中、尚自有調整歸一之趣。作者欲此之  
闡明、故與詳於事、寧盡於理。衆勢之所會動、  
其盛衰興亡、雖未可遽斷之、而趨轉之跡、可  
概見矣。夫引證欲精以確、論斷求公而平。事  
之廣莫無際、自非旁通博識、持卓立之見者、  
則不能得而中正鵠也。惟力除成見、去僻說、  
庶幾立褒貶黜陟之外、得以達觀現代政勢之所  
歸趨矣。本論第一編先挈之大綱、智謀所運、  
經濟所通、大凡列國衆勢之所以會動於政局、  
畧盡於此。第二編所論、則政治之要樞、利害  
之管鍵、所謂支那問題者是也。第三編所論、

則支那形勢之所以關於歐洲政治也。而第四編  
之於德國所以成于帝國政策也。第五編之於美  
國處於宇內強邦也。語雖不盡意、微忱寓于此  
矣。

この『列國審勢支那政治論』に鈴木虎雄「補訳」  
とあるのは、後藤がラインシュ書の主意を抄訳  
し不足を補うよう委嘱したからである上、「例  
言」に記したように、各章に鈴木自身が必要と  
する「論断」を加えているからなのであろう。

ちなみに、鶴見祐輔著『後藤新平』<sup>73</sup>では、  
台湾総督府民政長官在任中の後藤の「読書癖」  
について、「民政長官となつて、多少財政上の余  
裕が生じると、伯は読書の助手を雇つて、この  
飽くなき知識慾を満足させた。或は自ら書を読  
んで筆記させ、或は他人に読ませて自ら筆記し  
た。」とし、その筆記役をつとめた奥山十平、森  
孝三<sup>74</sup>の回顧談を紹介している。

このように「支那」の有志当世者に奮起して  
もらおうとする後藤であったがゆえに、鈴木も  
訳しながら自分の見解をも披露したものと思わ  
れる。後藤は、この3年後の1906年11月、南  
満州鉄道株式会社初代総裁に任命され、日本の  
大陸政策の一線で活躍していく。

以上、ラインシュの同じ書を翻訳しながら、  
高田は当初直訳した『十九世紀末世界之政治』と  
いう標題を訂正版では『帝國主義論』と改めて  
いるのであり、後藤の勧めによる吉武訳『世界  
政策』という標題は原著の直訳であるが、同じ  
く後藤の勧めによる中国語訳の鈴木補訳『列國審  
勢支那政治論』は、中国人へのメッセージを前  
面に出した標題といえる。このように書名が異  
なることは、翻訳に際しての訳者の意図をも反  
映していると思わなければならないだろう。

また、すぐ目につく翻訳用語をみてみると、  
たとえば、Nationalism を高田は「民族主義」

と訳し、吉武は「国民主義」と訳しており、したがって National Imperialism を高田は「民族的帝国主義」と、吉武は「国民的帝国主義」と訳しているのである。卞榮晩訳述『帝国主義』の原書である『時代之趨勢』所収「帝国主義」における「国民主義」という表現は、吉武の訳語によっていることがわかる。

ラインシュのこの書籍が出版されて間もなく、日本で翻訳紹介されていたという事実は、それほど素早く欧米の最新情報を取り入れていた証拠であるのはいうまでもない。

#### IV 卞榮晩訳述『二十世紀之大慘劇帝国主義』と原書との対照

##### 1. 卞榮晩訳述『二十世紀之大慘劇帝国主義』

まず、卞榮晩訳述『二十世紀之大慘劇帝国主義』に寄せられていた兪吉濬の「序」を引用しておく。兪吉濬(1856~1914)は、1907年8月に11年間にわたる日本での亡命生活からは帰国して興士団・漢城府民会を結成して愛国啓蒙運動を進めていたのであり、博文館「万国戦史」シリーズの『フレデリック大王七年戦史』を訳した『普魯士国厚礼斗益大王の七年戦史』を1908年5月に、『クリミヤ戦史』を訳した『英法露土諸国哥利米亜戦史』を同年6月に出版している。

萬國可一、五族可一、樂矣哉。天下事作、是觀可矣。夫弱者之願爲保合、情也。强者之欲爲發展、勢也。花開鳥啼、水流雲起、自然耳。彼所謂國民主義者、誰爲爲之、彼所謂帝國主義者、孰使使之。因境相觸、有生必存。競爭乃進取之門、戰伐是和平之基、則究竟同化之理、統優劣而一之。向之國民主義也、帝國主義也、直不過爲統一之機具也。

今之統一、非如古之郡人國屋人社之謂也。彼

此各國其國、各君其君。而別立萬國共通之一大政府、管理世界事務、使世界之人、作世界之生活、則于斯時也、吾將見強固之艦供商旅之便、銳利之仗化農工之具、舉天下圜一家之中矣。

明窓秋日、從西球來灸背、作世界夢如是。

隆熙二年九月 日

(句読点、改行、下線強調：権)

【訳：権】

万国が一つなることができ、五族が一つになることができるのなら、楽しいだろう。天下に事の作こる、是れを觀れば可い。そもそも弱者が保合を願うのは、情であり、强者が發展を欲することは、勢である。花が開いて鳥が啼き、水が流れて雲が起きることは、自然のみである。

彼の謂う所の国民主義とは、誰が爲して之を爲し、彼の謂う所の帝国主義とは、孰が使せて之を使せるのか。境に因って相觸り、生が有って必ず存しようとする。競争が進取の門であり、戦伐が和平の基であれば、究竟に同化するのは、優と劣を一つに統一することであろう。向うのが国民主義であっても帝国主義であっても、直だ統一の機具に過ぎない。今の統一は、古のいう人の国を郡とし人の社に屋をつける<sup>75</sup>ようなことではない。彼此が各々その国を持ち、各々その君を持ちながら、別に万国共通の一大政府を立てて世界事務を管理し、世界の人にして世界の生活を作せれば、その時になって吾が見るだろう、強固な艦が商旅の便を供し、鋭利な仗が農工の具に化して、天下を挙げて一家の中に困っているのを。

明るい窓に秋日が西方から来て背に灸をすると、是れの如き世界を夢みる。

1908年9月 日



この序文にみるように、兪吉濬において「帝国主義」と「国民主義」とは「統一」のための手段や方法として認識され、むしろその「統一」によってもたされる「万国共通の一大政府」に対する期待が記されている。保護国化以後、侵略的政策が実行され続けていた当時、もはや国権守護は諦め、保護国関係の楽観的発展を夢見ている兪吉濬のこのような認識<sup>76</sup>からは、長い日本での亡命生活のなか、日本の対韓政策の方針に対して相当の理解を持っていたようにも感じられる。

近代の帝国主義がかかげる世界国家論は、卞榮晩訳述にも出ており、徳富蘇峰の『大日本膨脹論』1894などにもみるように、当時日本の大陸政策にそのまま活かされていたものである。そのいっぽう、幸徳のような帝国主義批判論、たとえば、のちにみる山口義三著『破帝国主義論』1903は、当時の日本の対韓政策の問題、在韓日本人問題を克明に指摘批判しているのである。これら帝国主義批判論の存在は、近代日本思想の一部としてその思想史上の意義を改めて吟味する必要がある。

つづいて、つぎのような訳述者の「自叙」がある。

余日本明、忽矇然迷。余耳本聰、忽塌然聾。余腦本淨、忽攪然亂。余呼吸本順調、忽格然窒塞。余四肢本健全、忽靡然麻軟。此余譯二十世紀之大慘劇帝國主義之一書而擲筆、茫然坐如有所失之時之光景也。余之禱久矣、而天夢夢焉。余之慮苦矣、而計空空焉。嗟我民族、其將不免於慘劇猛瀆之場中。人事至此、能不傷心、茫然如有所失者、轉而爲潛然之淚・凄然之嘆、臆寒而不知誰與語也。

嗚乎、余之譯茲書者、其意豈欲使我國實施帝國主義、如英露獨米諸國乎。國之一切動作、人其代之。如網斯繫、如窖斯幽、正陷他人之

帝國主義、而若傲然自高、遽唱自國之帝國主義、則其亦不知量矣。蓋此大韓之帝國主義、活躍於世界之舞臺者、正余輩之至願也。則余之夢想、未嘗不一日一逗於大莊極嚴炳煌煌之樓閣也、而今姑非其時也。

居今之日、所宜大聲而疾呼者、其國民主義乎。國民主義者、詳言之、卽韓族生存之主義也。韓族生存之主義、日張大焉、他來之帝國主義、可以潛消而暗滅之。韓族生存之主義、到厥極焉、吾家之帝國主義、可以孕畜而發揮之。要之國民主義者、禦敵之大道也、進取之宏基也。

苟能上下戮力拳拳於斯、我國之前途幸福、庶可以江也其長、海也其深也。而若其妄生空念。虛驚美名。必欲惟帝國主義、是沾沾然、則是徒事之不濟。抑將催禍速擊、永我悲坎。其可憐可悶之狀態、與夫窮巷狂兒、將向泉臺。猶且稱朕呼后之光景、殆無異焉。俚談、昔有一人惑於星命、自身後日定作天子、不農不學、徒然自豪、及至餓死、顧妻若子、曰「朕崩矣。皇后其善導太子以紹大業」云云。語固不倫、聊爲戲引。帝國主義之不可以早談也、有如是夫。故余之譯茲書也、其目的之所注、不在正面而却在反面焉。蓋欲摹寫彼帝國主義之險狀、喚醒我國民主義之精神也。

嗚乎、英露獨米之倫、固帝國主義之大狂魔也。而效其嘖者、方接踵焉。印度・非律賓之屬、固帝國主義之遊掠場也、而繼其轍者、將無數焉。禍哉斯世、危乎急矣。凡讀茲書而其目不一瞬、其耳其腦其呼吸皆自若焉、而掉臂弄脚、嬉走於異族馬蹄之間、曰我無事也者、與余道不同者也。

隆熙二年八月二十九日下午十点鍾塵佛走毫燈下 (句読点、改行、下線強調：権)

【訳：権】

余の目は本より明るいのに忽然矇迷し、余の耳は本より聡いのに忽然聾しくなり、余の脳は本より淨いのに忽然攪乱し、余の呼吸は本より順調なのに忽然窒息しそうであり、余の

四肢は本より健全なのに忽然麻軟する。これは、余が二十世紀の大惨劇帝国主義の一書を訳して筆を投げ、何か失した時のように茫然と座っていた時の光景である。

ああ、余の禱りは久しいが、天は夢夢 [ぼんやり] であり、余の慮りは苦しいが、計は空空 [おろか] である。ああ、我が民族はその将来、惨劇猛演の場中を免れられないのか。人事がここに至ると、傷心せずいられるか。転た潜然な涙になり、凄然な嘆きになって、臆が塞がって誰と語るのかを知らなかった。ああ、余のこの書を訳したその意図が、どうした我が国にして、英・露・独・米の諸国のように帝国主義を実施させたいのだろうか。国の一切の動作は人が代わって行い、網のように張って罾のように幽くし、正に他人の帝国主義に陥ったのに、若し傲然と自高して遽に自国の帝国主義を唱えれば、これは亦量を知らないものである。蓋し、この大韓の帝国主義が世界の舞台上で活躍することは、正に余輩の至願である。則ち私の夢で想うのは、未だ嘗てなかった、大莊極嚴炳炳煌煌の楼閣に一日一逗することであるが、今は姑くその時ではない。

今日に居って大声で疾呼す宜きなのは、その国民主義であろう。国民主義とは、詳しく言えば、即ち韓族生存の主義である。韓族生存の主義が日々に大きく張れば、他來の帝国主義を密かに消えて暗滅することができ、韓族生存の主義がその極に到れば、吾家の帝国主義を孕蓄して發揮することができる。要するに、国民主義は敵を禦ぐ大道であり、進取の宏基である。苟も上下が戮力してこれにつとめれば、我が国前途の幸福は、江のように長く、海のように深くすることができる。

しかし、もし妄りに空念を生んで虚しく美名に奔り、必ず帝国主義のみを輕薄に欲すれば、

これは、事が済まないのみならず、むしろ禍を催して孽を速め、永く我を悲しみに陥れるだろう。その可憐可悶な状態は、窮巷の狂児が將に泉台に向って、朕を称し后を呼ぶ光景と殆んど異なることが無い。(俚談に、昔ある人が星命に惑われて、自ら後日天子になることに定まっていると信じ、農もせず学もせず徒然と自豪し、餓死するに至ってや、妻と若い子を顧て曰く、朕は崩ず。皇后は太子を善導して大業を紹げ云々と。語が固より話にならないが、聊か戯れのために引く。) 帝国主義の早く談じてはいけないのは、このような理由からである。故に余のこの書を訳するや、その目的の注ぐところは、正面に在らずして却ってその反面に在る。蓋し、彼の帝国主義の陰状を模写して、我が国民主義の精神を喚醒したいのである。

ああ、英・露・独・米の連中は、固より帝国主義の大狂魔であるが、その嘖を效く者は後を絶たない。印度・比律賓の属は固より帝国主義の遊掠場であるが、その轍を継ぐものは数えられない。禍だ、この世は、危なく急である。凡そこの書を読んで、その目が一瞬もせず、その耳その腦その呼吸すべてが自若で、掉臂弄脚して異族の馬蹄の間に嬉しく走りながら、我が無事だと曰う者は、余とは道が同じでないものである。

1908年8月29日午後10時、塵仏 [卞榮晩の号] が灯下で走り書きした。

(〔語注〕：権。以下同)

日露戦争後、日本の軍事的占領下におかれて保護条約を強制された韓国の当時状況のなか、卞榮晩は『二十世紀之大惨劇帝国主義』を翻訳出版するに際して、「韓族生存」を図りうる「国民主義」を主張しているのである。「帝国主義の遊掠場」になったインドとフィリピンの前轍を踏もうと「惨劇猛演の場中」にある「我が民族」にそれを反面教師として「国民主義の精神を喚醒」

することを願っていたのである。「二十世紀之大惨劇」を目の当たりにしても、傍観者のように楽観視している人々があるなか、卞榮晩の絶望する前の叫びがこの「自叙」で述べられているのである。

## 2. 原書との対照

卞榮晩訳述『二十世紀之大惨劇帝国主義』を原文と対照してみると、まず目に付くのが語彙の相違である。それは、日本が欧米文化を受容する際に翻訳のために造られた近代語や日本語特有漢語を翻訳する訳述者の苦勞の表われでもある。その実態をうかがえる例として、文末に《固有名詞》《概念・用語》《語句・表現》の訳語を対照した表を【附録 2】につけたので、参照されたい。

つぎに補足であるが、つぎの二か所ある。すなわち、卞榮晩は「パンスラブ主義」を音訳した後「総スラブ主義の意義である」と補注をつけ、また「ザール」を音訳した後「露皇尊号」と補注を付けている。

最も注目されるのが、原文の省略である。

Ⅲの1の(3)に紹介した第一章の「千八百七十八年以来、英国が世界の表面に於て獲得したる土地」<sup>36</sup> 地域のデータや、「英国の殖民的成功に対して漸く嫉妬の念を起すと共に、一面に於ては世界の表面に未だ占領せられざる土地の多きを認識して、茲に激烈なる割地競争の現象を呈するに至れり」全 13 カ国の「殖民地の数 母国の面積 殖民地面積 総人口」の「今千九百年の調査」データも訳述者によって省略されている。

このほか、省略内容を拾って紹介すると、以下のようなものである。下線部が省略部分である。

第三章の第一節「英国の帝国政策」においては

軍事費を除外したる國費のみにても、千八百八十八年に八千七百四十二万三千磅[pound]なりしに、千九百年には既に一億二千八百六十萬磅に増加したりき。而して此の國費の三分の二は陸海軍費及び軍事費の負債償却にして、教育其他内政に關する費用としては一磅に付僅に五志を支出したるのみ。千八百七十五年に於ては、陸海軍費は國費総額六千五百萬磅中約二千四百萬磅なりしが、千八百九十八年に於ては國費総額九千九百萬磅に對し陸海軍費は約四千三百万磅を計上したり。(p.10)

↓

軍事費が非常に激進して千八百九十八年に至っては… (p.19)

英國の獨逸及び白耳義 [België] と締結せる通商條約に於ては、最惠國條款に依て現に此の事を保障せり。然るに千八百九十七年加奈多は北米合衆國と一層密接なる貿易上の關係を結ばむと欲したるに際し、合衆國政府は之れを承諾せざりしが爲に、加奈多政府は遂に母國に特典を与ふることとなり、其の結果千八百九十八年に於て、獨逸及び白耳義と締結せる通商條約を取消し、加奈多議會は其の母國に關稅上の特典を與ふことを可決し、從つて英國傳來の通商政策を一變すべき端緒を開くに至れり。(p.11)

↓

近頃に至つては其商業政策を一變するに… (p.21)

とあり、翻訳に際しての省略程度をうかがうことができる。

同第三節「獨逸の帝国政策」と、第四節「北米合衆國の帝国政策」において省略された主要な文章には、つぎのような例がある。

且つ獨逸は商船に助成金を與ふるの政略を取り、其の結果として北日耳曼ロイド會社、及び漢堡[Hamburg]、亜米利加バツケット會社の如き世界に於ける最大最富の汽船會社中に算入せられたり。(p.18)

顧るに合衆國にしてたとひ西班牙と戦ふが如きことなからしむるも、到底舊時の如き超然政治[議會・政党の意思に制約されない政治]を國際上に維持する能はざるへきは論ずるを待たず。(p.19)

第四章「結論」においては、「◎科学上より見たる帝国主義」「◎国民主義の目的」「◎帝国主義の結果」「◎帝国主義と軍備拡張」という原文にある小タイトルを立てないうえ、「科学上より見たる帝国主義」は文章二つを略したのみでほぼ全訳し、「国民主義の目的」「帝国主義の結果」のごく一部分のみを訳して結んでいる。つまり、「帝国主義と軍備拡張」の全文と「国民主義の目的」「帝国主義の結果」の大部分は訳されていない。

以下は、「国民主義の目的」「帝国主義の結果」のごく一部分のみによる訳文末である。引き続き、該当する原文をも記しておいた。下線部において相異を確認できる。

抑十九世紀の國家的發動が國民主義の指導に依る事實は甚だ彰明較著するところである。然而國民主義が發展して帝國主義になった現今では國家の行動は自然帝國主義に依って指導されるのであり、民政組織の國家まで帝國主義下に相率拜跪するに至り、其結果で諸般内政に至っても帝國主義の影響を受け個人の自由を基礎にした立憲政治は漸次專制政治に侵蝕される状態を呈出すると同時に彼軍國主義、寡頭政治、官僚政治、保護政治、資本集

中者等は帝國主義の協贊者なのである。此等協贊者を擁有する帝國主義は國民的國家に重大なる危険を與える者であるので、帝國主義は彼等協贊者の利益を保護する爲に國家の機關を使用して國民に莫大な費用を負擔させるのである。此帝國的發動を抑制する方針は民政主義を確立して代議制度を一層強固にするのに全在するといえようが、現代の各國民が果然此に堪能するか否かには、疑問が不無である。／ 二十世紀之大慘劇帝國主義 (完)

↑

十九世紀の國家的發動が國民主義の指導に依れる事實は亦之れを承認せざるべからず。而して國民主義の發展して帝國主義と爲れる現代に於ては、國家の行動は自ら帝國主義に依て指導せられ、民政組織の國家すらも相率みて帝國主義の下に拜跪するに至り、其の結果諸般の内政までも帝國主義の影響を受け個人の自由を基礎としたる立憲政治は漸次に專制政治に侵蝕せられむとするの状態に在り。歴史は繰り返すとの言決して吾人を誣ひず。◎帝國主義の結果 帝國主義は其の自然の協贊者として軍國主義、寡頭政治、官僚政治、保護政策及び資本集中を有せり。此等の協贊者を有する帝國主義は、近代の國民的國家に重大なる危険を與へたり。帝國主義は、彼等協贊者の利益を保護せむが爲に、國家の機關を使用して、國民に莫大の費用を負擔せしめたり。此の帝國的發動を抑制するには、純民政を確立して人民の爲に人民に依りて公務を指導せしむる機關、即ち代議制度を一層強固にするのに在りと雖も、現代の各國民が果して能く之れを爲すの任に堪ゆるや否やは疑問なり。(以下 6 頁省略)

「帝国主義の結果」は、「ホブソンの帝国主義批評に依る」とあるように、その『帝国主義論』

「結末 二」の抄訳である。このような省略は、時間的余裕がなかったからかも知れないが、論旨をより明確にするため、または論旨に支障がないと判断したからの省略であろう。でも、省略の6頁の文には、「民政主義」「新帝国主義」「世界的連合」「永久的平和」「国際主義」などの用語だけでなく、吟味すべき内容も相当あった。その一部を引用してみる。

経済的紐帯は、權力均衡といふが如き短見の上には作られたる人種的結合及び政治的同盟よりも、国際主義を發達せしむる基礎たるに於て、一層強固にして且つ信頼すべきものとならむ。勿論總スラヴ、總チウトニツク、總ブリテン、若くは總ラチン同盟は、若し其の聯合にして十分自由且つ伸縮自在の性質を有するものたらしめば、或は国際主義の發動範圍を廣むるを得べしと雖も、明白なる軍事上の目的は、通例斯る同盟に對して斯る状態を呈するに不利なる實體を形成せしむるを如何せむや。思ふに斯る同盟は、締結者たる帝國主義者が、更に一層有効に聯合國民の資力を使用せむが爲に形成したるに過ぎざるなり。

如何なる「人種的結合」「政治的同盟」「経済的紐帯」であるにせよ、その締結者である帝國主義者中心のものになることを指摘しているが、人種的、政治的、経済的理想論に弱小國民が溺れ勝ちな陥穽があることを、卞榮晩は見抜いていたのであり、それゆえ省略したのであろう。

『大東合邦論』『同文同種論』などに象徴される近代日本の大アジア主義は、正に Pan-Slavism、Pan-Tutonism の日本版であり、「韓国扶植」「韓国保護」「東洋平和」が大日本帝國のスローガンであった。「東洋平和を害する伊藤博文を処断した」という安重根の最終陳述が示しているように「東洋平和」実現を掲げる覇権主義・侵略主

義の「東洋平和論」が日本帝國主義の本質であったのである。

ちなみに、卞榮晩訳述『二十世紀之大慘劇帝國主義』の最後に「商業的奮闘」が「此文は鄙人が曾往に著作した論説であるが、其宗旨が本書と雖異なるが、關聯が略有するので茲に附刊して参考に供す。塵佛識」という説明を添え付録されていることをつけ加えておく。これは、前述の『法政學界』第13号に掲載された記事である。

## V 明治帝國主義批判論の韓国觀：山口義三著『破帝國主義論』〔補〕

本稿をおえる前、ここに課題を補うものとして山口義三(1883~1920)著『破帝國主義論』<sup>77</sup> 鐵鞭社 1903.12 を紹介しておきたい。当時韓国に知られていたかどうかは未確認であるが、当時日本で出版された帝國主義論のなか、山口の『破帝國主義論』は、韓国問題を前面に論じている特徴を持っており、参考に値するからである。

なお、片山潜(1859~1933)、松本君平(1870~1944)、宮崎八百吉(1864~1922)そして幸徳秋水が序文を寄せている。

山口義三は『破帝國主義論』の冒頭でつぎのように書き出している。

帝國主義！ 帝國主義！

曾て自由と正義の爲めに、十字架を負ふて戦ひし、クロンウエルやミルトンの子孫は、此の名に依りて、罪も無きトランスパール [Transvaal] に征討の兵を發し、讚美歌の外歌はず、聖書の外讀まざる基督教國の獨立を奪いて、其の領土の擴張を誇り、曾て獨立の大旗を晚霞丘 [Bunker Hill] 上に翻し、

涙を揮つて劍を執り、英王の虐政に抗せし、ワシントン、フランクリンの子孫は、大統領ゼフハソンが草せし、「獨立の宣言」を蹂躪し、此の名を持って、孤弱依る無きフキリツピンを征服し、六百萬の島民が自由を奪ひ、義人アギナルド [Aguinaldo : 1869~1964] を俘虜として耻ぢず「自由を愛すること戀人を愛するが如し」と、詩人ハイネをして歌はしめし、アングルサクソン民族は、今や此の帝國主義の信者となり、懷に毒蛇を藏めて小鳥を引裂くの残忍を厭はず。獨も佛も露も奥も宣教師を海外に送り、朝に夕に御國を來らせ玉へと殊勝氣に叫ぶ基督教國は、殆んど之れに歸依して、殺人の兇器を提げ、恐喝、威迫、掠奪、呑噬、あらゆる兇暴を恣にせむとす。獨逸は膠州を占領せり、露國は滿州を却掠せり、佛蘭西はファシヨダ [Fashoda : 現スーダン Kodok] を征せり、伊太利はアビシニア [Abyssinia : 現エチオピア] に戦へり、而して彼等は曰ふ、之れ時代の潮流也、世界の大勢也、文明の福音也と。而して此多大の迷魂<sup>チャーミングバオル</sup>力を有する彼女海を航して我國に來るや、コブテン [Cobden : 1804~65]、ブライト [Bright : 1811~89] の平和主義を喜びし、徳富猪一郎 [1863~1957 : 肥後国上益城郡出身] 氏は、先ず之れに奔りて、双手を舉げて賛同し、基督教の牧師、海老名弾正 [1856~1937 : 筑後国柳川藩の藩士]、宮川經輝 [1857~1936 : 肥後国阿蘇出身] 氏等、所謂肥後主義<sup>ゴイゾム</sup>の連中は、之れを歓迎して、著書に演説に熱心に斯主義の傳播を圖り、民族の發展を促せよ、偉大なる國家を作れよと。今や政治家は、チャンパーレン [Chamberlain : 1836~1914] を賛し、文學者はキップリング [Kipling : 1865~1936] に隨喜し、學者も新聞記者も之の洗禮を受けて百川の東海に朝するが如く、一代の

風潮これに傾注せずんば已まざらんとす。  
(下線強調、句読点一部変更、[語注] : 權。  
以下同)

「自由と正義」を標榜した英国のトランスヴァール征伐、「獨立」を勝ち取ったアメリカのフィリピン征服という侵略事例を取りあげ、帝國主義の偽善と残忍性を批判し、それを「時代の潮流也、世界の大勢也、文明の福音也」とする欧米の帝國主義論者の存在をも指摘している。注目すべきは、当時日本の輿論をリードしていた、イギリスの平和主義に賛同した徳富蘇峰の帝國主義への転向、牧師である海老名弾正や宮川經輝の帝國主義化を指摘している点である。

そして、山口は、教育勅語を引いて、日本人の虚偽性を、さらに清國人と韓國人を侮蔑する傲慢さを厳しく批判しているのである。日清戦争後、國家主義や帝國主義が日本國中を風靡している時に現われた日本人の精神世界をあるがまま、刺激的にスケッチしている点が注目される。つぎの文をみよう。

教育勅語は睦仁陛下が、道德の標準として、我國民に下し玉へるもの、我等國民たるもの、須臾も忘れず、恒に拳々服膺して、其の實行を期す可きもの也。而して其の教育勅語は曰はく「博愛衆に及ぼせ」と、然り。日本人は愛す可きも、清國人は憎む可しとは、果して博愛衆に及ぼすものなりや、日本人は相親しむも、露國人は排斥す可しとは、果して博愛衆に及ぼすものなりや、國人と外人に愛憎の念を異にするは、果して教育勅語を實行しつゝあるものなりや、陛下の大御心に協ふものなりや。彼等自ら誇りて神國と言ひ、東洋の君子國と稱し、天孫人種と叫ぶ。而して清國人を喚んで、豚尾漢と言ひ、チャン〜坊主と云ふ、清國人は清國人也。日本人が徹頭

徹尾日本人なる如く、清國人は何處までも清國人也、決して豚尾漢に非る也、チャンへ坊主に非る也。人を喚ふに豚尾を以てす、人を侮蔑せるもの也、人を誹毀せるもの也。東洋の君子國は、日々此の誹毀罪を犯して、耻ぢざる也。之れ尚ほ恕す可し。彼等は未練にも二十七八年の戦役の勝利を忘るゝ能はず、街上の繪草紙店に「何々大尉奮戦之圖」などの畫題の下に、我が軍人の清兵の頭髮を掴みて殺戮を恣にし、清國軍人は死を怖れて我軍人の膝下に伏して啼泣するあり、或ひは捕虜となりて、憂苦せるが如き、見るに堪えざる殘酷なる繪畫を鬻かしむることを咎めず。公園や神社や佛閣に、分捕せし砲丸や劍戟を陳列せしめて、衆人の參覽に供するに怠らず。嗚呼誰れか之を視て多大の惡感を挑發せざるものぞ、東遊の清人之れを視て憤激せざらんや。

而して彼等は猶ほ之れに飽かず、其の子女をして、街上を通行する清國人をチャンへ坊主とはやさしめ、豚尾漢と罵らしめ、其の頭髮を嘲弄し、時に石を撃ち、唾せしめて咎めず。嗚呼彼等は同文の邦と言ひ、唇齒輔車の善隣國と言ひ、保全と言ひ、扶植と言ひ、同盟と云ふも、事實に於て清國人の額上に向ひ、侮蔑の矢を放ちつゝある也。陋なる哉、日本國民。

吾人は更に告げざるを得ず、韓國に於ける日本國民の亡狀を。韓國に於ける在住の日本人は、實に二十萬人と稱す、其の數に於て、諸外國人の之れに敵するものなし。而して彼等は其の數の多きを持って、韓人を侮蔑し、あらゆる暴虐を恣にしゝある也。彼等は賃金を定めて韓人を雇傭しながら、其の勞働了る後、不足なる賃金を拂ふて、不平を鳴さしめず。若し不平を鳴さんか、彼等は拳を揮つて亂打至らざるなく、遂に韓人をして泣き寝入りに了

らしむる也。韓人、日本人の商店に來りて、購求せんとするに、日本人は顧客を以て待たず、乞食に物を施與するが如き態度にて冷淡水の時く、時に罵詈の言を放ち、若し韓人にして、意に協はず、購求することなくして去らんか、彼等は跡を追ふて至り、毆打して創傷を被らしめずんは已まず、遂に暴力に訴へて購求せしむと。憐む可き韓人は、毆打せられ創傷を被りながらも、立ち歸りて意に協はざるものをも購求する也。嗚呼之れ商人の道德なりや、腕力賣買！我れ此の奇怪なる事實を我か國民に於て初めて見る也。嗚呼彼等陰險なる者は偽物を混じて外人の眼を眩まし、兇暴なるものは腕力を用ひて強制して買はしむ、狐狸の手段にあらざれば、虎狼の方法也、其の貿易の振はざる實に故あるを知れ。其の他韓人の遲鈍なるを利として喧嘩を買ひ、亂拳雨の如く、肉裂け骨碎けて、流血淋漓たるを見て甘心すと言ふ。嗚呼日本人は開明人にして韓人は未開人なるか、日本人は文明人にして、韓人は野蠻人なるか、我れ此の質問に答ふるを苦しむもの也。

(中略)

史を讀む者よ、ニーロ [Nero] の殘忍、ジャコビン [Jacobin] の暴虐を憤るを休めよ。アーメニヤ [Armenia] の虐殺を見て、土耳其 [Turkey] を人道の賊也と罵ること勿れ。我國に於て豊臣秀吉なる惡魔は、只其の禽獸的野心を満足せしめんが爲めに、何等の罪も犯さざる韓國を掠奪せんとして、兵艦と武夫を送つて、至る處に却掠を恣にし、婦女を虐げ、老幼を傷け、剩へ其の墳墓まで發掘してあらゆる兇暴を逞うせり。而して此の虎狼の兵は、殘虐の將秀吉を喜ばすべく、韓人の耳を斬りて樽に詰め、京師に送りしと云ふに非らずや。嗚呼日本國民よ京都の耳塚を見て如何の感かある、彼等が祖先は、神人共に憤る、

此の兇戾暴悪なる蠻的行爲を敢てしたることを。

此の血液を遺傳し來れる彼等が、韓國を以て、其の屬國の如く思ひ、鳩の如き温順なる韓人に向つて、亂暴狼藉する怪しむを須みず。嗚呼此の惡む可き歴史を有し、此の憎む可き行爲を演じつゝある日本國民は、之れ世界に誇る可き國民なりや。

國民精神を育むために流行っていた英雄伝や偉人伝のなかに、豊臣秀吉があったのはいうまでもなく、その武勇談を絵にした錦絵<sup>78</sup>も日清戦争画報とともに明治日本の出版文化の一部をなしていたのである。たとえば前述した博文館の場合、写真銅板の初の活用・戦局地図を加えた詳細な戦争経過の叙述・月3回発行というスピードなどで人気を博した『日清戦争実記』は、1894.8.15 発行の第1編が23版を重ね30余万冊、第13編までで300余万冊という発行部数に達し、1896.1 発行の第50編までで終わったが、「戦争成金」といわれるほど博文館の飛躍<sup>79</sup>ぶりは、大日本帝國民の読者層の広がりをも物語っている。

このようにして大日本帝國民に、清国人や韓国人に対する蔑視意識が助長されていくのだが、そのいっぽう、日本に学ぼうとした康有為・梁啓超らによる変法の改革運動が失敗し、清国から日本への亡命者や留学生が急増していく最中に『破帝國主義論』が出版されたのである。

山口の帝國主義批判に底流するヒューマニズムは、当時の日本人の精神世界に共鳴することはなかったのか。自由民権思想を継承し人間愛と人間道徳を中心としたヒューマニズム、また社会主義や民主主義が日本国内で生長しつつあったことを、この『破帝國主義論』に確認することが出来た。だが、日本の韓国併合を前後にして起った幸徳秋水の「大逆事件」は、ヒュー

マニズムの敗北と終焉を象徴する事件であったのであり、日本帝國主義の勝利を物語る事件がほかならぬ韓国併合であった。

『世界三大怪物』と『二十世紀之大慘劇帝國主義』、本稿が注目した2冊の卞榮晩訳書は、理不尽極まりない保護統治体制下で出版されたが、完全かつ永久なる国家消滅の韓国併合の翌年「安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルニ付……其發賣頒布ヲ禁止シ該印本及刻版印本ヲ押收ス」る処分を受ける。朝鮮総督府がうたった「安寧秩序」とは、植民地朝鮮人の暗黒時代の始まりを告げる一報であった。

## むすび

以上、本稿では、大韓帝国における反国家学・反国家思想の受容例として帝國主義批判書を取りあげ、まず訳者卞榮晩の生涯を通して、当時の法律教育の実態、知識人の愛國啓蒙運動の一面をうかがうことができ、またその時代を生きた青年法学徒の学問的営みを彼の論説そして訳書を通じて考察した。今までの研究状況から特に本稿が眼目としたのは、二つの卞榮晩訳書の原書確認にあった。

本稿によって明らかになった点を、以下に整理しておきたい。

第一に、帝國主義に対する批判意識が芽生える土壌は、最初の近代国家学教育機関であった法官養成所の日本人教官の閔妃殺害事件への関与事実によって、帝國学知としての国家学の属性が明るみになったところで用意され、そして強権的な保護条約締結とハーグ密使事件に起因する皇帝の退位によって列強中心の国際法の理不尽さと大日本帝国の内政干渉の露骨化が帝國主義批判書を生み出したのであり、その歴史現場を経験した法学徒卞榮晩の訳書がこの二つの書籍であった。



第二、『世界三大怪物』は、卞榮晩自身が「斯密哥徳文 原著」 *Commonwealth or Empire* を「意識」したものであると判断することができた。ようするに、ゴルドウィン・スミスという三つの核心的要素「富族政体」、「軍備政策」、「帝国主義」の「怪物」たることを如実に表わす書名を『世界三大怪物』にして、卞榮晩は *Commonwealth or Empire* を「意識」したのである。幸徳秋水の『廿世紀之怪物帝国主義』が指摘する「愛国心」と「軍備廃止」の問題には賛成できない状況に韓国があったものの、帝国主義の「怪物」ぶりを克明に指摘批判する幸徳の考え方には卞榮晩が共感し魅了するに余りあって、『世界三大怪物』という書名は幸徳の『廿世紀之怪物帝国主義』より得たものと推定した。また、卞榮晩の *Commonwealth or Empire* 「意識」の事実判断において、「かつて独学で英語を学び、常に英文を楽しんできた」という卞榮晩が、北京で英語講演を行ったという記事が主要証拠になった。両書の内容に対する詳細な対象考察が今後の課題である。

第三、『二十世紀之大惨劇帝国主義』が明記した原書『時代之趨勢』とは、博文館発行の総合雑誌『太陽』臨時増刊号のタイトルであり、「帝国主義」は収録記事の一つである。卞榮晩が参考にしたラインシュの『世界之政治』とは高田早苗訳であったが、『時代之趨勢』収録「帝国主義」には別の吉武訳『世界政策』が引用されている。当時複数の翻訳書があったラインシュの『世界政策 *World politics*』への注目ぶりも明らかになった。ほかに『時代之趨勢』収録「帝国主義」にはホプソンの「帝国主義批評 *Imperialism : a study*」も主要参考書であり、結果的に、卞榮晩の『二十世紀之大惨劇帝国主義』は、ラインシュとホプソンの思想を選択的に受け入れつつ、原書の適宜な省略によって帝国主義批判の意を鮮明に書き記していたのである。

第四に、「天賦人權」批判と排撃に精を出した加藤の意図とはかかわらず、卞榮晩において「天賦人權」は思想の根底に存在し、ゴルドウィン・スミスが *Commonwealth or Empire* で展開した人間性 *humanity* とも通底する。本稿では言及しなかったが、「天賦人權」という訳語は、程朱学の「性即理」に基づく「天賦の性」に由来するものであり、程朱学を内面化してきた韓国知識人に「天賦人權」思想は受け入れやすく、卞榮晩の帝国主義批判には、「天賦人權」説が思想的土台をなしていたと考える。

第五、加藤の『人權新説』以来、日本社会を風靡していく日本帝国主義を真っ向から批判した山口義三の『破帝国主義論』は時宜を得たものであったゆえに本稿の「補」として加えたのであり、山口の述べる日本の韓国侵略のあり様に対する写生的で直截的な告発は、今でも吟味すべき意義が認められる。大日本帝国の当時を生きた日本知性の遺人を、人類同胞主義、軍備全廃、階級制度全廃、土地・資本の公有、交通機関の公有、公平な財富の分配、参政権の平等、教育の公費負担を理想とした社会民主党を結成（1901）し、社会主義の実行に出た幸徳をはじめとして片山潜、安部磯雄、木下尚江、河上清、西川光次郎などにみる。日本社会を風靡する膨張主義や帝国主義の世論が偏狭な愛国心を煽っていたその危険性を指摘批判し、資本主義に対する社会主義、帝国主義に対する世界同胞主義、軍備全廃と階級全廃の平等社会を目指そうとした幸徳らの思想運動は、すでに近代社会として成熟している大日本帝国の新たなヴィジョンを追求したものであり、今尚その生命力はある。本稿で紹介した馬場の『天賦人權論』も同様である。

近代日本を風靡した帝国主義の問題とそれに対する批判からは、現代の日本とアジアそして日本と韓国の人々に思想上の新たな共感台構築

の可能性を見いだせることも期待できよう。大韓帝国存亡の危機に直面し、救国の一念をもって帝国主義批判書を「意識」し「訳述」した卞榮晩は、帝国主義に対して国民主義を、物質主義に対して精神主義を主張したのであるが、その根底には、侵略されない国家の尊厳と人間性「天賦人權」があったのである。

【付記】本研究は、平成 22～24 年度科学研究費補助金基盤研究 (C)「大韓帝国における国家学・反国家思想の受容に関する研究 (課題番号: 22520070)」の研究結果の一部である。

【謝辞】本研究を行う際に、韓国成均館大学校東アジア学術院教授孫炳奎氏、高麗大学校教授趙明哲氏、韓国学中央研究院教授李鍾徹氏のご協力をいただいた。ここに感謝の意を記しておきたい。

## 注

- 1 山室信一著『思想課題としてアジア基軸・連鎖・投企』岩波書店 2001、島田正朗著『清末における近代的法典の編纂』創文社 1980 を参照。
- 2 権純哲「大韓帝国期の「国家学」関係書籍について」『埼玉大学紀要 (教養学部)』第 47 巻第 2 号 2012.3 と同「大韓帝国期の「国家学」書籍におけるプルンチュウリ・梁啓超・有賀長雄の影響」『埼玉大学紀要 (教養学部)』第 48 巻第 1 号 2012.9。
- 3 崔起榮「韓末知識人の反帝国主義論—卞榮晩を中心に」『国史館論叢』47, 1993 (崔起榮著『韓国近代啓蒙思想研究』一潮閣 2003 所収) が先駆的研究であり、本稿の論旨展開上、やむを得ず内容の重なる点が多々あるが、本稿は今までの研究の空白を埋める補足を眼目とする。同『韓国近代啓蒙運動研究』一潮閣 1997 をも参照。『卞榮晩全集』出版記念学術シンポジウムでの発表論文が『大東文化研究』第 55 輯 (2006 年 9 月) に収録されている。そのうち、崔起榮「1910 年代の卞榮晩の海外行跡」と韓奎奎「卞榮晩の近代文明批判」が本稿の課題と関連して参考になる。なお、『卞榮晩全集 中』成均館大学出版部 2006 収録「卞榮晩年譜」を参照。
- 4 『皇城新聞』1908 年 7 月 11 日「官報〇叙任及辭令〇七月四日／李弼殷 安肯洙 李敬儀 李根國 卞榮晩

金元培 趙良元 鄭爽朝 林正奎 南春熙 宋柱學 趙台煥 權泰亨 李鍾淵 洪鍾國 任裁判所書記叙判任官三等」とある。勅任官・奏任官・判任官とは「文官授任式」1894.7.14 にはじめて導入され、「官等俸給令」1895.3.29 によって勅任官 1 等より 4 等、奏任官 1 等より 6 等、判任官 1 等より 8 等の官等が定められた。「官等俸給令」1905.6.23 によって勅任官 1 等より 3 等 (1 級より 6 級)、奏任官 1 等より 4 等 (1 級より 8 級)、判任官 1 級より 10 級の官等になり、1907.12.23 改正によって判任官 1 等より 5 等 (1 級より 10 級) の官等になり、「官等俸給令」1908.6.30 によって勅任官 1 等・2 等・3 等 (1 級・2 級) に改定される。判任官 8 級の俸給は 180 圓で、最高の親任官内閣総理大臣は 7000 圓、最低判任官 10 級は 120 圓であった。朴志泰編著『大韓帝国期政策史資料集 I』先人文化社 1999 を参照。これは、近代日本の官僚制度 (明治 4 年 8 月、明治 19 年 3 月) にある勅任官・奏任官・判任官を導入したものである。日本の場合、天皇が任免権をもち、高等官に勅任官と奏任官があり、勅任官には天皇の新任する大臣—親任官が、次官・局長級の 1 等・2 等があり、大臣の奏請による奏任官に 3 等から 9 等までがある。すなわち高等官に 1 等から 9 等まである。大臣が任命する判任官に一等から四等がある。秦郁彦編『日本官僚制総合事典 1868～2000』東京大学出版会 2001 を参照。

5 辞職した正確な日には未詳である。漢詩「北上詞」の注「己酉孟冬棄官歸家時作」より「己酉孟冬棄官」がわかるが、前掲『卞榮晩全集 上』所収の「北上詞」訳注には「旧暦 10 月」とある。しかし本稿では西暦 10 月とする。1909 年の旧暦 10 月 1 日は西暦 11 月 13 日、旧暦 29 日は西暦 12 月 11 日であり、卞榮晩の「棄官」時期は、統監府の司法掌握がほぼ決まり、新制度が施行する 11 月 1 日の前と考えるのが自然で説得力もある。参考までに「北上詞」全文を引用しておく。「惟弱冠之芳齡兮、遘世代之崎嶇。離南土而北上兮、鬱耿耿其誰憐。蹈東海而不返兮、其能脱茲汶汶。乘雲霓而倏舉兮、其能忘此悶悶。懷不同於莊生兮、恨無術以爲蝶。緣不深於梵門兮、亦莫誦其貝葉。費思慮之悲壯兮、摧群雄而昌邦。麻志尼之慷慨兮、喚國魂於既亡。嗟余生之慚愧兮、其將終此獨彷徨而悵悵。臨長風而嘯唏兮、山河悽其若泣。嗚乎蘄之已深兮、天方怒而赫然。余小子之愚駭兮、惶戰中而望天。乞上帝之玉座兮、子雖惡其可殺。庶悔禍於今日兮、默啓衷而使活。天漠漠而不答兮、惟日色之西流。風瑟瑟而波瀟兮、噤無聲而垂頭。」(原: 卞榮晩著・金鍾河編『山康齋文鈔』1957 に収録)。

6 1909 年 10 月 23 日付公布された「弁護士規則」(統

- 監府令第 34 号) によって弁護士名簿に登録するまでには、相当の期間が必要であり、よって翌年 1 月の弁護士開業広告となったものと思われる。その規則には、統監府裁判所で弁護士の職務を行う者は弁護士名簿に登録することを要すこと(第 1 条)、各地方裁判所検事局に弁護士名簿を置き、弁護士はその姓名を登録した地方裁判所の所属とすること(第 2 条)により、韓国人として韓国の判事、検事、弁護士又は統監府裁判所の判事検事であった者(第 3 条の三)として、弁護士の登録を受けようとする地方裁判所検事局を経由し統監に申請書を提呈(第 5 条)し、登録申請書を受理した検事局の検事正が要件を調査し意見を附して統監に提出(第 6 条)し、弁護士名簿の登録は、統監の命令に依り、地方裁判所検事局が行う(第 7 条)ことになっている。
- 7 朴志泰編著『大韓帝国期政策史資料集 V』先人文化社 1999 を参照。
  - 8 『皇城新聞』1910 年 1 月 12 日「広告」に「○理直だとして勝訴で自恃する勿く、理眩だとして敗訴で自縮する勿く、如何間左記處所に來議するが可し。要訣が自在する。／中部黃土岬二十三統三戸／前判事辯護士 卞榮晩」とある。
  - 9 弁護士の地方裁判所への登録を義務付けた「弁護士規則」(注 6 参照)が日本の裁判管轄地域に制度化され、ほかの地方裁判所登録弁護士には別途「許可」が必要であったと思われる。この問題を 1921 年の国際弁護士会に出席するために來鮮した日本人弁護士が提起していた(注 15 参照)。
  - 10 弁護士選任に関して『大韓毎日申報』につきのような記事がある。1909.12.7「雑報」「辯士雇聘説」に「上海に在留する閔泳翊氏は伊藤公暗殺者安重根の辯護士を雇入する爲に金四萬圓を支出するつもりで、上海海參威美國方面に在留する韓人に對しても右費用の支出を勧誘中であり、辯護士は法國と露國で最も敏腕な名士を雇聘するという。」とあり、12.11「電報」「旅順消息」に「安重根以下連累者八名は予審を既に終結し、地方法院長眞鍋が書類を審理中であるが、其の犯跡範圍に對しては一邊北韓方面に對して調査を繼續する中であり、公判は來年一月下旬になるという。」とあり、同日「雑報」「辯士旅順着」に「露國人ミハイロフ氏が英國人トクラス辯護士を帶同し上海から旅順に到着し、安重根を辯護する意を關東都督府に許可を請うたが、ミハイロフ氏は海參威で發行される大東共報に干涉を有する人だそうだ。」とある。
  - 11 統一日報社編『図録・評伝安重根』日本評論社 2011 を参照。
  - 12 安重根に対する公判は、關東都督府地方法院判官真

- 鍋十臧によって 1910 年 2 月 7 日第一回公判が行われ、同月 14 日第六回公判で、枢密院議長伊藤博文殺害、随行員ハルビン総領事川上俊彦、宮内大臣秘書官森泰二郎、南滿州鉄道株式会社理事田中清次郎負傷の「殺人罪として極刑」死刑が言い渡された。同地方法院検事溝淵孝雄は、十一回にわたる尋問後起訴し「殺人罪」「殺人未遂罪」の極刑を求めた。同月 12 日第五回公判、結審を前にした弁護人の最終弁論で、鎌田正治弁護人は、清國領内で発生した犯罪なので、韓清通商条約(1889 年締結)に基づき治外法権を有し、韓國法が適用される。しかし、第二次日韓協約(保護条約)より外国における韓国人は韓國法に基づいて日本の保護を受けるべきである。ゆえに本件の場合、韓國の法域を保護するために日本の刑法を適用すべきではなく、韓國の刑法を適用すべきである。そうでないと、日韓協約による委任の範囲を超えてしまい、韓國の立法権を侵害してしまうのと同じことになる、などの法理を述べ、韓國刑法を適用すべくも韓國刑法には外国における犯罪について罰すべき規定がないから「処罰されるべきものではない」と、また仮に檢察論告のように日本刑法を適用すべきものとしても「軽い懲役刑にすべきものである」と弁論し、水野吉太郎弁護人は、国家への尽忠を誤解したもので、同情すべき点がある。桜田門外の井伊大老襲撃事件、大津事件、政治家星亨殺害事件と比べても、また被害者の伊藤博文も少壮時に品川のイギリス公使館を焼き討ちしたりし、安と同じようなことをやっている。列国も注意しているので、過重の刑をあたえるよりも懲役三年の軽い刑に処すべきであると弁論した。最終弁論で安重根は、大韓帝国の將校として東洋の平和を害する伊藤を処断したのであり、捕虜として万国公法に基づいて裁判を行ってほしい、と主張した。上訴しなかったため、刑は確定、「東洋平和論」執筆中の 3 月 26 日に死刑が執行された。安重根の獄中未完作「東洋平和論」に彼の思想をうかがうことができる。齋藤泰彦著『わが心の安重根一千葉十七・合掌の生涯』五月書房 1997(増補新装版。初版 1994)、市川正明著『安重根と朝鮮獨立運動の源流』原書房 2005、統一日報社編前掲書を参照。また、韓國研究院発行『韓』第 9 卷第 4・5 合併号 1980 の「安重根義士生誕百年にあたって」の崔永禧と崔書勉の文と「資料」が役に立つ。
- 13 同新聞 1910 年 3 月 5 日、4 月 6 日、7 月 3 日の「雑報」にある。
  - 14 前掲の『卞榮晩全集 上』に 1923 年中国にいた時に章太炎に送った書簡が収録されている。また同収録の「私記」には「予嘗廣遊中州、惟見有一士焉、誦革命之章太炎、其人也。章子學極宏博奧衍、自處亦崇高、

其視康有爲梁啓超之徒、直無異乎市井無賴之子也。章子果非自傲也。有其實也、中國之名、未沫於史牒、章子之名、當與之俱長、吾不疑焉。獨吾恨章子之爲文、不全醇也。章子之爲文、不能鑄化群言、自成一家、而即扯而出之、割而傳之、故一卷之中、而雜體并見、有似荀卿者、有似釋家文者、有似屈原者、有似揚雄者、有似左傳國語者、有似魏晉齊梁者。而其所以又多在乎其貌、而不在于其神、斯可得爲能言術乎。抑亦非爲文之道矣。其平昔論文、奴視韓柳、屏歐陽蘇曾諸家、爲不足列於文數、其意氣、寧不豪盛、而亦豈可謂韓曾諸家爲坐夫子之病乎、無之也。嗚呼、天之生材之有限也。假使以章子之資性識解、而得兼有其才如我國朴趾源其人、而加之以慎思、振之以絕譽、其所成就、不尤當轟轟奕奕矣哉、惜也。」といい、康有爲、梁啓超らとの違いを強調している。卞榮晩の海外行跡については、前掲の崔起榮 2006 を参照。

- 15 『毎日申報』1921.10.6「國際辯護士會京城出席者」  
「來二十三日頃より北京で開催される國際辯護士協會第二回總會に朝鮮側より出席する人員は朝鮮人だけ數十人に至る豫定であるが、其中京城朝鮮人辯護士側から參列する人員は如左だそうである。／朴勝彬、張燾、李琮夏、李祖遠、姜世馨、卞榮晩、金瓚泳、同 10 月 13 日釜山發の「北京で在る國際辯護士會に提出するものは、案名を秘密に附した故に目下は不明である。十四日より開く京城の全鮮辯護士總會では、我等は□鮮で内地辯護士に依頼する事件が有る時ごと委任と許可を受けなければ不可なる不合理な今日の弊瑣な点を全然廢することを望み、希望條件を提出して貫徹しようとしてまだ許可されていない等は前例が無く、特に許可を受けた臺灣辯護士も取扱うには困難であると云々」(□=欠字)という「國際辯護士會／議案は秘密／武田辯護士談」を報じ、同 10 月 14 日「全鮮辯護士會／十四日朝鮮『ホテル』で」という見出しの下「來月中旬より下旬に至るまで開催される奉天の日支辯護士大會、大連の關東辯護士大會及北京に在る國際辯護士大會等に出席する内地各辯護士大會の代表主席者並有志者は、京城に集合し十四日午後三時より朝鮮『ホテル』で全鮮辯護士大會を開催し、朝鮮に在る裁判所構成法並辯護士法實施運動の援助を求めつつも、此に京城内地人辯護士會では會長高橋章之助、副會長木尾虎之助氏等を代表とし着々運動した結果、内地辯護士團は十三日午後九時より一行を花月に招待して晚餐会を開いたのであり、一行の京城滞在日程は左の如きそうだ。(下略)」、同 11 月 2 日「支那新人の活動／興國的氣分と舊思想の革新」という見出しの下「第二回國際辯護士大會に出席する爲に北京に赴いた朝鮮辯護士協會代表者二十一名數回に

分け三十一日朝に全部歸鮮したが、一行中某氏は記者に語って曰く／國際辯護士大會は昨年四月にはじめて東京で創立總會を開いたが、第一回には支那、朝鮮、印度、暹羅、比律賓各處より會合した。今番は其第二回であるが、出席者は支那側五百餘名を筆頭に日本内地側五十名、朝鮮人側二十一名であり。比律賓十五名と米露人各四五名が參加したところに印度と伊太利からは事故で參席できないことを通告したという。／會場は北京中央公園社稷壇下であり、日数は三日間であったが、大總統、國務總理、司法總長、大審院長、律師公會(辯護士協會)長其他から毎日招待され頗る紛忙だったし、舊宮城及西太后の頤和園で有名な萬壽山も觀覽したし、司法講習所に赴き一行中卞榮晩氏は司法總長秘書の支譯にて英語講演を行い社會改良と法律關係を論述したところ多大な喝采を博したし、官民上下がわれわれの一同を誠心で歓迎したことは感謝に堪えなかった。(中略)。轉じて大會の状況に及べば、我等は斯種辯護士の會合は、たとえ頭上に國際二字を加えたといえども、別に政治的會合ではなく、單に民族と民族の親善を意味することが可いことで、昨年比律賓が國家單位を離れて民族單位と即ち一種の獨立團體として參加した例に鑑み、朝鮮人辯護士は獨立團體の代表として參加することを要求し、大會に先んじ大會長其他に送函したところ、支那と比律賓は賛同の内意を表したが一方、日本辯護士諸君は此を誤解して朝鮮人の反日本的行動だとして百方より沮止し、遂に大會脱退の意嚮まで漏らしたので、主催者支那側では両方に拘碍されて無事爲主の見解に決議、其他を流會してしまい、前述の如く有耶無耶中で散會されたことは如何に堪えないところであると云々。」と報じている。1923 年大会には、「國際辯護士會朝鮮人側より七氏出席」「明春一月十日比律賓で開催される國際辯護士大會に朝鮮人側辯護士としては張燾、崔嶺、朴勝彬、許憲、李基燦、金瓚泳、卞榮晩の七氏が出席するが、想必來十七八日頃出發するという。」(1922 年 12 月 6 日)、同年 12 月 22 日には「比律賓國際辯護士大會に／朝鮮辯護士は不參／別個團體として出席するというゆえにて許諾されず」という見出し通り、出席できなかった。日本が音頭をとってはじまったこの國際弁護士大会については、今後さらなる調査が要る。

16 解放とともに復活した明倫専門學校財団を統合し、過去の成均館の正統を繼承する財団法人成均館大学を組織し、1946 年に正式認可、1953 年総合大学となり今に至る。朝鮮王朝の最高教育機関であった成均館は併合後、經学院となり、經学院内に教育機関として設置された明倫學院が明倫専門學校に、1944 年に明倫鍊成所になり、解放を迎える。

- 17 卞榮晩の経歴は、前掲の『卞榮晩全集 中』収録「卞榮晩年譜」を参照。
- 18 崔鍾庫著『韓国法学史』博英社 1990, p.83 より再引用。以下、法官養成所については『ソウル大学校法科大学百年史 1895～1995』ソウル大学校法科大学同窓会 2004 をも参照。
- 19 読み方は推定による。韓国の国史編纂委員会の韓国史データベース「駐韓日本公使館記録」などによると、後に 1903-04「在瑞諾日下部書記官」として駐露韓国公使李範晋と接触し、1908 年には「關東都督官房外事総長」を退職し、福岡市に弁護士事務所を開いたことが確認される。当時日本のスウェーデン領事はノルウェー領事を兼務しロシアに駐在していた。『新編日本外交史辞典』山川出版社 1992 を参照。
- 20 読み方は推定による。韓国側の資料には「高田富三」ともある。『官報』1896 年 5 月 8 日「敘任及辭令」によると、高田富蔵は「司法官補を命す／高知區裁判所詰を命す」（5 月 6 日司法省）とあるが、韓国からの転任かは未確認。『官報』1901 年 5 月 31 日「敘任及辭令」によると、臺灣總督府法院判官の高田富蔵に「高等土地調査委員を命す」（4 月 30 日）とある。
- 21 柏倉康夫著『破れし國の秋のはて 評伝堀口九萬一』左右社 2008 によると、堀口は、長岡藩士（戊辰戦争の長岡城奪回戦中戦死）の長男として生れ、長岡の国漢学校・寺子屋洪川、坂之上小学校、長岡中学校、高橋竹之介の誠意塾などでの修学をへて、1884 年に司法省弘国法律科専門学校（修学年限 8 年）第四期生として入学、翌年東京大学予備門・法学部に統合され、1893 年帝国大学法科大学弘法科を卒業、翌年実施された第一回外交官領事官試験に合格（総 4 名）、領事官補になり初任地仁川に赴く。1895 年 9 月に駐割特命全権公使として京城に赴任してきた予備役陸軍中将三浦梧楼の指示にしたがって、大院君との筆談談得の任に当たり、堀口の「前虎後狼魂易驚、誰從權域救蒼生、惜君斡地旋天手、漫託一竿風月情」に対して、大院君は「托迹深林心不驚、間雲野鶴過斯生、一枝我有畫蘭筆、幽谷春風楚客情」と、堀口が「不許老龍淵底伏、飛騰喚雨起風來」と迫った後、散文のやり取りとなり、「三浦公使が大院君を助けるならば、自分は祖国の救済にあたる」という言質を引き出すに成功したという。『官報』1898 年 5 月 11 日「敘任及辭令」に公使館三等書記官堀口九萬一「白耳義國アンヴェルスに於て放免囚徒並棄兒保護に關する萬國會議開設に付委員として參列被仰付」（5 月 10 日内閣）と、同 1899 年 7 月 5 日「敘任及辭令」に公使館三等書記官堀口九萬一「蘭國在勤を免す／待命中本俸三分之一を賜ふ」（7 月 3 日外務省）と、同 1899 年 9 月 12 日「敘任及辭令」

- に公使館三等書記官堀口九萬一「賜三級俸／待命中本俸全額を賜ふ」（9 月 11 日外務省）と、同 1913 年 5 月 28 日「敘任及辭令」に公使館第一等書記官堀口九萬一「西班牙國在勤を命す」（5 月 27 日外務省）と、同 1918 年 7 月 16 日「敘任及辭令」に公使館一等書記官正五位勲四等堀口九萬一「任特命全權公使／伯刺西爾國駐割被仰付」（7 月 15 日内閣）とあり、外交官としての人生を全うした。詩人で翻訳文学者堀口大學（1892～1981）はその長男、大学在学中に生まれたことに因んで「大學」と名づけられたという。
- 22 崔鍾庫の前掲書 p.215 を参照。
- 23 李絃淙「旧韓末外国人雇聘考Ⅱ」『韓』第 9 卷第 2 号 1980 を参照。
- 24 原口令成著『高名代言人列伝』1886 所収「野澤鶏一君伝」、田崎公司「星亨の時代 — 『星亨伝記資料』編著者・野沢鶏一を中心として」『歴史評論』468, 1989 を参照。
- 25 鄭肯植の前掲書 p.151 を参照。
- 26 閔妃殺害事件については、角田房子著『閔妃暗殺 朝鮮王朝末期の国母』新潮社 1988、金子文子著『朝鮮王妃殺害と日本人』高文研 2009 を参照。韓国の国史編纂委員会の韓国史データベース「駐韓日本公使館記録 8 卷」所収の「明治二十八年十月八日王城事變ノ顛末ニ付具報」（在京城 一等領事内田定槌發送・外務大臣臨時代理文部大臣侯爵西園寺公望受信）によると、刑法を担当した領事官補堀口九萬一は、首謀者の三浦公使の指示によって活動した事実があり、また同 7 卷「機密通常和文電報往復」第 2 冊所収の年十月十七日の小村から西園寺大臣への情況報告には「今回ノ事變ニ付テハ、官民共ニ關係者頗ル多クシテ、其事實ヲ得ルコト、最モ難シ。然レトモ今日迄ノ取調ニ依リ、本官ノ確實ト認ムルモノ左ノ通り。ノ即此事件ノ主謀者ハ三浦公使ニテ、大院君ト同公使トノ間ヲ周旋シタルハ岡本柳之助ト察セラル。而シテ公使館領事館職員中ノ關係者ハ杉村書記官・堀口領事官補・國分通譯官・荻原警部及ヒ巡查六名ナリ。王妃ハ日本人ノ手ニテ殺害シ其屍ヲ燒キタリ。此殺害ニ尤モ盡力シタルハ領事館巡查ナリ。守備隊ハ全ク三浦公使ノ命令ヲ奉シテ進退シタルモノト認ム。守備隊武官中ノ關係者ニ付テハ田村中佐ヨリ陸軍大臣へ報告セラルヘシ。ノ○本官、露國代理公使ヲ訪問シ、此回ノ事件ニ付テハ日本政府ハ大ニ驚愕セシ旨ヲ申述ヘタリ。同公使ハ此事變ニ日本政府ハ更ニ關係シ居ラサルモノト確信スル旨ヲ明言セリ。同公使ハ王妃死生ノコトハ未タ判然セズト云ヒ居レトモ、本官同公使ノ語氣ヲ察スルニ王妃ハ死セシモノト確信シ居ルカ如シ。又守備隊ハ全ク大院君ヲ擁シテ王宮ニ入りシハ事實ナレトモ、同君ハ前ヨリ此陰謀ニ與シ居

リシヤ否ヤ頗ル判断ニ苦シムト云ヘリ。(コクレル)ノ言フ所ニヨレバ、京城在留一般ノ外國人ハ大院君ガ日本壯士ヲ<sup>㊦</sup>シテ王宮ニ入りタレド同君ヲ守備隊ガ護衛シタルハ不審ニ堪ヘズト云ヒ居ル由、王妃ノ屍ヲ焼キタルコトハ米國人「ダイ」ガ實見シタル由ニテ、一般外國人モ亦之ヲ知レリ。○本日、本官辨理公使ニ任シ當地在勤命セラレタル貴電拝接ス。依テ三浦公使ハ一日モ早く出發セラル、様取計フヘシ。同公使帰朝命セラレタル上ハ、官吏以外ノ關係者ヲ速ニ退韓セシメ本邦ニテ處分相成ル方、得策ト思考ス。如何トナレハ、第一、三浦公使召還ノ後チニ於テ壯士等如何ナル不穩ノ舉動ニ出ルヤノ憂ナキニ非ス。第二ニハ、若シ壯士其他當時ノ事實ヲ知り居ルモノハ、其事實ヲ外國人ニ漏ラスノ恐レアリ。此レハ目下外國公使等非常ニ探偵ニ注意シ居ルナリ。ノ領事館員ノ關係者ヲ當地ニ於テ處分スルコトハ尤モ苦ム所ナリ。然レトモ總テノ關係者ガ帰朝後ニ於テ其處分方ニツアリ。一ハ公使始メ盡ク處分スルト、一ハ誰レー人モ不問ニ措クコトナリ。若シ多少處分ヲ要ストスルトキハ、如何ナル程度迄處分ヲ要スルカヲ必要トスルカハ猶ホ篤ト當地ノ情況ヲ探知シタル上、上申スヘシ。又退韓ヲ命スルコトニ付テハ至急何分ノ指揮ヲ乞フ。」(句読点、下線強調、ノは改行、<sup>㊦</sup>は欠字：権)とある。關係者の退韓措置の際に堀口は「非職」となる。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会 2002 を参照。

27 注 19 と 20 を参照。

28 鄭肯植の前掲書 p.167 を参照。

29 崔鍾庫の前掲書 pp.182-83 を参照。

30 記事はつぎのようである。「法官養成所學員七十餘人が今番新條約事件に對して調印した諸賊を一并照律正刑する意で、平理院に告發したところ、該院檢事が一味推延し、不思審覈正刑したので、近日法官は可謂無法といひ、輿論が沸騰したといふ。」

31 『皇城新聞』1906年12月4日「雜報」に「●叅試諸氏、法部銓考所にて檢事十二人を試取したことは已掲昨報したが、其被選された氏名が如左／金鍾護、尹憲求、金敦熙、李漢吉、朴準性、安秉瓚、沈鍾大、洪祐燮、洪冕憲、洪淳瑢、權赫采、卞榮晚諸氏だそうだ。」とあり、同月13日の「官報」に「○官廳事項 法官銓考所試験入格榜／金鍾護、尹憲求、金敦熙、李漢吉、朴準性、安秉瓚、洪祐燮、洪冕憲、洪淳瑢、沈鍾大、權赫采、卞榮晚／以上十二人 十二月五日」とある。

32 同日「荒井賢太郎兼任會計檢査局總長命法部次官倉富勇三郎 内閣法制局長 兪星濬 法部刑事局長 金洛憲 法部書記官 松寺竹雄 安住時太郎 法典調査局委員」の人事もあつた。

33 崔鍾庫の前掲書、前掲の『ソウル大校法科大学百

年史 1895～1995』を参照。

34 大川四郎「明治期一日本人留學生の大日本帝國憲法論—野沢武之助(1866～1941)がジュネーブ州立大学法学部に提出した博士号請求論文について」『愛知大学法学部法経論集』172, 2006.12 を参照。講義録、著書、訳書に野沢武之助・山口弘一述『國際私法講義』(明治法律学校 31 年度第 3 学年講義録)、野沢武之助述『國際私法講義』(明治法律学校 34 年度第 3 年級講義録)、野沢武之助・山口弘一著『國際私法論』東京専門學校出版部 1900 (早稲田叢書)、レイ・ブリデル述・野沢武之助訳『法律原論：附・比較法制學講義』(明治法律学校 36 年度 2 学年講義録)、野沢武之助解説『セニョボー氏文明史』東京専門學校出版部 1901 (名著綱要政法理財科 14) などがある

35 金孝全「大韓帝國時代の日本人法律家たち」『學術院論文集(人文社會科學篇)』第 50 輯第 1 号 2011 をも参照。梅謙次郎については、岡孝「明治民法と梅謙次郎」『法学志林』88 卷 4 号 1991、「特集：民法 100 年と梅謙次郎」『法律時報』70 卷 7 号 1998、李英美著『韓国司法制度と梅謙次郎』法政大学出版局 2005 を参照。

36 日本人教官の授業では、日本書が用いられ、通訳も付いていたと思われるが、その実態は未詳。のちに再開してから任命された「法官養成所繙訳官」は、教材の翻訳あるいは授業の通訳を担っていたのだろう。

37 『皇城新聞』1905年4月1日「論説」に「大韓に専門學校は姑未建設されず、漢城法學校が創有したが夜學所致にて姑未完全でなかつたが、磚洞に新設した普成専門學校は位實が専門大學畫學にて大皇帝陛下が特立したのであり、毎朔數千元經費を内帑錢から劃下し、圖書館を附設して各専門教科書數千卷を新刊するといひ、申海永、趙齊桓、鄭永澤三氏に右事務を專任責成したが、同諸氏は教育上に熱心に報答聖意するに尤極盡力するといふ。二十餘員の講師は曾前に日本に遊學して卒業した人をもつて任用し、擔任責成する爲めに月給三十元式を特給するに定め、二個年が卒業期限であるが、速成速需する聖旨を特下したといひ、今日より開學するといふ。」とある。

38 「夜学」は、『皇城新聞』に「○本校では、漢城法學校専門科學員等の請願に因り夜學科を另設したので、該學員等は今月二十三日(陰八月二十五)下午五点到一齊來學しなさい。」(9月20日広告)と設立経緯が記され、卞榮晚は「○本校では、第二期學員を募集して試験を已經したが、晝夜學科に追後入學を願う會員は本月二十八日まで特別に應試許入するので、兪諒來臨しなさい。ノ光武十年二月十八日」(1906年2月19日広告)とある夜學科の追加入學者と思われる。

- 39 『高麗大学九十周年誌』1995より再引用。
- 40 前掲の『高麗大学九十周年誌』に収録された経済学専門科卒業証書に記される全科の名前と担当講師による。
- 41 李基俊著『西欧経済思想と韓国近代化—渡日留学生と経済学』東京大学出版会 1986の「付録I 韓末の主要経済学関係韓国人の略歴」によりつつ、生没年未詳の人は『大韓帝国官員履歴書』国史編纂委員会 1972をもって補った。「履歴書」に年齢のみ記入された申佑善、元應常、劉文煥、李冕宇、張燾、張憲植、洪在祺の生年には1か2年の差がありうる。また、韓国歴史情報システム <http://www.koreanhistory.or.kr/>において検索参照。
- 42 「百科学校」は不明。当時、主なる学校の規則を集録した大門鉄太郎編『官立公立及ビ私立諸学校規則集』旭昇堂 1897にはない。
- 43 没年について、崔鍾庫は1950年の南北戦争の際に行方不明になった（韓国学中央研究院の歴代人物総合情報システム）というが、金孝全の前掲論文 2011には、1925年とあり、確定できない。
- 44 『皇城新聞』1907年6月5日「雑報」「訴訟演習会実況」と7日「訴訟演習会実況（続）」に事件概要と判決内容が報道されている。
- 45 『皇城新聞』1908年1月29日「雑報」「普校二回卒業生」に「磚洞普成専門學校で第二回試験を経たが、叅榜した氏名が如左／畫學科では李敏泓、南享佑、徐相楫、趙晩植、尹世榮、金益聲、鄭俊謨、趙漢稷、金觀植、李重植、李大鍾、趙鏡夏、李應漢、沈寅愚、鄭寅英、洪鍾元、呂昌奎、徐廷佑、李範星、姜湧大、高正暉、沈榮澤、尹桂炳、吳柄善、李觀儀、崔建植、邊弘秀、鄭泰模、金寅昊、安鍾軾、申濬鉉、尹光熙、張昌植、李範興諸氏であり、夜學科では卞榮晚、黃轍秀、李覽鍾、鄭求昌、金洪秀、金奎炳、柳學秀、李漢龍、李元濟、金文燒、尹杓榮、鄭義好、郭漢英、安鍾五、李種百、李錫璣、趙天植、金基柱、鄭達永、李元植諸氏であるという。」とある。
- 46 李絃淙「畿湖興学会について」『韓』第4巻第9号 1975に詳細な紹介があり、趣旨書の読み下し文もあるので、参照されたい。当時の学会などの団体については、同号に同氏「湖南学会について」と「旧韓末政治・社会・学会・会社・言論団体調査資料」、同12号に同氏「大韓自強会について」と「大韓協会に関する研究」、金根洙「旧韓末救国団体小考—とくに資料を中心として」、第5巻第1号に李絃淙「大韓協会に関する研究（II）」が参考になる。
- 47 「沒討戒」は1858年から1888年にかけてプロイセン参謀総長を務め、対デンマーク戦争（64）・普墺戦争（66）・普仏戦争（70-71）を勝利に導いた戦術戦略家である Helmuth Karl Bernhard Graf von Moltke。川崎三郎著『独仏戦史』博文館 1894には「参謀本部長、モルトケ（毛奇）」とあり、洪江保著『普墺戦史』博文館 1895には「モルトケ（Moltke）西暦一八〇〇年（我カ寛政十二年庚申）生レ、同一八九一年（我カ明治二十四年辛卯）死ス。獨逸（普國）有名ナル大將ナリ。フラン、モルトケ大將（General Von Moltke）ト云フ。伯爵也。」とある。「沒討戒」は、「モルトケ」に対する韓国語の音訳である。
- 48 ほかに、後に出た三村立人訳『権利争闘論』清水書店 1915、日沖憲郎訳『権利のための闘争』岩波書店 1931、尾崎賢三郎対訳脚注『権利闘争論』南山堂 1933、松島烈雄編纂『権利の為めの闘争』春陽堂 1939がある。また磯部四郎重訳『法理原論』1886-88もある。
- 49 末松謙澄訳註『ウルピアーヌス羅馬法範』帝国学士院 1915にユルピアンに関する紹介がある。インターネット上に公開されている 1911 Encyclopædia Britannica の項目「Ulpian」によると、「His works include *Ad Sabinum*, a commentary on the jus civile, in over 50 books: *Ad edictum*, a commentary on the Edict, in 83 books: collections of opinions, responses and disputations; books of rules and institutions; treatises on the functions of the different magistrates — one of them, the *De officio proconsulis libri x*, being a comprehensive exposition of the criminal law; monographs on various statutes, on testamentary trusts, and a variety of other works. His writings altogether have supplied to Justinian's *Digest* about a third of its contents, and his commentary on the Edict alone about a fifth. As an author he is characterized by doctrinal exposition of a high order, judiciousness of criticism, and lucidity of arrangement, style and language.」と「*Domitii Ulpiani fragmenta*, consisting of 29 titles, were first edited by Tilius (Paris, 1549). Other editions are by Hugo (Berlin, 1834), Böcking (Bonn, 1836), containing fragments of the first book of the *Institutiones* discovered by Endlicher at Vienna in 1835, and in Girard's *Textes de droit romain* (Paris, 1890).」とあり、彼のローマ法注釈が中世・近代に編集され再読されていた。彼のいう "Justice is the constant and perpetual will to render to every man his due." (Iustitia est constans et perpetua voluntas ius suum cuique tribuendi.) *Digesta* 1.1.10 (<http://en.wikipedia.org/wiki/Ulpian> より: 2113.2.1 最終確認) という人間の意志を重んじる思想と、近代人間観の特徴である「意志の自由」思

- 想との影響関係が充分考えられる。
- 50 加藤弘之のイェーリング理解については、堅田剛『『権利のための闘争』と『強者の権利の競争』—加藤弘之のイェーリング解釈をめぐって』『独協法学』42, 1996を参照。
- 51 加藤はここに「<sup>ブルンチュリ</sup>不倫丁利氏 (Bluntschli) 書 Staatswörterbuch (千八百五十七年ヨリ七十年ニ至ル) 第六冊第六百零六丁ニ出ツ」と脚注を付している。しかし、該当の「Menschen Reicht 人権」項目の記述にユルピアンやその天賦人権説などはない。
- 52 『明治文化全集第五巻：自由民権篇上巻』日本評論社 1992年復刻版に収録された『天賦人権論』を用い、国会図書館近代デジタル・ライブラリー公開電子ブックをも参照した。同全集には当時新聞雑誌に掲載された論争記事を集めた『人権新説駁論集』と、植木枝盛著『天賦人権辨』1883も収録されている。
- 53 井出孫六編『思想の海へ 7：自由自治元年の夢』社会評論社 1991 には「デミトリウス (「デミストリヤス」) はギリシアの哲学者。君主制の反対者」と注を付けている。この時期にヴェスパシアン帝によって追放された哲学者のなかに、名前が近似するキュニコス学派のデミトリウス Demetrius の誤りとみられる。Demetrius は古代ギリシア人に多くある名前と確定できないところがある。すなわち、ミシガン大学図書館が公開している *Dictionary of Greek and Roman biography and mythology*. Ed. by William Smith, 1867によると、項目 40 の内 11 番目 (pp.968-69) に「Surnamed CHYTRAS, a Cynic philosopher at Alexandria, in the reign of Constanius, who, suspecting him guilty of forbidden practices, ordered him to be tortured. The Cynic bore the pain inflicted on him as a true philosopher, and was afterwards set free again. (Ammian. Marc. xix. 12.) He is probly the same as the person mentioned by the emperor Julian(Orat.vii.) by the name of Chytron. (Vales. Ad Ammian. Marc. l. c.)とある。ヴェスパシアン帝によってローマから追放された「stoic opposition / philosophical opposition」と言われるストア学派の代表として哲学者であり政治家であるヘルヴィディウス Helvidius Priscus がある。南川高志著『ローマ皇帝とその時代』創文社 1995を参照。
- 54 仙田正雄ほか編『漢訳漢名西洋人名事典』天理大学出版部 1964による。
- 55 [http://www.historians.org/info/aha\\_history/gsmith.htm](http://www.historians.org/info/aha_history/gsmith.htm) (2013.1.31 最終確認) に 1904 年大会会長演説 The Treatment of History が公開されている。
- 56 以上、<http://www.biographi.ca/009004-119.01-e> id\_nbr=7075 (2012.12.12 最終確認) による。
- 57 以上、エルギン卿については、*Dictionary of Canadian Biography Online* および *Encyclopædia Britannica: Micropædia Vol. III, 15<sup>th</sup> Edition, 1975* と研究社『リーダーズ・プラス』による。
- 58 前掲の『卜榮晩全集 上』所収「私記」(癸亥 1923) に「西方之文藝之盛、不下中東。顧彼中無一屈子、無一史遷耳。然如英之劍益是披亞、德之魂墟、亦東方之所無也。我國人士之學西文者、其志淺之爲古人譯生而止、深之亦無過乎爲粗讀時論臨事通信、以與彼周旋之資地、而於彼中之鴻章鉅篇高韻絕調、殊未聞有致力焉者、是亦爲學之過也。予嘗無師而自習英文、由英文而汎讀西籍諷詠反復而不置者、已十年于茲矣。而因以亦得至大之樂於其間焉。蓋東海之聖西海之聖、其心性術志、未嘗不一。而東海之文西海之文、其聲光神味、未嘗不可以交相發明也。乃有無識之徒、質然斥之曰、蟹行之文、非先王之遺、不可讀也。然後則蒼頡之字、獨我先王之文乎。噫、一方有淺常膚率之輩、一方有閉目拒益之徒、則西學之不昌大、藉曰、無傷也。亦足以之而見士無明達之識也。既士無明達之識、則所可痛恨者、將在於西學之不明已乎。抑并在東方之學也、可一深長思。」とあり、英語学習をいつ頃始めたかは不明だが、十年前から英文を放さず楽しんでいたことがわかる。
- 59 崔起榮の前掲論文 1993 による。『朝陽報』は第 11 号まで国立中央図書館などの所蔵が確認できるが、筆者は未見。
- 60 1901 年 4 月 20 日初版。本稿での引用は『幸徳秋水全集』明治文庫 1968 第三巻所収による。
- 61 関連して飛鳥井雅道は、幸徳秋水が 1905 年の中国同盟会結成に献身的に協力したこと、1907 年中国人の在東京社会主義講習会にて「無政府主義」につき講演したこと、またその演説がただちに中国語に翻訳されたことなどをもって日中社会主義者の連帯を築き上げた一方、朝鮮との関連で露呈する秋水思想の弱さを指摘した。24 歳の秋水が日清戦争で大賛成であったことを指摘し、1905 年 6 月 25 日付堺利彦宛獄中書簡の「予が出獄後に於ける欲望は甚だ多し、…北海道或は朝鮮に田園を買ひ、数百人の農夫と理想的生活を為して、静かに天真を養ふ其四也」を引用し、中国に対して深い情熱と敬愛を持ち続けた秋水が、より近い朝鮮の問題を捉えることができなかったことは、明治社会主義の最大の弱点であった、と論じた。この書簡は『直言』7 月 2 日「巢鴨だより」に掲載、『平民主義』隆文館 1907 に収録された。飛鳥井雅道「明治社会主義者と朝鮮そして中国」『季刊三千里』第 13 号 1978 春、石坂孝一著『近代日本の社会主義と朝鮮』社会評



- 論社 1993 をも参照。
- 62 高田早苗は東京生まれで、共立学校と東京英語学校などで英語を学び、大学予備門を経て開学翌年の東京大学に入学、文学部で学ぶ。在学中の 1881 年、小野梓(1852~86)と知り合い、改進黨の結成に参加。1882 年文学部哲学政治学及理財学科卒業後、東京専門学校の創立に参加、講師として憲法、政治学、史学などの講座を担当した。「講述」「譯述」「講義」などにて出版されたものに『英國行政法上・下編』1884、『英國政典』1885、『英國外交政略』1886、梅若誠太郎共訳『英國憲法論』1889、『政治汎論』1895、ビー・シー・スコットオ著『英國國會史全』1897、ダイシーDicey, Albert Venn 原著『憲法論』、『帝國憲法』、『各國憲法』、『國家學原理』、『憲法要義』1902、ジオン・ダブリュ・バルジェス著『政治學』、『政体論』、『貨幣學』、『貨幣論』、『貨幣新論』1884、『租稅論』1888、『通信教授政治學』1891、J・W・バルジェス著『比較憲法論』1908 などがある。天野爲之、坪内逍遙、市島謙吉とともに「早稲田四尊」と称される。1890 年議會開設の時に衆議院議員となり、通算六回当選。1897 年外務省通商局長(松方内閣)、1898 年文部省参事官、高等学務局長、参与官兼専門学務局長(第一次大隈内閣)を、1915 年文部大臣(第二次大隈内閣)を歴任。1915 年貴族院議員に勅選。1900 年東京専門学校学監、07 年早稲田大学学長に就任。大隈死後、1923 年から 31 年まで総長として大学経営に尽力した。1901 年法学博士となる。
- 63 『博文館五十年史』博文館 1937、坪井善四郎著『大橋佐平翁伝』栗田出版会 1974 (元版 1932)、稲川明雄著『龍の如く ― 出版王大橋佐平の生涯』博文館新社 2005 などを参照。雑誌『太陽』の書誌情報については、鈴木正節著『博文館「太陽」の研究』アジア経済研究所 1979 が詳しい。『国史大辞典』吉川弘文館 1987 および『日本近代文学大事典』日本近代文学館 1977 の項目説明をも参照。
- 64 鈴木正節の前掲書。
- 65 『時代之趨勢』所収「帝國主義」の「争闘時代」とは「Especially during the nineteenth century has nationalism been a conscious influence in political life. The nations that, at its beginning, had partly achieved their independent political existence, have since been striving for the attainment of completely self-sufficing life; while those races that regard themselves as unjustly held in bondage by others have been engaged in a stern struggle to obtain national independence.(p.4)」という記述を含んだ表現であると考えられる。
- 66 本稿では、ホブソンの 1902 年初版の日本語訳である改造文庫『帝國主義論』(石澤新二訳 1929 : 1976 年復刻版)を用い、該当頁を示す。
- 67 上掲書第一篇第一章 pp.32-33。原注の出典は 1900 年度『政治家年鑑』によって作成した H.C. Morris の *History of Colonization*, vol.2. p.318 とある。
- 68 同じ本文 1 頁に「帝國図書館蔵書」印とともに「明治三五・七・八・製本」円形図印が押されてある。
- 69 早稲田大学出版部の「世界的觀念の發達てふ国民教育の一大主眼を貫徹するに就て裨益するところあらしめ且つ諸専門学科就中政治、經濟、法律、文學の諸科を研究するの基礎として必要なる歴史的智識の普及を計らんとする」趣旨による「歴史叢書」19 冊の一つである松平康国著『英国史』1904 年に付録された「明治 36 年 9 月改正」「出版図書目録」22 頁による。
- 70 訳者吉武源五郎は、のちに『拓殖新報』拓殖新報社(東京市京橋区北紺町四番地)を經營し、『児玉神社献詠歌詩集』拓殖新報社 1939 を出版している。
- 71 1904 年版に“Set up and electrotyped May, 1900. Reprinted September, 1900; February, 1902; July, 1904.”と、その間の出版状況が記されている。吉武訳の原書は 1902 年版であったとも考えられるが、これを「新著」とは言わないだろう。1902 年版は未見。
- 72 鶴見祐輔著『後藤新平』勁草書房 1965 第二巻第一章「台湾民政長官」第八節「外遊」によると、予定につき「六月十三日横浜解纜のエムプレス・オヴ・チャイナ号にて出帆し、米国晚香坡に上陸し、市俄吾、聖路易、ニューオルリアンス、玖瑪、フロリダを巡遊し、華盛頓、費府、紐育、ボストンに至り、更に加奈陀に趣き、再び紐育に戻り、同所より倫敦に航し、巴里、伯林を経て、聖彼得堡に至り、莫斯科を過ぎり、君士坦丁堡、巴耳幹半島に入り、希臘より埃及に航し、之を旅行の終点として帰航の途に就く。」とあり、当時台湾総督府の殖産局長をしていた新渡戸稲造が同行者として選ばれた。「十一月十三日、ネーブルスから、独逸船ケーニッヒ・アルベルト号に乗じ、印度を経て帰途に就いた」一行は、「十二月十四日香港出帆の大義丸に乗じて、再び台湾島に」、「大義丸が、淡水港に入ったのは、十二月十七日であつた。」「その翌々十九日午後二時半出帆の釜山丸で東京へ向けて基隆を出発してしまつたのである。」とあり、この帰朝中の翌年即ち 1903 年春、吉武は後藤宅を訪問したのである。
- 73 鶴見祐輔の前掲書第二巻第一章「台湾民政長官」第六節「文化的台湾の建設」二「読書癖」を参照。
- 74 森孝三には、ヘルフェリッヒ著、森孝三訳『殖民行政組織改革論』博文館 1905、ヘルフェリッヒ原著、

森孝三口訳、尾崎茂筆記『日露之戦資：日露戦争ノ財政的方面』台湾日日新報社 1906 の訳書があり、後藤が直接翻訳を委嘱して出版したものには、ヨゼフ・オルツェウスキー著、後藤新平訳『官僚政治』富山房 1911、フリードリッヒ・パウルゼン著、後藤新平訳『政党と代議制』富山房 1912、ロベルト・ミッヒェルス 著、森孝三訳『政党社会学』大日本文明協会事務所 1913 などがある。『官僚政治』後藤序には「(前略) 回顧すれば今を去ること八年前、予が台湾在職の日、ビュロークラチスムスに関するヨゼフ・オルツェウスキー氏の著を塙国に求めて、公務の余暇通宵一読せしが、其の説く所悉く是なりといふに非ざれども、間々肯綮に中り、思はず快哉と呼べり。当時予は此の有益なる資料を私するを好まず、広く感を同じうする友人と共に相講究せん事を希望し、台湾総督府事務官警察官練習所教官森孝三君に囑するに同書翻訳の事を以てせしに、君公務の余暇を以て、随読随訳、終に全篇の訳成る。(下略)」とあり、『政党と代議制』の後藤序には、「予の曩に『官僚政治』を公刊するや、幸にして多数識者の繙読を得、官僚政治の果して如何なるものなるかが汎く了解せらるるに至りたるは、予の本懐とする所なり。今又本書を公にする所以のもの、更に進んで政党と官僚政治との関係如何を知るに資せんとするに外ならず。これ既に『官僚政治』に一部論ぜられたる所なりと雖も、尚ほ未だ十分ならざるものあり、乃ち此れが関係を明らかにし聊か世人の誤解を解かんと欲す。泰西諸国素より此の種の著書に富む。然れども今特にパウルゼンの著を選び、森孝三君に翻訳を依頼して、曩に『官僚政治』の読者への約を履む。(下略)」とあり、『政党社会学』の後藤序には「本書、ロベルト・ミヒェルス氏著『政党社会学』は、平民政治と貴族政治との変遷を叙し、最近民衆心理の講究に由り、斬新なる理論を公にしたるものにして、嘗て森孝三君の口訳に依りて其梗概を聞くを得、踵いで同君に囑して通篇訳成るに及び、乃ち文明協会の要求に依りて出版せしむることとなり、随つて予に一言を徴せられたり。蓋し本書は、予が曩に出版したる『官僚政治』並びに『政党及代議制』の両書と相俟つて、現代の政治を講究する人のために殊に裨補あるべきを信ず。(下略)」とある。

- 75 「屋人社」の出典は『礼記』「郊特牲」の「天子大社必受霜露風雨、以達天地之気也。是故喪國之社屋之、不受天陽也。」であり、亡国の社には屋を設けて天光を受けさせないことをいう。
- 76 前掲の『卞榮晩全集 上』「私記」に「金允植、官至上卿、好學不倦、文如菽粟、行能隨時、進不墮望、退不失名。及韓之淪、雖受日爵以自縻、而其終也、又

能隨衆倡義、白其心事、近世之達人也。然而不可與共之至善之域、則亦鄉愿而已矣。俞吉濬、學涉東西、心殷經濟、不爲讐役、安分力事。雖其時存忤心、不能一公、爲人所〔言此〕議、而要其平生飭志、未嘗不在乎救國振族、不可謂非應時之奇士也。然而不可與共事久遠之道、則亦畸人而已矣。鄉愿與畸人、吾猶及見焉、今也則亡。」と俞吉濬に対する人物評をしている。

- 77 本稿では、嘉治隆一編『明治文化資料叢書第五卷社会主義篇』風間書房 1972 収録された『破帝国主义論』を用い、国会図書館近代デジタル・ライブラリー公開電子ブックをも参照した。
- 78 姜徳相編著『錦絵の中の朝鮮と中国幕末・明治の日本人のまなざし』岩波書店 2007 を参照。
- 79 鈴木正節の前掲書を参照。

【附録 2】『二十世紀之大慘劇帝國主義』と『時代之趨勢』「帝國主義」の訳語対照表

《固有名詞》	<u>사이뿌라스</u> 20 ← サイブラス 10
<u>가도고후</u> 27 ← カトコフ 13	斯坦 14=8
<u>가이사리</u> 38 ← 카이사리 17	<u>산지마루</u> 32 ← サンジバル 15
<u>게우에스도</u> 20 ← 케우에스토 10	<u>센도헤레나</u> 21 ← セントヘレナ 10
<u>고-론</u> 33 ← 코로- 15	<u>세바스도포르</u> 30 ← セバストーポール 14
<u>콘스탄지노블</u> 13 ← 콘스탄チ노플 7	<u>세시루로쓰</u> 14 ← セシルローツ 8
<u>구라이브</u> 14 ← 클라이브 8	<u>셀우니아</u> 1 ← 셀비아 2
<u>구롱스다쓰도</u> 30 ← 크론스ダツト 14	<u>스단</u> 15 ← 스- 8
<u>구리기</u> 1 ← 그리키 2	<u>스도리빙</u> 26 ← 스트리빈 13
玖馬 13=7	<u>시랴</u> 37 ← 시리아 17
君斯坦丁堡 38 ← 君斯坦丁堡 17	<u>싱아볼</u> 20 ← 싱가포르 10
<u>나이자루</u> 14 ← 나이저 8	<u>세난</u> 20 ← 페난 10
<u>니가랑아</u> 13 ← 니카랑가 7	<u>세젤다</u> 20 ← 비젤타 10
<u>니고레부</u> 30 ← 니콜레부 14	<u>아나도리안</u> 38 ← 아나톨리안 17
<u>다-다벨스</u> 20 ← 다-다ネル스 10	<u>아덴</u> 20 ← 아덴 10
<u>다이시-6</u> ← 다이시-5	<u>아레기산도리아</u> 38 ← 알렉산드리아 17
<u>도란스발</u> 6,13 ← 트란스발 5	阿弗利加 18=9
<u>라부안</u> 20 ← 라부안 10	<u>아스센손</u> 21 ← 아스센션 10
<u>로쓰베리</u> 47 ← 로즈베리 20	<u>아이란드</u> 20 ← 아일랜드 10
<u>로-스베리</u> 24 ← 로즈베리 12	<u>앙고라</u> 38 ← 앙고라 17
<u>루마니아</u> 1 ← 루마니아 2	「양구로식손」 10,17,47 ← 앙글로사키손 6
<u>류지몬드</u> 30 ← 리우치몬드 14	「오쓰도만」 1 ← 오투만 2
<u>마나라</u> 13 ← 마나라 7	<u>와레시</u> 46 ← 웨레시 20
<u>말다</u> 20 ← 말타 10	<u>우리얍하베</u> 4 ← 윌리엄허버 4
<u>메소보다냐</u> 37 ← 메소포타미아 17	<u>우이꾸도루용오</u> 47 ← 빅토르유고 21
<u>모리지아스</u> 20 ← 모리치아스 10	<u>우이리헤름</u> 31,33 ← 윌리헬름 15
美國 44 ← 미국 19	衛海衛 20 ← 威海衛: 誤字
<u>바레스다인</u> 37 ← 바레스타인 17	<u>이스미쓰도</u> 38 ← 이스미트 17
<u>바쿠다쓰도</u> 38 ← 바쿠다ツト 17	<u>잠바렌</u> 22,47 ← 챔버레인 11,21
<u>발칸</u> 24 ← 발칸 12 誤字	<u>조징오루데</u> 14 ← 조지골데이 8 上
<u>베도루</u> 24 ← 베르 12 大帝	조지골데어 8 下
<u>베를다</u> 20 ← 베르다 10	<u>지쑤랄달</u> 19 ← 지브랄탈 10
<u>베림</u> 20 ← 베림 10	土耳其 29,37,39 ← 터키 14,17
<u>베아손</u> 48 ← 베아손 21	土耳其 14=8
<u>부라운</u> 4 ← 브라운 4	「튜돈」 5 ← 튜튼 5
北美合衆國 2 ← 北米合衆國 2	<u>파레스다인</u> 38 ← 파레스타인 17
#北米 17	「판스라부」 1,27,28 ← 總 [판] 슬라부
#米國 17	#「판스라부」 47
<u>불가리아</u> 1 ← 불가리아 2	<u>포베도노스티슈</u> 47 ← 포베도노스티프 21
佛國 10=7	<u>포베도노스티에쓰</u> 27 ← 포베도노스티프 13
<u>비스막</u> 31 ← 비스마크 15	布哇 13=7
<u>사랴</u> 38 ← 시리아 17: 誤字	浦港 44=19
「사-루」 28 ← 사- 13	<u>하밀돈</u> 20 ← 햄ilton 10
「짜-루」 [露皇尊号] 9 ← 자- 6	<u>하쓰구스레</u> 46 ← 하스레 20
<u>사이부라스</u> 13 ← 사이브라스 7	<u>하인리히</u> 34 ← 하인리히 15

漢堡港 41=18

헤스징우 14 ← ヘスチング 8

후에이도아루쑤 15 ← フェドアルブ 8

후온,마루샤르 32 ← フオン、マルシャル 15

후온가루도수 33 ← フオンカルドツフ 15

喜望峰 13=7

### 《概念・用語》

發表 2 ← 表現 2

維支 2,21,23,38 ← 維持 2,10,12,17

維持 33,34=15

不休 48 ← 維持 21

理想 3 ← 想像 4

夢想 5 ← 事業 4

句管 1,7,8,20,45 ← 支配 2,5,6,20

管攝 3 ← 支配 4

管理 16 ← 支配 8-9

管轄權 25 ← 支配權 12

管轄力 47 ← 支配力 20

管理力 47 ← 支配力 21

偏狹 2 ← 偏狹 2

偏狹心 5 ← 偏頗心 4

主義 5,11 ← 思想 4

態度 11 ← 振舞 7

主義 11 ← 態度 7

境域 12 ← 場合 7

境遇 35 ← 場合 16

保護 12 ← 保護 7

地土 16 ← 土地 8

土地 16 ← 領土 8

標榜 16,22 ← 行動 9

標榜 22=11

欲望 17 ← 慾望 9

証明 18 ← 證明 9

實力 21 ← 共力 11

協議 36 ← 協議 16

協商 36 ← 協商 16

鐵道 38 ← 鐵道 17

現像 42 ← 顯象 19

國際團體 42 ← 國際團體 19

言論 42 ← 議論 19

機械 43=19

器械 44 ← 機械 19

小賣商業 45=20

民政主義 50 ← 純民政 23

### 《語句・表現》

其他 1 ← 將た 2

動輒 2,11 ← 動もすれば 2,6

一轉 2 ← 一變 2

再進 2 ← 再變 2

可成的 2,12,38 ← 成るべく 2,7

末葉 2 ← 末尾 2

連亘 2 ← 亘りて 2

現出 2 ← 現れ 2

行來 2 ← 來れり 2

同時に 3 ← 共に 2

却甚 6 ← 且つ 5

不拘き고 9 ← 拘らず 6

不少き니 9 ← 少なからず 6

成功을漸見喜 10 ← 成功の見込ある 6

英國掌裡에歸き앗던 10 ← 英國常裡に歸したる 6-7 : 訂正

比較上豪華的이라 11 ← 比較的贅澤なる

俸級生活 11 ← 俸給生活 7

姑息을니 11 ← 安ずる 7

甚히寥寥하며 11 ← 甚だ稀れ 7

偏傾을야 11 ← 偏して 7

可作喜者가不無き니 11 ← 爲すべきものなきにあらず 7

漸漸 12 ← 漸く 7

努力을니 12 ← 競へり 7

互相 13 ← 互に 8

自然의理勢 13 ← 自然の勢 8

不待을고 13 ← 待たず 8

互相共力 14 ← 相共力 8

某程度 14 ← 或る程度 8

無論 16 ← 勿論 9

感念 16 ← 念 9

認定 17 ← 認め 9

認識 45=20

意思 17 ← 意 9

謳歌하며 17 ← 理想とし 9

被動을야 17 ← 動かされて 9

此를爲喜이라謂치아니喜이不可을니 18

← 之れが爲なりと謂はざるべからず 9

可驚的 19 ← 驚くべき 10

非常境遇 19 ← 戰爭の場合 10

握有 20 ← 握れり 10

深信을리 21 ← 信條 11

排出 21,22 ← 拂ひ 11,11

毫末も 21 ← 毫も 11

抱持 22 ← 抱く 11

必然的結果 22 ← 免かるべからざるの數 11

自由貿易場 22 ← 自由貿易の市場 11

互相 22 ← 互ひに 11  
此을因기야 22 ← 之れが爲に 11  
世界上工業의中心 22 ← 世界に於ける工業の中心 11  
見苦흥을因기야 23 ← 苦しめられてより 11  
見得기境遇 23 ← 見込ある場合 11  
保維흥力 23 ← 保つ力 12  
存在기지라 23 ← あり 12  
希望興否를不拘기고 23 ← 希望すると否と拘らず 12  
貴히기는 23 ← 重むずる 12  
企圖흥바로셔 25 ← 企てたりき 12  
離開흥 25 ← 引く 13  
顛覆 26 ← 殲滅 13  
殲滅 46=20  
回復 26 ← 恢復 13  
此을爲기야 26 ← 之れが爲に 13  
喜爲기야 26 ← の爲に 13  
軍上野心 27 ← 軍事上の野心 13 : 脱字  
却 28 ← 却つて 13  
且極 28 ← 且つ極めて 13  
聖神히視흥 28 ← 神聖視する 13  
見做기야 28 ← 見做し 13  
高히기야 28 ← 高め 13  
益益히 28 ← 益々 14  
強固게기야나라 28 ← 強めたり 15  
卑薄히기는 29 ← 卑しむ 14  
努力흥이라 29 ← 努む 14  
力求기는 30 ← 求めむとする 14  
千九百九十九年 30 ← 千八百九十九年 14 : 誤字  
此을因기여 30 ← 之れが爲に 14  
遲遲不進흥 30 ← 遅々として進歩せざる 14  
過早히 31 ← 最早 15  
無心흥을因흥이니 31 ← 欲せざるが爲なり 15  
嫌疑기고 32 ← 嫌ひ 15  
試為기고 32 ← 試み 15  
執持흥 34 ← 執る 15  
將次 34 ← 將に 16  
隆盛흥을希望기노라 34 ← 盛むならしめと欲す 16  
躊躇치말고 35 ← 遠慮會釋なく 16  
英語에有遜기다할지나 35  
← 英國と其の衝を争ふに足らざるものありとするも 16  
先次 36 ← 先づ 16  
努力기야 38 ← 欲して 17  
商業學等 41 ← 商業學校等 18 脱字  
不思議 42=19  
如右 42 ← 如上 19  
見苦흥 42 ← 苦みたる 19  
被感기바 42 ← 乘じたる 19

不遠間 43 ← 近き未來に於て 19  
思惟컨디 44 ← 思ふに 19  
에就기야가장重要기 44 ← に取り最も重要 20  
不過기야는디 45 ← 過ぎざりき 20  
各國國民 47 ← 各國民間 21  
現今 49 ← 現代 23

\*アラビア数字は当該ページを示す。

\*《固有名詞》の下線は原文のまま。訳者の説明はないが、      は地名・国名で、      は人名である。

【附録1】Reinsch 原書と訳書の目次対照

<i>World Politics At the End of the Nineteenth Century</i> , 1900	高田早苗抄訳『帝国主義論』1902	吉武源五郎訳『世界政策』1903
PREFACE	緒言	序／例言
PART I NATIONAL IMPERIALISM	第一編 民族的帝国主義	第一部 国民的帝国主義
CHAP. I THE TRANSITION FROM NATIONALISM TO NATIONAL IMPERIALISM IN THE NINETEENTH CENTURY	第一章 民族主義と民族的帝国主義	第一章 十九世紀ニ於ケル国民主義ヨリ国民的帝国主義ヘノ移遷
CHAP. II POLITICAL METHODS OF THE NEW NATIONAL IMPERIALISM	第二章 民族的帝国政略の手段	第二章 新国民的帝国主義ノ政治的手段
CHAP. III THE GREAT POWERS AS COLONIZERS	第三章 殖民としての列強	第三章 殖民者トシテノ諸強国
CHAP. IV THE CONNECTION BETWEEN COLONIZATION AND IMPERIALISM	第四章 殖民政略と帝国主義の関係	第四章 殖民ト帝国主義トノ関係
CHAP. V CONSEQUENCES OF THE POLICY OF NATIONAL IMPERIALISM	第五章 民族的帝国政略の結果	第五章 国民帝国主義ノ政策ノ結果
PART II THE OPENING OF CHINA	第二編 支那の開放	第二部 支那ノ開放
CHAP. I SOCIAL AND POLITICAL CHARACTERISTICS	第一章 支那の社会的及び政治的性質	第一章 支那ノ社会及ヒ政治的特質
CHAP. II THE ACTUAL NATURE OF THE INTERESTS ACQUIRED BY FOREIGN NATIONS IN THE CHINESE EMPIRE	第二章 諸外国が支那に於て得たる利益の性質	第二章 外国民ガ支那ニ於テ獲タル利益ノ実質
CHAP. III THE POLITICAL INFLUENCE OF THE GREAT POWERS IN CHINA	第三章 支那の現在及び未来	第三章 支那ニ於ケル列国ノ政治的勢力
CHAP. IV SUMMARY OF THE ACTUAL CONDITION OF AFFAIRS IN CHINA		第四章 支那ニ於ケル實際状態ノ概括
PART III THE CONSEQUENCES OF THE OPENING OF CHINA IN WORLD POLITICS	第三編 支那開放の世界の政に及ぼせる影響	第三部 支那開放ノ世界政策ニ及ボス結果
CHAP. I RUSSIAN IMPERIAL POLITICS	第一章 露西亜の帝国政略	第一章 露西亜ノ帝国政策
CHAP. II THE INFLUENCE OF THE ORIENTAL SITUATION ON THE WESTERN EUROPEAN POWERS	第二章 東洋の形勢の西欧諸国に及ぼせる影響	第二章 東方形勢ノ西欧列国ニ及ボセル影響
	223	222

CHAP. III THE MEETING OF THE ORIENT AND OCCIDENT	237	第三章 東西文明の接触	138	第三章 東西ノ会合	239
CHAP. IV GENERAL CONSEQUENCES OF THE OPENING OF CHINA	246	第四章 支那開放に関する一般の影響	145	第四章 支那開放ノ一般結果	252
PART IV GERMAN IMPERIAL POLITICS		<b>第四編 独逸の帝国政略</b>		<b>第四部 独逸ノ帝国政策</b>	
CHAP. I THE NATIONALISM OF BISMARCK AND THE IMPERIALISM OF WILLIAM II	261	第一章 比斯馬克の民族主義と維廉二世の帝国主義	153	第一章 びすまろくノ国民主義ト ういりあむ二世ノ帝国主義	267
CHAP. II GERMAN INTERESTS IN AFRICA AND ASIA	267	第二章 阿非利加及び亜細亞に於ける独逸の利害	158	第二章 亜非利加及ヒ亜細亞ニ於ケル独逸ノ利益	276
CHAP. III GERMAN COLONIZATION IN SOUTH AMERICA	281	第三章 南米に於ける独逸殖民	168	第三章 南亜米利加ニ於ケル独逸ノ殖民	283
CHAP. IV GENERAL CHARACTERISTICS OF GERMAN IMPERIAL POLITICS	287	第四章 独逸帝国政略の特性	172	第四章 独逸ノ帝国政策ノ一般性質	300
CHAP. V THE INFLUENCE OF IMPERIALISM ON DOMESTIC POLITICS	298	第五章 帝国主義の独逸の内政に及ぼせる影響	179	第五章 内治ニ及ホセル帝国主義ノ影響	313
PART V SOME CONSIDERATIONS ON THE POSITION OF THE UNITED STATES AS A FACTOR IN ORIENTAL POLITICS		<b>第五編 東洋に於ける北米合衆国の地位</b>		<b>第五部 東方政策ニ於ケル合衆国ノ地位</b>	
CHAP. I THE INTEREST OF THE UNITED STATES IN THE FAR ORIENT	309	第一章 極東に於ける合衆国の利害	184	第一章 絶東ニ於ケル合衆国ノ地位	323
CHAP. II THE INFLUENCE OF INTERNATIONAL POLITICS ON THE PARTY SYSTEM	327	第二章 国際政略が政党に及ぼせる影響	191	第二章 政党政治ニ及ホセル国際政策ノ影響	342
CHAP. III THE INCREASED IMPORTANCE OF THE EXECUTIVE	337	第三章 行政部勢力の増進	195	第三章 行政部ノ権力ノ加重	353
CHAP. IV THE INFLUENCE OF IMPERIALISM ON HOME AFFAIRS IN THE UNITED STATES	347	第四章 帝国政略が合衆国の内政に及ぼせる影響	201	第四章 合衆国ノ内治ニ及ホセル帝国主義ノ影響	365
CHAP. V INTERNATIONAL RELATIONS IN THE UNITED STATES	356	第五章 帝国主義が合衆国の国際関係に及ぼせる影響	205	第五章 合衆国ノ国際関係ニ及ホセル帝国主義ノ影響	375